

清流の国ぎふ

岐阜県の農業行政

(令和6年度版)



岐阜県

目次

1 令和6年度農政部の基本方針等

令和6年度農政部の基本方針	2
---------------	---

<基本方針に位置付けた事業概要>

担い手の経営発展への支援強化	3
農業を支える多様な担い手の育成・確保	4
スマート農業・データ活用型農業の推進	5
食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築	6
持続可能で安心と信頼を届ける農産物づくりの推進	7
県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり	8
輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化	9
畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり	10
新たな需要開拓による花き振興と主要園芸産地の生産体制強化	11
農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策等の推進	12
世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承	13
地域の魅力を活かした農村の活性化	14
中山間地域を守り育てる対策	15

2 令和6年度農政部の施策

(1) 農政課

農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	17
農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業費	17
農畜水産業の革新的経営環境強化プロジェクト事業費	17
農畜水産業のみどり戦略プロジェクト事業費	17
農畜水産業のDX加速化プロジェクト事業費	17
農業の気候変動適応プロジェクト事業費	18
次世代農畜水産業のデザインプロジェクト事業費	18
高額研究開発機器等整備事業費	18
重点研究開発推進費	18
農業技術センター試験調査費	18
中山間農業研究所県単試験調査費	18
畜産研究所県単試験調査費	19
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費	19
種豚再造成事業費	19
飛騨牛改良事業費	19
水産研究所試験調査費	19
水産研究所下呂支所再編整備事業費	19

＜スマート農業推進室＞

スマート農業普及推進事業費	20
スマート農業技術導入支援事業費補助金	20
環境保全型スマート技術実証事業費	21
次世代につなぐ営農体系の確立支援事業費補助金	21
グリーンな栽培体系への転換サポート事業費補助金	22
グリーンな栽培体系への転換サポート推進事業費	22
農業DXプラットフォーム推進事業費	22

(2) 検査監督課

農業協同組合監督事務費	23
水産業協同組合監督事務費	23

(3) 農産物流通課

県産農産物情報収集活動費	24
大都市圏販路拡大対策事業費	24
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金	24
県産農産物イメージアップ事業費補助金	24
規格外農産物等活用促進事業費補助金	25
規格外農産物等活用促進事業費	25
卸売市場施設整備事業費補助金	25
卸売販路拡大等支援事業費補助金	25
卸売市場等流通対策事業費	25
岐阜の「食」資源発掘・活用事業	25
「清流の国ぎふ」食文化シンポジウム開催事業費	25
輸出重点国農産物プロモーション事業費	26
海外拠点連携強化緊急対策事業費	26
オールジャパン農産物プロモーション事業費	26
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	26
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金	26
ハラール認証飛騨牛販路開拓事業費	27
農産物輸出戦略推進事業費	27
新規輸出品目促進事業費補助金	27
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金	27
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業費	27
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	27
県庁舎を活用した農業フェスティバル魅力向上事業費	28
学校給食地産地消推進事業費補助金	28
県産農産物販売力強化事業費	28
6次産業化促進事業費	28
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	28
農業6次産業化促進支援事業費補助金	28

6次産業化サポート体制整備事業費	28
6次産業化推進事業費補助金	29
6次産業化施設整備事業費補助金	29
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	29
県産農畜水産物関西圏市場開拓事業費	29
飛騨牛等プロモーション事業費	29
農林水産祭参加費	30

(4) 農業経営課

普及指導員活動費	31
普及推進事業費	31
新たなブランド育成支援事業費	31
普及企画費	31
女性が変わる未来の農業体制整備事業費	31
女性が変わる未来の農業整備事業費補助金	31
農業大学校運営費	32
人材養成指導費	32
農業大学校ウェブサイト制作・運用管理委託事業費	32
緑の学園開催事業費	32
農村青少年クラブ事業費補助金	32
農業海外研修事業費補助金	32
農業担い手リーダー支援事業補助金	32
農業共済指導検査事務費	32
利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金	33
収入保険加入促進事業費補助金	34
収入保険加入者支援事業費補助金	34

<担い手対策室>

就農・就業相談窓口事業費補助金	35
就農・就業相談員等補助金	35
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金	35
新規就農者育成総合対策事業費補助金	36
新規就農者育成総合対策推進事務費	36
農業次世代人材投資事業費補助金	37
ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金	37
新規就農サポート事業費補助金	37
新規就農サポート推進事務費	37
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	38
農福連携推進センター人件費補助金	38
農福連携推進活動事業費補助金	38
農福連携推進強化事業費補助金	39
農福連携推進活動事業費	39
儲ける農業経営者育成支援事業費	39

新規就農・経営安定支援事業費補助金	39
地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	40
地域計画策定推進緊急対策事業費	40
新規就農等農地確保推進事業費補助金	40
農地中間管理機構運営費補助金	40
農地中間管理事業事務費	40
機構集積協力金交付事業費補助金	41
農業経営者法人化等総合サポート事業費	42
集落営農等育成推進事業費	42
集落営農後継者育成等推進事業費補助金	42
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	43
集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	44
新規園芸品目導入経営多角化事業費補助金	44
経営体育成支援事業費補助金	44
産地間連携等労働力確保定着事業費	46
農業の労働力安定確保推進事業費補助金	46
農業経営法人化支援事業費補助金	46
岐阜県就農支援センター運営費	46
岐阜県就農支援センターD X高度化事業費	46

(5) 農産園芸課

環境保全型農業直接支払交付金	47
環境保全型農業直接支払等推進交付金	47
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	48
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	48
有機農業指導員育成事業費	48
有機農業総合推進事業費	48
有機農業産地づくり推進事業費補助金	48
有機農業生産振興事業費補助金	48
有機転換推進事業費補助金	49
肥料高騰対策機械等整備事業費補助金	49
ぎふ清流G A P推進事業費	49
ぎふ清流G A P運営事業費補助金	49
ぎふ清流G A P運営事業費補助金（人件費）	49
G A P産地育成指導事業費	49
G A P農産物拡大事業費補助金	50
グッドな農業を目指すG A P推進P R事業費	50
グッドな農業を目指すG A P推進P R事業費補助金	50
防除指導費	50
病害虫防除所運営費	50
病害虫防除員活動費	50
指定病害虫発生予察事業費	51
重要病害虫発生予察事業費	51

肥料検査指導費	51
病虫害総合管理技術推進対策事業費	51
侵入病虫害緊急防除対策推進費	51
侵入病虫害緊急防除対策事業費補助金	51
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	51
農薬安全使用総合推進指導事業費	51
ジャンボタニシ被害対策推進事業費	52
需要対応型ぎふ米産地ブランド確立支援事業費	52
新酒米による産地づくり推進事業費	52
県産米新規需要開拓支援事業費	52
岐阜県米麦改良協会補助金	52
採種指導運営事業費	52
主要農作物原種等供給強化事業費	53
備蓄米管理調整交付金	53
農産物検査対策事業費	53
麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金	53
農業機械利用総合対策推進事業費	53
水田農業構造改革推進事業費補助金	54
水田農業構造改革推進指導費	54
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金	54
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	54
水田フル活用推進事務費補助金	55
水田フル活用実践指導費	55
持続可能な産地育成支援事業費補助金	55
畑作物産地形成促進事務費補助金	55
畑作物産地形成推進事務費	56
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	56
加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金	59
園芸産地持続力強化支援事業費補助金	59
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	59
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	60
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	60
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	60
薬草の里づくり推進事業費	60
園芸特産ブランド力強化推進指導費	60
園芸特産振興団体育成対策費補助金	60
元気な美濃茶産地づくり推進事業費	61
蚕業振興対策事業委託料	61
園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金	61
岐阜県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金	61
花き生産振興指導費	61
関東東海花の展覧会事業費	61
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費	62

ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	62
花き総合指導センター事業費	62
花と緑の振興顧問設置費	62
ぎふの花でおもてなし花飾り推進事業	62
国際園芸アカデミー20周年記念事業	62
ぎふの花っていいね！プロジェクト推進事業	63
ぎふ花と緑の振興促進事業費補助金	63
花きの担い手育成経営・技術支援事業費	63

(6) 畜産振興課

畜産経営指導事務費	64
中小家畜生産強化支援事業費補助金	64
養蜂推進事業事務費	64
畜産協会等事業推進費補助金	64
畜産コンサルタント設置事業費補助金	64
食鳥処理施設整備事業費補助金	64
農畜産業振興機構委託事務費	65
地方競馬全国協会委託事務費	65
畜産高度化支援リース事業委託事務費	65
酪農振興対策支援事業費	65
資源循環型畜産確立推進事業費	65
自給飼料生産・利用拡大推進事業費	65
牧場管理委託料	65
牧場管理委託料（人件費分）	66
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価員会運営事務費	66
県営育成牧場施設等修繕費	66
県営育成牧場備品購入費	66
飼料安全性・品質確保調査検査事業費	66
加工原料乳認定事業委託事務費	66
飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	66
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	66
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）	66
事業費計画策定事業費（公共枠）	66
共同利用模範牧場土地借上料	66
強い畜産構造改革支援事業費補助金	67
自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業費補助金	67

＜飛驒牛銘柄推進室＞

県優良種雄牛造成対策事業費	68
飛驒牛生産基盤強化対策事業費補助金	68
飛驒牛戦略推進強化事業費	68
飛驒牛繁殖マイスター育成事業費	68
家畜流通指導費	68
飛驒牛銘柄推進事業費補助金	68

(7)家畜防疫対策課

豚熱・アフリカ豚熱対策調査・研究事業費	69
岐阜県CSF有識者会議開催費	69
家畜保健衛生所運営費等	69
豚熱対策事業費	69
豚熱予防的ワクチン接種事業費	69
獣医師人材育成プロジェクト事業費	69
種畜検査費	69
高度病性鑑定費	69
死亡牛BSE検査推進事業費	69
死亡牛検査処理円滑化推進事業費補助金	70
監視・危機管理体制整備促進対策事業費	70
地域衛生管理技術対策事業費	70
家畜衛生指導調査費	70
家畜疾病診断精度管理向上事業費	70
畜産物安全対策事業費	70
動物用医薬品製造業者等監視指導費	70
獣医師確保修学資金給付事業費補助金	70
大学家畜衛生連携事業費	71
家畜伝染病予防事業費	71
家畜伝染病防疫対応強化事業費	71
家畜伝染病検査体制整備事業費	71
豚熱等埋却地管理事業費	71
農場等バイオセキュリティ向上総合対策事業費補助金	71
自衛防疫強化促進事業費補助金	71
野生いのしし捕獲等対策強化事業費	72
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金	72
野生いのしし捕獲等対策強化事業費（補助職員）	72
野生いのしし食肉処理工程増設事業補助金	72
野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業費	72

(8)農村振興課

ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	73
岐阜県農業農村整備委員報酬	74
棚田地域水と土保全基金事業費	74

棚田地域水と土保全活動推進補助金	75
都市農村交流推進事業費	75
都市農村交流推進事業費補助金	75
農泊推進事業費	76
GIFU-DO農泊推進事業費	76
GIFU-DO農泊推進事業費補助金	76
農村地域定住促進調査研究事業費	76
遊休農地等利活用促進事業費補助金	76
農業会議交付金（単補）	77
農業会議交付金（人件費）	77
中山間地域等直接支払交付金	77
中山間地域等直接支払推進交付金	77
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	77
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	78
多面的機能支払交付金（国費）	78
多面的機能支払交付金（県費）	78
多面的機能支払推進費（国費）	78
多面的機能支払推進費（県費）	78
多面的機能支払推進交付金	78
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	78
農山漁村振興推進交付金	79
生態系保全支援事業費補助金	79
生態系保全支援事業推進費	79
水田魚道設置推進事業費	79
人権問題啓発推進事業費	79
市町村農業委員会交付金	80
市町村農業委員会補助金（国補）	80
指導費（農業委員会運営費）	80
農業会議国庫補助金	80
農業会議県単独補助金	80
農業会議県単独補助金（人件費）	80
農業会議県単独補助金（事務局長人件費）	80
農地等利用関係適正化事務費	80
農地関係指導費	80
指導費（国有農地等管理費）	80
自作農財産管理事務取扱交付金	81

<鳥獣害対策室>

鳥獣害対策推進事業費	82
鳥獣被害防止対策県活動事業費	82
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	82
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	83
有害鳥獣等対策費	83

野生鳥獣個体数管理事業費補助金	83
野生鳥獣個体数管理事業費	83
獣肉処理施設整備事業費補助金	84
ぎふジビエブランド戦略事業費	84
カワウ駆除対策事業費	84

(9)里川・水産振興課

世界農業遺産推進事業費	85
世界農業遺産推進協議会負担金	85
東アジア農業遺産学会実施事業費	85
世界農業遺産国際支援推進費	85
県有施設維持管理費	85
内水面振興施設整備事業費	85
清流長良川あゆパーク管理運営費	85
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費	85
清流長良川あゆパーク活用促進事業費	86
内水面漁業普及啓発促進事業費	86
内水面漁場管理委員会費	86
漁業取締費	86
水産業指導調整費	86
遊漁者増大対策事業費補助金	86
水産多面的機能発揮対策事業費	86
魚類繁殖被害対策費（あゆ種苗放流委託料）	86
電力補償事務費	87
内水面漁業研修センター設置運営事業費	87
世界農業遺産持続的漁場継承事業費	87
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	87
県産アユ販路拡大支援事業費補助金	87
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業費	87
鮎の輸出国拡大促進対策事業費	87
内水面振興施設整備事業費	87
国際水準水産エコラベル認証取得支援事業費補助金	87
養殖飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	88
鮎種苗生産施設緊急支援事業費補助金	88
漁業経営持続化事業費補助金	88
養殖衛生管理体制整備事業費	88
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	88
アユ漁業振興対策事業費	88
河川遡上アユ再生産促進事業費	88

<コクチバス対策室>

外来魚生息拡大防止緊急対策事業費	89
コクチバス被害防止対策事業費補助金	89

(10)農地整備課

<調査計画係>

県営土地改良事業計画等調査費	90
農水省受託農業基盤情報基礎調査費	90
農業水利保全事業費	90
国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	90
水利施設管理強化事業費補助金	91
農業水利施設省エネ推進事業費補助金	91

<事業管理係>

土地改良区体制強化事業費補助金	91
土地改良区施設管理費高騰対策補助金	92
飛騨エアパーク管理運営費	92

<水利・小水力係>

県営かんがい排水事業費	93
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	95
基幹的農業用水路強靱化事業費	96
土地改良施設保全計画策定事業費	96
田んぼダム実証事業費	97
小水力発電施設整備事業費	97
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金	98
小水力発電活用支援事業費補助金	99

<農地・農道係>

県営経営体育成基盤整備事業費	100
農業経営高度化支援事業費補助金	102
県営農業基盤整備促進事業費	103
県営広域農道整備事業費	105
県営基幹農道整備事業費	106
県営農道施設強化対策事業費	106
県単経営体育成基盤整備事業費	107
土地改良事業調査設計事業補助金	108
農地集積促進意向調査事業費	108
団体営農道保全計画策定事業費補助金	108
飛騨エアパーク施設保全対策事業費	109

<総合整備係>

県営中山間地域総合整備事業費	109
県営農村振興総合整備事業費	111
農村振興総合整備実施計画調査費	113
農業集落排水維持適正化事業費	113
団体営農業集落排水事業費補助金	113
中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金	114
用排水路・河川落差解消支援事業費補助金	114

<農地防災対策室>

県営湛水防除事業費	115
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	116
地すべり防止施設管理事業費	117
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	117
団体営農地災害復旧費	118
土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業費補助金	119
農業水利施設管理強化事業費補助金	119
排水機維持管理費補助金	120
農業用施設緊急改修事業費	120
県営ため池等整備事業費	120
団体営ため池等防災力強化事業費補助金	124
県営ため池防災対策事業費	125
ため池防災支援事業費	125
団体営ため池サポートセンター事業費補助金	126
農業農村整備事業費補助金	127
農業農村整備調査事業費	131
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金	131

3 各種計画・地域指定等

(1) 農業振興地域	133
(2) 特定農山村地域	136
(3) 指定棚田地域	138
(4) 農村産業法対象地域	141
(5) 野菜指定産地	143
(6) 酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村	144
(7) 防災重点農業用ため池	146

4 行政組織等

(1) 農政部組織	149
(2) 各課事務分掌表	
①農政課	150
②検査監督課	151
③農産物流通課	151
④農業経営課	152
⑤農産園芸課	153
⑥畜産振興課	154
⑦家畜防疫対策課	155
⑧農村振興課	156
⑨里川・水産振興課	157
⑩農地整備課	158

1 令和6年度 農政部の基本方針

令和6年度 農政部の基本方針

ぎふ農業・農村基本計画(R3-R7)

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり ～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

計画の4つの基本方針に沿って施策を推進

I ぎふ農業・農村を支える人材育成

1 担い手の経営発展への支援強化

- ◎ 農業者のキャリアアステージに応じた体系的な経営力強化研修の実施
- ◎ 経営発展に必要な機械導入支援、営農定着に向けた施設修繕支援の強化
- ◎ 新規就農者等のニーズに対応した農地確保や地域計画策定の促進

2 農業を支える多様な担い手の育成・確保

- ◎ ぎふ農福連携推進センターの開設、ノウフク商品の販路拡大への取組強化
- ◎ 女性農業者のキャリアパスの作成、産地間連携による労働力確保の推進
- ◎ 国際園芸アカデミーのサテライト施設開設、農業大学の情報発信強化

3 スマート農業・データ活用型農業の推進

- ◎ スマート農業機器の導入支援強化、環境負荷低減型スマート技術の普及
- ◎ クラウド型データ連携システムのモデル産地での効果検証
- ◎ 就農支援センターの研修ハウスへの複合環境制御装置の整備

II 安心で身近な「ぎふの食」づくり

4 食料安全保障強化に資する生産・供給体制の構築

- ・ 長引く配合飼料や養殖飼料、電気料金等の価格高騰に対する支援
- ◎ 新商品開発など米粉の需要開拓、飼料用米の県特認品種の実証試験
- ◎ 卸売市場の外食産業ニーズに対応した設備等の導入支援
- ◎ 地産地消費ぎふ応援団の活動促進、食文化シンポジウムの開催

5 持続可能で安心と信頼を届ける農産物づくりの推進

- ◎ 有機農業アドバイザー制度の新設、有機農産物の販売拠点の拡大
- ◎ ぎふ清流GAPの組織評価員の育成、GAP農産物販売フェアの拡大

6 県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり

- ・ 農地の大区画化や水田の乾田化、用水管理等の高度化・省力化の推進
- ・ 農業用ため池の豪雨・地震対策の推進、適正管理に向けた支援

計画の重要テーマとして施策を推進

13 中山間地域を 守り育てる対策

- ◎ 菓草フオラーラム開催や新商品プロモーション等による地域活性化
- ◎ 県育成の新酒米による産地づくり推進

「◎」は新規事業 「○」は拡充事業 「・」は継続事業

III ぎふ農畜水産物のブランド展開

7 輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化

- ◎ 国等と連携した海外の販路回復・拡大に向けた現地プロモーションの展開
- ◎ 大阪・関西万博に向けた食材提案会の実施、コーデイネート機能の強化

8 畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり

- ◎ 全共北海道大会に向けた飼料実証等の取組推進、奥美濃古地鶏のPR強化
- ◎ 農場の分割管理に必要な施設整備支援、飼養衛生管理向上の取組強化
- ・ アフリカ豚熱の国内侵入も見据えた野生いのしし対策の推進

9 新たな需要開拓による花き振興と主要園芸産地の生産体制強化

- ◎ 全国行事での花飾りや産地見学バスツアー等によるぎふ花きの魅力発信
- ◎ AIを活用したトマトの品質向上等に向けた技術開発
- ◎ くり等の生産拡大に向けた作業の省力化に必要な機械導入の支援強化

IV 地域資源を活かした農村づくり

10 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策等の推進

- ・ 遊休農地化防止に向けた農地保全活動の支援（中山間、多面交付金等）
- ◎ ニホンザル被害対策の強化、漁協のカワウ被害対策の取組支援

11 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承

- ◎ コクチバスの生息状況把握及び駆除対策、漁協の生息拡大防止の取組支援
- ◎ 東アジア農業遺産学会の開催、鮎の食文化をPRする鮎料理フェアの開催

12 地域の魅力を活かした農村の活性化

- ◎ 新たな農泊プログラムを実施する地域づくり、農泊の広域的な情報発信強化
- ◎ 「半農半X」の体感モデルツアーの実施、ジビエフェアの開催

- ◎ 大学生等が行う棚田保全活動等の支援強化
- ・ 中山間地域の特性に合わせた生産基盤、生活環境基盤の整備

所 属	農政部農業経営課		
係 名	就農支援係、経営体強化育成係	内線	4087、4088

担い手の経営発展への支援強化

＜農地中間管理事業等推進基金事業＞

1 事業費 272,250（前年度 179,500）

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	42,675	補助金	260,750
繰入金	55,000	委託料	10,127
諸収入	110,500		
一般財源	64,075		

2 背景・事業目的

未来のぎふ農業・農村を支える新規就農者や、認定農業者等を育成・確保するため、担い手の経営発展に資する取組みを支援する。

3 事業概要

(1) 担い手の経営力強化の支援（170,250千円）

- 就農後の経営発展に必要な農業機械等の導入支援や、営農定着に向けたハウス被覆用ビニール等の施設修繕の支援を強化する。

＜機械等の導入支援＞

補助対象者：市町村（助成対象：認定新規就農者）

補助率：3/4以内、補助限度額7,500千円ほか

＜施設修繕の支援＞

補助対象者：市町村（助成対象：就農後5～10年の認定農業者）

補助率：1/3以内、補助限度額：1,000千円

- 新** 農業者の所得データの分析に基づいた経営の課題解決と所得向上に向けた取組みを推進するため、キャリアステージに応じた体系的な経営力強化研修を開催する。

(2) 農地の集積・集約化の推進（102,000千円）

＜一部農地中間管理事業等推進基金事業＞

- 将来の目指すべき農地利用の姿を示す地域計画策定を一層促進するため、地域の話し合いをコーディネートする人材養成等を行う。
- 担い手の農地集約化の加速を図るため、必要となる農業機械等の導入を支援する。

〔補助対象者：市町村（助成対象：農業法人・農業者が組織する団体等）〕

〔補助率：定額、補助限度額：4,000千円〕

- 新規就農者等のニーズに対応した農地を確保するため、農地中間管理機構による簡易な整備の取組みを支援する。

[補助対象者：県農畜産公社、補助率：10/10以内]

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (13) 農村教育推進費
(明細書事業名) ○ 農業後継者育成対策費
新規就農・就業サポート事業費 ほか

所 属	農政部農業経営課			農政部農産園芸課		
係 名	普及企画係、就農支援係、 経営体強化育成係	内線	4083、4087、 4088	花き係	内線	4113

農業を支える多様な担い手の育成・確保

1 事業費 38,341 (前年度 15,000)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫 10,737 補助金 26,129

諸収入 6,500 委託料 10,069

一般財源 21,104

2 背景・事業目的

農業者の高齢化や減少が急速に進行する中、認定農業者等に加え、障がい者や女性等の多様な担い手が活躍できるよう、きめ細かな支援や、農業等の未来を支える人材の育成・確保に取り組む。

3 事業概要

(1) 農福連携の推進強化 (26,129 千円)

- 新・ 県農畜産公社内に「ぎふ農福連携推進センター」を開設し、農福連携の認知度向上などの推進機能を強化する。
- ・ 農福連携の魅力を県内外へ発信し、ノウハウ商品の販路拡大等を強化するため、マルシェやフォーラム等を開催する。

(2) 女性や外国人材等の確保推進 (8,500 千円)

- 新・ 女性の新規就農を一層促進するため、活躍する女性農業者のキャリアパスを新たに作成し、PRを展開する。
- ・ 男女共同参画に対する理解醸成を図るため、女性が活躍する先進農業経営体へのインタビュー動画の作成などを実施する。
- 新・ トマトやホウレンソウ等産地での労働力確保に向け、複数の産地等と連携した外国人材等を活用する仕組みづくりを推進する。

新 (3) 農業や花とみどりの未来を支える人材の育成・確保 (3,712 千円)

- ・ 園芸業界で活躍するために必要な職業意識とコミュニケーション能力を養う実践的な授業の実施に向け、ぎふワールド・ローズガーデンに国際園芸アカデミーのサテライト施設を開設する。
- ・ 創立90周年を迎える農業大学校の人材育成カリキュラムなど、同校の特色や魅力を十分に伝えるウェブサイトを開設する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (13) 農村教育推進費
(明細書事業名) ○農業後継者育成対策費
新規就農・就業サポート事業費 ほか

所 属	農政部農政課			農政部農業経営課		
係 名	スマート農業推進係	内線	4023	就農支援係	内線	4087
				就農研修係	電話	0584-53-0175

スマート農業・データ活用型農業の推進

1 事業費 72,131 (前年度 54,200)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	37,565	補助金	54,000
一般財源	34,566	使用料	12,028
		工事請負費	2,750

2 背景・事業目的

誰もが熟練農業者と同等の収益が得られ、環境にも配慮した農業の実現を目指し、生産性向上や環境負荷低減につながるスマート農業機器の導入支援や幅広い品目の収益性向上を図るデータ活用型農業を推進する。

3 事業概要

(1) 地域のニーズに対応したスマート農業の推進 (57,000 千円)

新・ スマート農業と環境に配慮した栽培技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」を実証し、県内全域に技術普及を図る。

- ・ 経営発展や中山間地域の軽労化に向けたスマート農業技術の導入支援に加え、園芸施設の環境モニタリング機器の導入支援を強化する。

補助対象者：市町村等（助成対象：認定農業者、認定新規就農者等）

補助率：1/3 又は 1/2 以内、補助限度額：3,000 千円

※環境モニタリング機器：1/2 以内、補助限度額：500 千円

(2) データ活用型農業の取組みの推進 (15,131 千円)

- ・ クラウド型データ連携システムを活用したデータに基づくトマトやいちごの生産管理をモデル産地で実証し、経営改善効果を検証する。

新・ 就農支援センターにおいて環境制御技術などデータを活用した農業経営を習得するため、研修ハウスに複合環境制御装置(※)を整備する。

※複合環境制御装置：

温度、湿度、日射量、二酸化炭素濃度等の環境情報を基に、ハウス内の環境制御機器（暖房機、二酸化炭素発生装置、換気装置等）を総合的に自動・遠隔制御できる装置

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
スマート農業推進費 ほか

所属	農政部農産物流通課			農政部農産園芸課			令和6年度担当所属名
係名	流通企画係	地産地消係	内線 4062	米麦大豆係	水田経営係	内線 4117	同左
所属	農政部畜産振興課			農政部農地整備課			令和6年度担当所属名
係名	酪農・飼料係	内線 4141	調査計画係	内線 4238			同左
所属	農政部里川振興課						令和6年度担当所属名
係名	漁業振興係			内線 4213			農政部里川・水産振興課

食料安全保障強化に資する生産・供給体制の構築

【12月補正後 1,790,039】

1 事業費 202,365 (前年度 48,575)

【財源内訳】

国庫 155,566
 諸収入 2,406
 一般財源 44,393

【主な用途】

補助金 161,696
 負担金 22,575
 委託料 13,096

2 背景・事業目的

国の「食料・農業・農村基本法」の見直しにおける食料安全保障の強化の動向を踏まえ、物価高騰の影響緩和、食料生産の拡大、流通体制の強化、地産地消の推進等を通じ、食料安定供給体制の強化に取り組む。

3 事業概要

(1) 長引く生産資材等の価格高騰に対する支援 (129,996 千円)

- 畜産農家や養殖業者、土地改良区等に対し、飼料費や電気料金等の価格高騰分の一部を支援する。

〔補助率：価格高騰分の1/2以内 ほか〕

新 (2) 米粉や飼料用米の生産拡大 (1,963 千円)

- 県産米粉の需要開拓に向け、製粉業者向けの商談会、大学と企業が連携した新商品開発等を実施するほか、地域の気候に適し多収性に優れた飼料用米の特認品種(※)の実証試験を行う。

※特認品種：多収で飼料用などの主食用以外の用途で生産される品種で、国の認定を受ければ国交付金の単価が飼料用米と同等となる

新 (3) 卸売市場の食料供給機能の効率化等に向けた支援 (15,700 千円)

- 農産物等食料の流通を担う卸売市場における外食産業のニーズに応じた一次加工設備・機械の導入を支援する。

〔補助対象者：市町村(助成対象：卸売業者)、補助率：1/4以内〕

(4) 地産地消県民運動の展開 (54,706 千円)

- 地産地消ぎふ応援団の直売所や量販店、飲食店と連携した県産農産物の消費拡大を実施するほか、地域の伝統食材を使用した郷土料理や食文化をテーマにしたシンポジウムを新たに開催する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
 (明細書事業名) ○総合農政推進費
 農産物地産地消推進費 ほか

所 属	農政部農産園芸課		
係 名	ぎふ清流GAP推進係	内線	4113

持続可能で安心と信頼を届ける農産物づくりの推進

1 事業費 29,516 (前年度 17,517)

【財源内訳】

国庫 20,259
一般財源 9,257

【主な使途】

補助金 12,000
委託料 10,869
需用費 3,640

2 背景・事業目的

環境負荷を軽減し持続可能な農業を実現するため、生産・販売の両面で有機農業の拡大に取り組むとともに、国際水準ガイドラインに準拠した「ぎふ清流GAP評価制度」に取り組む産地の拡大を図る。

3 事業概要

(1) 技術確立や販売拠点づくりによる有機農業の拡大 (18,800 千円)

- 有機農業の優れた技術と豊富な経験を有する有機農業アドバイザーの派遣制度を新設するほか、有機農業の拡大に意欲的な地域に対し、生産技術の確立や消費者との交流等の取組みを支援する。
[補助対象者：市町村等、補助率：定額、補助限度額：10,000 千円]
- 有機農産物の販売拠点づくりに向け、オーガニックマルシェを県内全域に拡大するとともに、量販店での販売フェアを開催する。

(2) 国際水準の「ぎふ清流GAP評価制度」の普及 (10,716 千円)

- 産地の「ぎふ清流GAP評価制度」の取組みを促進するため、組織マネジメント手法等を指導する組織評価員を増員する。
- 新** 仲卸業者等への「ぎふ清流GAP評価制度」の理解促進に向け、出前講座や農場視察の開催、産地と販売店とのマッチングに取り組む。
- 量販店や卸売業者等のぎふ清流GAPパートナーと連携したGAP農産物販売フェアを拡大するほか、消費者交流イベントを開催する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
環境保全型農業総合推進事業費 ほか

所 属	農政部農地整備課		
係 名	調査計画係	内線	4238

県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり

1 事業費 4,897,892 (前年度 4,557,266)

【財源内訳】

国庫 2,229,033
 県債 1,300,100
 分負担金 651,809
 一般財源 716,950

【主な使途】

工事請負費 3,774,575
 委託料 684,137
 補助金 374,680

2 背景・事業目的

効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、施設点検や用水管理の高度化・省力化を推進する。

また、集中豪雨や大規模地震の発生に備え、農村地域の防災・減災対策を強化するため、農業用ため池の豪雨・地震対策等を推進する。

3 事業概要

(1) 県民の食を支える農業生産基盤の整備 (1,932,050 千円)

- ・ 担い手に対し、農地の集積、集約化や高収益作物への転換等を促進するため、農地の大区画化や水田の乾田化を実施する。(25地区)
- ・ 農業用水の安定的な確保に向け、農業用水路の整備や補修等を実施する。(26地区)
- ・ 施設点検や用水管理の高度化・省力化を推進するため、ドローンやロボット等の活用に加え、自動給水装置を整備する。(4地区)

(2) 災害に強い農村づくり (2,965,842 千円)

- ・ ため池工事特措法に基づき、防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策等を実施する。(94地区)
- ・ 防災重点農業用ため池の適正管理に向け、管理道補修等の環境整備の支援を強化する。(5地区)
- ・ 老朽化した農業用排水機場の整備、農道橋の耐震補強等を実施する。(24地区)

(款) 6 農林水産業費 (項) 4 農地費 (目) (4) ほ場整備事業費 (明細書事業名) ○公共事業 経営体育成基盤整備事業費 ほか

所 属	農政部農産物流通課		
係 名	流通企画係、輸出戦略係 地産地消係、販売対策係	内線	4062、4064 4065、4068

輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化

1 事業費 100,800（前年度 78,441）

【財源内訳】

国庫	33,200
諸収入	2,520
一般財源	65,080

【主な使途】

委託料	77,602
旅費	8,510
補助金	5,800

2 背景・事業目的

アフター・コロナの反転攻勢に向け、円安を追い風とした海外輸出や発信力が高い大都市圏でのプロモーションを強化する。

大阪・関西万博が開催される関西圏など大都市圏での県産農畜水産物のプロモーションを強化する。

3 事業概要

（1）輸出拡大の強化（68,220 千円）

- ・ 協力覚書を締結する海外百貨店等への委託PRに加え、欧米を中心に対面での現地プロモーションを展開する。
- 新**・ 国が海外に設置する輸出支援プラットフォーム等と連携し、オールジャパンの取組みと併せて県産農畜水産物のプロモーションを実施する。
- ・ 岐阜いちごや飛騨メロンなど新たな品目の輸出拡大に向け、検疫条件に応じた生産技術導入や商談会参加等を支援する。

（補助対象者：農畜水産業者、農業協同組合、漁業協同組合、食品製造事業者等
補助率：1/2 以内、補助限度額：1,000 千円）

（2）大都市圏での需要喚起（32,580 千円）

- ・ 大阪・関西万博を見据えた販路開拓に向け、万博に出展予定の飲食店等の事業者を対象とした食材提案会を実施する。
- ・ 首都圏や関西圏における県産食材の需要拡大に向け、ホテルやレストランに対するメニューフェアやマッチングなどのコーディネート機能を強化する。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(2) 農業振興費
（明細書事業名）○総合農政推進費
農産物輸出戦略推進費 ほか

所属	農政部畜産振興課			農政部家畜防疫対策課		
係名	銘柄推進係、養豚養鶏係、酪農飼料係	内線	4138	防疫推進係、防疫指導係、捕獲調査係	内線	4155

畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり

【9月補正後 575,006】

1 事業費 1,962,937 (前年度 571,870)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫	1,674,266	補助金	1,447,577
使用料及び手数料	13,200	委託料	354,216
一般財源	275,471	需用費	118,422

2 背景・事業目的

飛騨牛をはじめとした家畜改良及び生産体制を強化するとともに、家畜伝染病に備え、防疫体制の強化や野生いのしし対策に取り組む。

3 事業概要

(1) 畜産物を支える生産体制強化 (1,379,078 千円)

- ・ 全国の全国和牛能力共進会での日本一奪還に向け、ゲノム解析技術の活用や新飼料の実証試験、長距離輸送対策等に取り組む。
- ・ 酪農の経営安定強化に向け、酪農ヘルパー利用を支援する。
 [補助対象者：県酪農農業協同組合連合会 (助成対象：県内酪農ヘルパー組合)]
 [補助率：1/2 以内]
- ・ 奥美濃古地鶏のPR活動や蜜源確保の取組みの支援を強化する。
 [補助対象者：奥美濃古地鶏普及推進協議会、岐阜県養蜂組合連合会]
 [補助率：1/2 以内]
- ・ 産地の生産基盤の強化に向け食鳥処理場の施設整備を支援する。
 [補助対象者：市町村 (助成対象：食鳥処理事業者)、補助率：1/2 以内]

(2) 家畜伝染病に対応できる産地づくり (583,859 千円)

- 新**・ 農場のバイオセキュリティ向上や、伝染病発生時に殺処分となる家畜を少なくするための分割管理に必要な設備の導入を支援する。
 [補助対象者：市町村、農業者団体等、補助率：1/2 以内]
 [※導入設備等により補助限度額あり。]
- ・ 家畜伝染病の発生予防のため、豚熱ワクチンの接種や家畜伝染病検査の強化、高病原性鳥インフルエンザ流行シーズンにおける農場の一斉消毒、飼養衛生管理向上のための指導を実施する。
- ・ 豚熱の感染拡大防止に向けた野生いのししの生息密度低減を図るため、捕獲を推進するとともに、アフリカ豚熱の国内侵入に備え、狩猟関係者等との連携体制構築や防疫演習を実施する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 畜産業費 (目) (2) 畜産振興費
 (明細書事業名) ○畜産振興対策費
 飛騨牛改良推進事業費 ほか

所 属	農政部農政課			農政部農産園芸課		
係 名	農業研究推進係	内線	4025	花き係、野菜果樹特産係	内線	4113、4119

新たな需要開拓による花き振興と主要園芸産地の生産体制強化

1 事業費	52,014 (前年度 3,216)	
	【財源内訳】	【主な用途】
	国庫	14,655 委託料 26,337
	一般財源	37,359 補助金 18,200
		需用費 4,564

2 背景・事業目的

花きの需要拡大に向け、全国行事等での花飾りにより、県産花きの魅力を全国に発信する。また、園芸産地の拡大に向け、生産効率や品質向上につながる技術開発のほか、出荷作業の省力化を進める。

3 事業概要

新 (1) 全国行事での花飾り等によるぎふの花の魅力発信(27,737千円)

- ・ ぎふの花の魅力を全国に発信するため、花き文化団体等と協働して全国行事の会場や沿道の花飾りを実施する。
- ・ ぎふの花のファンを増やし、地域内消費を拡大するため、産地見学バスツアーの開催や、量販店等に県産花き売り場を設置する。

新 (2) AIを活用した品質向上等に向けた技術開発(6,077千円)

- ・ AIを活用したトマトの生育診断技術の開発など、生産効率や収穫量・品質の飛躍的向上など革新的な技術の開発を行う。

(3) 作業の省力化による園芸産地の拡大支援(18,200千円)

- ・ ほうれんそう、えだまめ、くりの生産拡大に向け、新たに、地域の担い手組織に対する作業の省力化に必要な機械導入等を支援する。

〔補助対象者：市町村（助成対象：生産者組織、農業協同組合）
 補助率：1/2以内（機械導入等）
 定額（実証する機械の運搬費）〕

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (9) 園芸特産物対策費
 (明細書事業名) ○花き振興対策費
 花き振興推進指導費 ほか

所 属	農政部農村振興課		
係 名	農村企画係	内線	4176

農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策等の推進 <清流の国ぎふ森林・環境基金事業>

1 事業費 3,723,772 (前年度 3,589,696)

【財源内訳】		【主な使途】	
国庫	2,695,986	補助金	3,611,669
繰入金	150,760	委託料	78,016
一般財源	877,026		

2 背景・事業目的

遊休農地の発生を防止し、災害の防止や自然環境の保全など農業・農村が持つ多面的機能を維持するため、地域ぐるみでの農地・農業用施設等の保全活動や野生鳥獣被害対策等を推進する。

3 事業概要

(1) 遊休農地化を防止する活動の支援 (2,923,009 千円)

- 地域ぐるみで農地や農業用施設等を保全するため、多面的機能支払制度(※)や中山間地域等直接支払制度(※)の取組みを支援する。

※多面的機能支払制度：地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、農地や水路、農道等の地域資源の維持保全活動を支援する制度
 ※中山間地域等直接支払制度：農業の生産条件が不利な地域での農業生産の継続を支援する制度

<多面的機能支払交付金(助成対象：活動組織等)> 補助率：定額(田：3,000円/10a ほか) 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 <中山間地域等直接支払交付金(助成対象：農業者等)> 補助率：定額(田：21,000円/10a ほか) 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ほか
--

(2) 鳥獣被害対策等の推進 (800,763 千円)

<一部清流の国ぎふ森林・環境基金事業>

- 新** 農作物等への加害性が高いニホンザルの生息数半減に向け、市町村が行う個体数調整捕獲を支援する。

[補助率：定額、補助限度額：15,000円/頭 ほか]

- 捕獲従事者不在地域でニホンジカの地域ぐるみでの捕獲体制を構築するとともに、ICTを活用した効果的な捕獲技術を実証する。
- カワウ被害軽減に向けドローンによる繁殖抑制を本格稼働するほか、漁業協同組合等の駆除活動を支援する。

[補助対象者：漁業協同組合等
 補助率：定額等、補助限度額：1,800千円]

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (3) 農山村振興費
 (明細書事業名) ○中山間地域振興対策事業費
 中山間地域等直接支払事業費 ほか

所 属	農政部里川振興課			令和6年度担当所属名
係 名	里川振興係、水産係	内線	4213、4216	農政部里川・水産振興課

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承

【12月補正後 18,360】

1 事業費	142,113 (前年度 4,064)			
	【財源内訳】		【主な用途】	
	国庫	2,427	委託料	96,364
	一般財源	139,686	備品購入費	31,237
			補助金	4,000

2 背景・事業目的

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の象徴である鮎をはじめとした本県の水産物等を脅かすコクチバスの完全駆除に向けた対策を進める。

また、東アジア農業遺産学会の開催を通じ、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の価値を世界へ発信するとともに、鮎料理フェア等の開催により鮎の消費拡大とブランド価値向上を図る。

3 事業概要

(1) コクチバスの完全駆除に向けた対策強化(111,155千円)

- ・ 県漁業協同組合連合会内に駆除作業専門チームを編成し、電気ショッカーボートの導入等により、全ての生息場所での駆除活動を実施する。
- ・ コクチバスの買取りに加え、産卵床の監視・駆除、刺網による駆除や釣り大会など、漁業協同組合によるコクチバス駆除を支援する。
[補助率：1/2以内]

新 (2) 東アジア農業遺産学会の開催(28,275千円)

- ・ 世界農業遺産「清流長良川の鮎」を国内外へPRするため、日本、中国、韓国の世界農業遺産認定地域が参加する国際学会を開催する。

(3) 鮎の消費拡大の推進(2,683千円)

- ・ 伝統的な鮎料理や新しい鮎料理など、多様で奥深い鮎料理を広くPRする鮎料理フェアを開催する。

(款) 6 農林水産業費	(項) 3 水産業費	(目) (2) 水産業振興費
(明細書事業名) ○水産資源保護対策費		
外来魚移植対策事業費 ほか		

所 属	農政部農村振興課		
係 名	農村企画係	内線	4176

地域の魅力を活かした農村の活性化

＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費	75,842 (前年度 59,471)
	【財源内訳】
	【主な用途】
	国庫 19,229 委託料 54,230
	繰入金 33,074 補助金 14,500
	一般財源 23,539

2 背景・事業目的

農村地域の活性化を図るため、農村の豊かな自然や文化を活かした都市農村交流を推進するとともに、農村資源であるジビエの利活用を促進する。

3 事業概要

(1) 都市農村交流の取組強化 (58,530 千円)

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- ・ 農村体験とボランティア活動を組み合わせた、新たな農泊プログラムを実施する地域づくりに取り組むほか、広域的な情報発信に向け、農泊のプロモーションビデオやガイドブックを作成する。
- ・ 農村地域を支える人材を確保するため、「半農半X(※)」の実践事例の調査を行うほか、新たに「半農半X」が体感できるモデルツアーを実施する。

※半農半X：農村での多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方

(2) ジビエの利活用促進 (17,312 千円)

- ・ ジビエの魅力発信や販路拡大に向け、県内をはじめ首都圏においてフェアを開催するほか、ジビエ事業者の施設改修等を支援する。
 〔補助対象者：食肉処理業者（法人又は3戸以上の任意組合）〕
 〔補助率：1/2以内、補助限度額：1,000千円〕

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (3) 農山村振興費
 (明細書事業名) ○都市農村交流促進費
 都市農村交流促進事業費 ほか

所属	農政部農産園芸課			農政部農村振興課			農政部農地整備課		
係名	米麦大豆係 野菜果樹特産係	内線	4117 4119	農村企画係	内線	4176	調査計画係	内線	4238

中山間地域を守り育てる対策

＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費 2,479,028 (前年度 2,306,300)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	1,322,386	工事請負費	1,664,350
県債	508,800	委託料	460,523
分負担金	317,313	補助金	117,928
繰入金	3,300		
一般財源	327,229		

2 背景・事業目的

中山間地域の持続可能な農業の実現に向け、豊かな自然環境を活かしたブランドづくりや都市農村交流等による地域活性化、生産基盤の整備等に取り組む。

3 事業概要

(1) 中山間地域の特性等に合わせた農業の展開 (4,800 千円)

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- 新**・ 県が育成した酒米の産地化に向け、優良種子の生産、供給体制の確立及び蔵元と連携したマーケティング活動を実施する。
- ・ 棚田保全組織や大学生等が行う、棚田保全活動や都市農村交流等の取組みの支援を強化する。

〔補助対象者：大学生（団体）、棚田保全組織等、補助率：定額
補助限度額：300 千円/団体
(特産品開発に取り組む場合 500 千円に拡充) ほか〕

新 (2) 薬草を活用した地域活性化 (10,000 千円)

- ・ 薬草の魅力を発信する薬草フォーラムや薬膳料理のメニューフェアなどを開催するとともに、大都市圏で新商品のプロモーションを行う。

(3) 生産基盤と生活環境基盤の整備 (2,464,228 千円)

- ・ 農地中間管理機構と連携したほ場整備等や、集落内の排水施設や道路等の生活環境基盤の整備を実施する。(43 地区)

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (8) 主要農作物対策費
(明細書事業名) ○米消費拡大推進対策費
地域米消費拡大総合対策費 ほか

2 令和6年度農政部の施策

※予算額（うち国庫）等は、令和6年度当初予算成立ベースで記載。

(1) 農政課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金		800	農協 中央会	S30 ～	一財	1/2	岐阜県農業協同組合中央会が、県下各農業協同組合等を対象に実施する以下の事業に要する経費への支援 ① 担い手支援に係る人材育成事業 ② 食や農への理解促進を図る事業 ③ 健全経営のための助言・相談活動等の支援事業	政策調整 係
農畜水産物の放射線物質モニタリング検査事業費		499	県	H23 ～	一財	—	県内で生産される農畜水産物について放射線物質のモニタリング検査を実施し、検査結果を県ホームページにて公表	農業研究 推進係
農畜水産業の革新的経営環境強化プロジェクト事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)]	新	17,734 (5,719)	県	R6 ～ R10	国庫 一財	—	本県の特徴ある品目について、A I、ゲノム解析技術等を活用した技術・品種開発を行い、農業生産を革新的に向上させ、競争力強化を推進 ・「天下富舞」の輸出品品質保持技術の開発 ・A Iを活用した画像解析等によるスマート生育診断・商流技術の開発 ・ゲノム情報を用いた食味に優れた種雄牛の造成 ・暑熱耐性ホルスタインの生産に関する研究 ・抗病性能を有する種豚による新たな養豚生産基盤の構築 ・新技術を活用した持続可能なアユ資源増殖技術の開発 ・先端技術を活用した「釣れる」アユ新種苗の開発	農業研究 推進係
農畜水産業のみどり戦略プロジェクト事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)]	拡	10,718 (2,555)	県	R5 ～ R9	国庫 一財	—	環境への負荷軽減と生産性を両立させた生産技術を開発し、持続可能な農畜水産業を推進 ・冬春トマト独立ポット耕システムにおける環境負荷軽減技術の開発 ・プラスチックを使用した被覆肥料に頼らない施肥技術の開発 ・地方産産物を踏まえたい生産管理技術の開発 ・環境にやさしい生産管理技術の開発 ・豚ふん堆肥を主体とした新たな肥料と堆肥利用促進ツールの開発【拡充】 ・微生物や植物成分を活用した新たな土壌病害等抑制技術の開発【拡充】	農業研究 推進係
農畜水産業のD X加速化プロジェクト事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)]		9,245 (2,716)	県	R4 ～ R6	国庫 一財	—	民間企業や大学、農業者等と連携した技術開発により、栽培・飼育管理等のD Xの加速化を推進 ・切花フランネルフラワーの出荷予測・開花調節技術の開発 ・深層学習を利用したカキ輸出最適果実の判別と対応技術の開発 ・深層学習を利用したモモの選果技術の開発	農業研究 推進係

農業の気候変動適応プロジェクト事業費	12, 109	県	R4 ～ R8	一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・牛飼養管理の精密化・省力化を目的としたセンシング技術の開発 ・地球温暖化により発生が予測・現れ始めている生育障害等を回避する技術や新たに栽培可能となる新品目を開発し、強い産地づくりを推進 ・温暖化に対応する花きの多用途利用に向けた商品化 ・気候変動を凌駕する水稲新品種開発と現地展開 ・気温上昇に対応した果樹の産地移動・新品目導入のための基盤技術開発 ・高温化対策のためのミミストを有効活用したイチゴ栽培体系の確立 ・IoT技術を組み合わせた夏ホウレンソウ栽培のAI遮光技術の確立 ・夏秋トマト産地維持を可能とする気候変動適応技術の確立 	農業研究 推進係
次世代農畜水産業のデザインプロジェクト事業費	12, 582 (1, 740)	県	R3 ～ R7	国庫 一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・省力化・低コスト化に対応した栽培管理技術の開発や、「美味しさ」などの特徴を持つ新たな県オリジナル品種・商品開発を推進 ・新規就農を促進する新たな野菜の養液栽培技術の確立 ・日持ち性に優れるネイティブラワー新品目の商品開発と輸出適応化 ・カキ栽培のデジタルトランスフォーメーション(DX)化に関する研究 ・クワ栽培の省力化に向けた機械化体系の構築 ・加工利用米県オリジナル新品種の育成と栽培技術の確立 ・中山間地域新規就農新品目を目指したカラピーマン栽培管理技術開発 ・ゲノム育種による肉用奥美濃古地鶏の増体性および食味の改良 	農業研究 推進係
高額研究開発機器等整備事業費	16, 871	県	H28 ～	一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化する研究ニーズに対応して研究を実施していくために必要不可欠な高額研究機器等を整備 	農業研究 推進係
重点研究開発推進費	13, 247	県	H15 ～	一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上や高品質化によるブランド力強化等について、重点課題化し研究を実施 ・夏秋トマトの土壌病害に対する診断技術及び防除技術の確立 ・胚段階でのゲノム選抜法の実用化研究 ・漁場条件に合わせたアユ放流種苗の生産に関する研究 他8課題 	農業研究 推進係
農業技術センター試験調査費	24, 501 (162)	県	S29 ～	国庫 一財 その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術センターにおいて生産現場の課題解決のため試験研究を実施 ・水稲、いちご、花のオリジナル新品種の育成 ・岐阜県方式のトマト養液栽培で発生する根腐病等対策技術の確立 他17課題 	農業研究 推進係
[国事業名] 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業	10, 394	県	H25 ～	一財 その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間農業研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施 ・中山間地域の新たな花きブランドの開発 	農業研究 推進係

畜産研究所県単試験調査費	14,375	県	H22 ～	一財 その他	—	・クワリ産地維持・拡大に向けた新品種および安定生産技術開発 他7課題 畜産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施 ・飛騨牛におけるゲノム育種手法の活用 ・飼料用稲等ロールオーバーサイレージのカビ低減化に関する研究 他9課題	農業研究 推進係
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費 【国事業名】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） 【令和5年度3月補正】	2,342,109 (763,347)	県	H29 ～	国庫 一財 その他	—	畜産研究所養豚養鶏研究部（美濃加茂市）と養豚養鶏研究部関試験地（関市の再編整備を進めるに必要土地造成工事・豚舎等建築工事等を実施）	農業研究 推進係
種豚再造成事業費	8,921	県	R1 ～	一財	—	県ブランド豚を支えるボーンブラウンの種豚集団の再造成を実施	農業研究 推進係
飛騨牛改良事業費	55,316	県	S33 ～	その他	—	畜産研究所において、優良種雄牛の造成や優良雌牛牛群の系統保存、優良種雄牛の凍結精液の生産・譲渡などを実施	農業研究 推進係
水産研究所試験調査費	3,951	県	H25 ～	一財 その他	—	水産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施 ・観光現場のニーズに沿った在来イワナ等を活用した養殖種苗の開発研究 ・気候変動が与えるアユの産卵時期等への影響に関する研究 他2課題	農業研究 推進係
水産研究所下呂支所再編整備事業費 【国事業名】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） 【令和5年度3月補正】	71,894 (35,947)	県	R6	国庫 一財 その他	—	中山間地域向けの水産種苗の開発研究を行うため、水産研究所下呂支所に必要となる試験研究施設を整備	農業研究 推進係

＜スマート農業推進室＞

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
スマート農業普及推進事業費 〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策		9,132	県	R1 ～	一財 その他	—	農作業の省力化・効率化・軽労化・技術の継承などの課題を解決するため、ICTやロボット技術、AI等を活用したスマート農業技術の「情報集約・発信」や、「技術の研修」、「技術の普及」を実施	スマート 農業推進 係
スマート農業技術導入支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	54,000 (27,000)	市町村 等	R1 ～	国庫 一財	1/3、 1/2 (支援 対象 向け)	経営発展を目指す認定農業者等のスマート農業技術の導入、中山間地域等に おいて共同利用するスマート農業機器の整備や同地域で農協等がスマート農 業機器の貸し出しに必要な機器の導入、就農希望者が就農研修拠点においてス mart農業技術を研修するために必要な機器の導入、データ活用型農業の取組 み ①農業経営発展支援事業 事業実施主体：市町村 助成対象者：認定農業者、認定新規就農者 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画〔第2期〕」（令和5年3月策 定）に記載のあるICT等を活用したスマート農業機器 等 成果目標 ：経営規模の拡大、生産コストの2割以上削減、農産物付加 価値向上による生産額の1割以上増加、多収・高品質化 による生産額の1割以上増加のいずれかに取り組むこと 補助率 ：1/3以内（上限3,000千円） ②中山間地域等農業機械共同利用支援事業 事業実施主体：市町村、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合 連合会岐阜県本部、農業協同組合 対象地域 ：特定農山村法、山村振興法等の法律で指定される中山間 地域等（中山間地域等直接支払交付金対象地域含む） 助成対象者 ：⑦認定農業者、認定新規就農者、生産者組織 ⑧岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会 岐阜県本部、中山間地域等を区域に含む農業協同組合 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画〔第2期〕」（令和5年3月策 定）に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用 している農業機器等 成果目標 ：⑦中山間地域等において、スマート農業機器・機械等を 共同で利用し、作業の省力化・効率化や農地の維持等 を図ること。 ⑧中山間地域等において、導入したスマート農業機器を	スマート 農業推進 係

			県	R5 ～	その他	-	<p>借り受け、農作業の省力化・効率化、軽労化等に取り 組む経営体に貸し出すこと。 補助率 : 1/2以内 (上限3,000千円)</p> <p>③就農研修支援事業 事業実施主体 : 市町村、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、農業協同 組合</p> <p>助成対象者 : あすなる農業塾長、農業協同組合出資法人、全国農業協 同組合連合会岐阜県本部、農業協同組合</p> <p>補助対象経費 : 「岐阜県スマート農業推進計画[第2期]」(令和5年3月策 定)に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用 している農業機器等</p> <p>成果目標 : 目標年度まで、スマート農業技術を学ぶ就農研修生を確 保すること。</p> <p>補助率 : 1/2以内 (上限3,000千円)</p> <p>④栽培環境の見える化・データ活用支援事業 事業実施主体 : 市町村</p> <p>助成対象者 : 認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で構成 された生産者組織</p> <p>補助対象経費 : 「岐阜県スマート農業推進計画[第2期]」(令和5年3月策 定)に記載のある農業機器・機械等のうち、ほ場・施設 環境モニタリング機器(環境制御システムは除く)</p> <p>成果目標 : 多収・高品質化に伴う生産額の概ね1割増加、農産物の付 加価値向上に伴う生産額の概ね1割増加</p> <p>補助率 : 1/2以内 (上限500千円)</p> <p><主な拡充内容> メニュー④を新たに追加</p>	スマート 農業推進 係
<p>環境保全型スマート技術実証事 業費</p> <p>[国事業名] 戦略的スマート農業技術の実証 ・実装事業</p>	2,069	県	R5 ～	その他	-	<p>関係機関と連携し、米・大豆における環境負荷低減効果が期待されるスマー ト農業技術を活用して、生産現場で技術課題を検証しつつ、生産性向上と持続 性確保の両立を図る取組みを実証。 ○スマート農業実証農場(継続 1地区)</p>	スマート 農業推進 係	
<p>次世代にながみ農業者の確立 支援事業費補助金</p> <p>[国事業名] スマート農業の総合推進対策交 付金(データ駆動型農業の実証)</p>	13,249 (13,249)	協議会	R1 ～	国庫	定額 1/2	<p>施設園芸産地において、データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る 「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築や 農業者の技術習得等を支援。 事業実施主体 : 協議会(生産者、農機メーカー、普及指導組織等で構成) 補助対象経費 : 推進会議の開催、データ収集・分析機器の活用、データ 活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション、検証</p>	スマート 農業推進 係	

・展開支援事業)			協議会	R4 ～	国庫	定額 1/2	補助率 の成果等の普及・情報発信に要する経費 ：定額、1/2	スマート 農業推進 係
グリーンな栽培体系への転換サ ポート事業費補助金 [[国事業名] みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金(グリーンな栽培体 系への転換サポート事業)	28,693 (28,693)	協議会	R4 ～	国庫	定額 1/2	スマート農業体系への省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグ リーンな栽培体系への転換に向けた、各産地に適した技術の検証、産地戦略の 策定を支援。 事業実施主体：協議会(生産者、JA、肥料・農薬・農機メーカー、普及指導 組織等で構成) 補助対象経費：検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策 定、グリーンな栽培体系の検証、グリーンな栽培マニキュア 補助率 ：定額(上限額3,000千円・3,600千円(有機農業、複数の環境 負荷低減の取組の場合)、300千円(消費者理解の醸成の取 組)) 1/2(環境負荷低減に資するスマート農業機械等の導入)	スマート 農業推進 係	
グリーンな栽培体系への転換サ ポート推進事業費 [[国事業名] みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金(グリーンな栽培体 系への転換サポート事業)	3,000 (3,000)	県	R6 ～	国庫	-	花き(フランネルフラワー)産地において、スマート農業技術などの省力化 技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグリーンな栽培体系への転換に向け た、各産地に適した技術の検証を行い、産地戦略を策定。	スマート 農業推進 係	
農業DXプラットフォーム推進 事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)	12,381 (6,190)	県	R5 ～	国庫 一財	-	農業に関する様々なデータを結びつけ、有益なデータとして活用できるクラ ウド型データ連携基盤の構築に向け、モデル産地における農業DXプラットフ ォームプロトタイプを検証や、システム構築にむけた検討会、産地説明会、講 演会を開催。 ＜主な拡充内容＞ モデル産地に夏秋トマト、いちご産地を加え、品目、検証人数を拡大して 検証する他、産地説明会、講演会を開催し、取組みを推進	スマート 農業推進 係	

(2) 検査監督課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名
農業協同組合監督事務費		4,053	県	S42 ～	一財	—	農業協同組合等が関係法令を遵守し自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と協同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督・検査係
水産業協同組合監督事務費		553	県	S47 ～	一財	—	水産業協同組合が関係法令を遵守し自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と協同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係

(3) 農産物流通課

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名															
県産農産物情報収集活動費		4,484	県	H24～	一財	—	県産農産物の出荷先である首都圏、京阪神圏、中京圏、北陸圏の農産物の流通・消費動向を把握するとともに、県産農産物の販売促進活動を実施	流通企画係															
大都市圏販路拡大対策事業費		7,669	県	H24～	一財	—	県産農産物等の県外への販路拡大のために、三大都市圏向けに各市場圏の特性に合わせた販路拡大対策を展開 ○ブランド力向上を目的としたP R活動を展開 ○県産農産物等の集約の開拓を図るため、関西圏で開催される青空市等へ出店し、P R・販売を実施 ○「中部圏のブランド食材の販売促進に向けたワーキング・グループ」の取り組み、各県市において開催されるイベントへの相互出店	流通企画係 販売対策係															
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		6,800 (3,400)	生産者 団体	H25～	国庫 一財	1/2 以内	県産農産物等の販売促進、ブランド化を推進するため、全農岐阜県本部が行う各種販売推進活動を支援 ○事業内容等	流通企画係															
県産農産物イメージアップ事業費補助金		800	生産者 団体等	H25～	一財	1/2 以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農産物等の展示・販売P R等</td> <td>全国農業協同組合連合会岐阜県本部</td> </tr> <tr> <td>商談会への参加</td> <td>市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レストラン等でのメニューフェア</td> <td>レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農産物等の展示・販売P R等	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加		レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供		広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施		流通企画係
							項目	内容	事業主体														
展示・販売	県産農産物等の展示・販売P R等	全国農業協同組合連合会岐阜県本部																					
商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコミ等を対象とした商談会への参加																						
レストラン等でのメニューフェア	レストラン等での県産農産物等を使用したメニューの提供																						
広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報活動の実施																						
県産農産物等の新品目・新ブランド品目を中心に知名度向上、イメージアップを目的に行う販売促進活動を支援 ○事業内容等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農産物等の展示・販売P R等</td> <td rowspan="2">・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたP R活動</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農産物等の展示・販売P R等	・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村	広報活動	地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたP R活動														
項目	内容	事業主体																					
展示・販売	県産農産物等の展示・販売P R等	・農業協同組合、漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村																					
広報活動	地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたP R活動																						

規格外農産物等活用促進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,000 (500)	生産者、生産者団体、フードバンク等	R4～	国庫一財	10/10以内	規格外・未利用農産物等の活用を通じた食品ロスの削減を図るため、生産者団体等がフードバンク・子ども食堂等へ規格外・未利用食品等を提供する活動を支援 ○事業内容等 内容 事業主体 規格外・未利用農産物等をフードバンク等へ定期的に提供するための収集、保管、運搬など体制づくり	流通企画係
規格外農産物等活用促進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	600 (41)	県	R4～	国庫一財	—	コロナ禍の長期化により生活困窮者や子ども食堂利用者が増加する一方、原材料の価格高騰を背景に食品製造業者等による食品寄付が減少しているため、農業者とフードバンク団体のマッチング体制を強化	流通企画係
卸売市場施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 強い農業づくり総合支援交付金【令和5年度3月補正】	194,170 (194,170)	開設者	R5～	国庫	—	老朽化した卸売市場を対象に衛生機能の向上や業務需要に対応した一次加工による付加価値の向上に資する施設の再整備を支援 ・事業主体：市場開設者（高山市） ・対象施設：卸売施設、冷蔵庫施設、加工処理高度化施設 ・補助率：1/3以内	流通企画係
卸売販路拡大等支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	15,700 (7,850)	右記	R6	国庫一財	1/4以内	卸売市場の再整備に合わせ、販路拡大を目的とした市場機能の高度化に必要な設備・機械の導入を支援（開設者を經由して支援） ・事業主体：卸売市場法に規定する卸売業者 ・対象施設：農産物等の一次加工に必要な設備・機械 ・補助率：1/4以内	流通企画係
卸売市場等流通対策事業費	209	県	S47～	一財 その他	—	卸売市場の活性化と卸売市場の適正な運営を確保するため、地方卸売市場業務の適正化指導や市場関係者に対する研修等を実施	流通企画係
岐阜の「食」資源発掘・活用事業 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	2,275 (1,028)	県	H28～	国庫一財	—	地域に埋もれた特色ある「食」資源の掘り起こしや魅力の発信を行い、地産地消と県内誘客に繋げるため、以下の取組みを実施 ○伝統食材・郷土料理の掘り起こし及び魅力再発見 ○伝統食材・郷土料理等岐阜の「食」情報発信・PR ○伝統食材・郷土料理キャンペーンの開催 ○地理的表示保護制度導入への相談活動等	流通企画係
「清流の国ぎふ」食文化シンポジウム開催事業費	2,406	県	R6	その他	—	「清流の国ぎふ」文化祭として、郷土料理や食文化をテーマにしたシンポジウムを開催	流通企画係

輸出重点国農産物プロモーション事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		36,000 (1,470)	県	R4 ～	国庫 一財	－	コロナ禍に輸出が落ち込んだ輸出重点国において、飛騨牛など県産農畜水産物の販路回復・拡大に向けた現地プロモーションを実施	輸出戦略 係
海外拠点連携強化緊急対策事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		20,000 (10,000)	県	R2 ～	国庫 一財	－	県産農産物のブランド化に関する協力覚書を締結している海外拠点や海外推奨店と連携し、現地プロモーションを実施 ・海外拠点：YATA（香港）、セントラルフードリテール（タイ） タローザ（フランス） ・海外推奨店：飛騨牛海外推奨店（オーストラリア、アメリカ）	輸出戦略 係
オールジャパン農産物プロモーション事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	新	7,220 (3,610)	県	R6 ～	国庫 一財	－	ジャパンブランドの振興と、岐阜県産品の存在感を示すため、国や他都道府県と連携してプロモーションを実施	輸出戦略 係
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金		5,000	食肉 処理 事業者	H27 ～	一財	1/2 以内	対EU・アメリカなど海外向け輸出認定施設として稼働する県内事業者の微生物検査費用等に対する経費の一部を助成	輸出戦略 係
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金 〔国事業名〕 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金		37,690 (37,690)	飛騨ミ ート農 業協同 組合連 合会コ ンソー シアム	R3 ～	国庫	定額 又は 1/2	畜産物輸出コンソーシアムが行う飛騨牛の認知度向上・販売拡大に向けたPR活動、販売促進活動に要する経費を補助。 また、米国・EUが求める動物福祉に配慮した牛の取扱いや血斑低減に向けたと畜対応により必要な試験的取組等の実施に要する経費を補助。 事業主体：飛騨ミート農業協同組合連合会コンソーシアム 対象経費：①飛騨牛の販売促進に向けたPR活動、販促活動に要する経費 動物福祉・血斑低減に向けた試験的取組等の経費 ②畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業 補助率：①定額、②1/2以内	輸出戦略 係

ハラル認証飛騨牛販路開拓事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	6,000 (3,000)	県	R4 ～	国庫 一財	-	イスラム諸国での飛騨牛の認知度の向上や販路開拓を図るため、国内外でのメニユーフェアやキャンペーンを実施	輸出戦略 係
農産物輸出戦略推進事業費	9,000	県	R3 ～	一財	-	輸出戦略の推進に必要な県事務費及び岐阜県農林水産物輸出促進協議会負担金	輸出戦略 係
新規輸出品目促進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	5,000 (275)	生産者、生産者団体等	R1 ～	国庫 一財	1/2 以内	各地域・生産者が主体となつて行う新品目の輸出促進及びその取組みに対する経費の一部を助成（補助上限100万円） 事業主体：農畜水産業者、農業協同組合等 対象品目：県内で生産された農畜水産物等で、海外で販路開拓する品目、豪州向けいちご 対象経費：輸出境の整備や販路の拡大に必要な旅費、消耗品費、業務委託料等	輸出戦略 係
食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	330,000 (330,000)	食品製造事業者、中間加工事業者等	R2 ～	国庫	1/2 以内	加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に必要な経費の一部を助成 事業主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 対象経費：輸入条件を満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備等	輸出戦略 係
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	10,000 (4,303)	県	H26 ～	国庫 一財	-	生産、流通、販売、消費それぞれの立場で、自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成を図り、地域ぐるみで取り組む地産地消民運動を展開 ○事業内容 ・専用WEBサイトを活用した情報発信 ・地産地消フェアの実施 ・地産地消キャンペーンによる食農教育の実践 ・地産地消ぎふ応援団の募集 ・地産地消推進会議の運営	地産地消 係
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	22,575 (11,287)	実行委員会	S60 ～	国庫 一財	-	県農業の現状と将来方向を広く県民にPRするとともに、農畜水産物消費拡大のために開催する岐阜県農業フェスティバルに要する経費の一部を負担 ○事業主体：岐阜県農業フェスティバル実行委員会 （構成：県、県市長会、県町村会、農協中央会他関係団体）	地産地消 係

県庁舎を活用した農業フェスティバル魅力向上事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	3,725 (1,862)	県	R5 ～	国庫 一財	—	農業フェスティバルの開催に合わせた県庁舎の清流ロビー等を活用し、6次産業化商品の販売や県政PRコーナーの設置等を実施 ○事業内容 ・県庁舎20階の活用 ・6次産業化商品等の販売 ・県政PRコーナーの設置	地産地消 係
学校給食地産地消推進事業費補助金	16,000	農協 中央 会	H3 ～	一財	1/3 又は 1/2 以内	学校給食での県産農産物の利用促進により、将来の消費者である児童・生徒に県農業への理解・県産農産物の愛着心を醸成 ○事業内容及び助成率 ・学校給食に県産農産物を利用した場合、その経費の一部を助成 ・助成対象となる農産物等：県内産の玄米、小麦粉、大豆、米粉、野菜、果実、牛肉、豚肉、水産物 ・補助率：1/3以内（市町村立）、1/2以内（その他校）	地産地消 係
県産農産物販売力強化事業費	7,407	県	H13 ～	一財	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、食品バイヤー等業界向け及び消費者向けの販路拡大活動を実施 ○事業内容 ・商談会・研修会等の開催及び販路開拓支援 ・販売フェア、PRイベント等の開催	地産地消 係
6次産業化促進事業費	13,090	県	H26 ～	一財	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取組みを促進するため、6次産業化商品のテストマーケティング拠点の設置と農林漁業者への専門家の派遣を実施 ○事業内容 ・テストマーケティング拠点の設置・運営 ・6次産業化実践アドバイザーの派遣	地産地消 係
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	610	県	R1 ～	一財	—	県産農産物や6次産業化商品のPRやテストマーケティング拠点としての強化に加え、観光情報や地場産品と食文化を組み合わせた販売やPRに向けて「観光・食・モノ」との連携による情報発信拠点を運営	地産地消 係
農業6次産業化促進支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	4,500 (2,250)	農林 漁業 者等	H23 ～	国庫 一財	1/2 又は 1/3 以内	6次産業化に取り組み農林漁業者に対して、農林漁業者自らが生産した農林水産物を使用し加工品を開発するために必要な機械器具の整備を支援 ○事業主体及び補助率 ・6次産業化総合化事業計画の認定事業者 1/2以内 ・認定農業者、農業者の組織する団体等 1/3以内	地産地消 係
6次産業化サポート体制整備事業費	20,678 (20,678)	県	H25 ～	国庫	—	農山漁村発イノベーションに取り組み事業者の経営改善等を行うサポートセンターを設置し、人材育成、サポート活動等を実施 ○委託先：民間事業者	地産地消 係

<p>[国事業名] 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業</p>	<p>6次産業化推進事業費補助金</p>	<p>5,000 (5,000)</p>	<p>右記</p>	<p>H25 ～</p>	<p>国庫</p>	<p>1/2 又は 定額</p>	<p>○事業内容 ・専門家（プランナー）派遣、経営改善の取組をサポート ・人材育成研修の実施</p> <p>農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、2次・3次産業と連携した加工・直売に係る商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発を支援</p> <p>○事業内容 ①2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 ②新商品開発・販路開拓の実施 ③直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組</p> <p>○補助率：①～④ 1/2以内、⑤定額</p> <p>○事業主体：農林漁業者、民間事業者、市町村等</p>	<p>地産地消 係</p>
<p>[国事業名] 農山漁村発イノベーション推進支援事業</p>	<p>6次産業化施設整備事業費補助金</p>	<p>35,000 (35,000)</p>	<p>右記</p>	<p>R3 ～</p>	<p>国庫</p>	<p>1/2 又は 3/10 以内</p>	<p>農林漁業者等が6次産業化に取組む場合に必要となる農産物加工施設等の整備に対して支援</p> <p>○事業主体：農林漁業者団体等</p> <p>○補助率：市町村戦略に基づいた取組 1/2以内 その他 3/10以内</p>	<p>地産地消 係</p>
<p>[国事業名] 農山漁村発イノベーション等整備事業</p>	<p>地域の魅力再発見食育推進事業費補助金</p>	<p>2,700 (2,700)</p>	<p>右記</p>	<p>H29 ～</p>	<p>国庫</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>地域における食育の推進に必要となる、食育推進リーダーの育成、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会の提供、和食給食の普及等に取り組み団体（市町村、民間団体等）を支援</p> <p>○事業主体：県、市町村、民間団体等</p>	<p>地産地消 係</p>
<p>[国事業名] 県産農畜水産物関西圏市場開拓事業費</p>	<p>拡</p>	<p>10,000 (4,615)</p>	<p>県</p>	<p>R3 ～</p>	<p>国庫 一財</p>	<p>—</p>	<p>大阪・関西万博に向け、関西圏での県産農畜水産物の取扱店拡大を図るためのプロモーションを実施</p> <p><主な拡充内容> ○食料提案会等を通じた万博会場出展事業者への販売促進 ○量販店等での販売促進キャンペーンの開催による消費者への県産食材PR</p>	<p>販売対策 係</p>
<p>[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>拡</p>	<p>9,627</p>	<p>県</p>	<p>R3 ～</p>	<p>一財</p>	<p>—</p>	<p>飛騨牛等の更なるブランド価値向上及び販路拡大を図るため、大都市圏での飛騨牛メニュー開発等のプロモーション活動を実施</p> <p><主な拡充内容> ○飛騨牛・鮎等、県産農畜水産物既取扱店舗へのフォローアップ強化</p>	<p>販売対策 係</p>

農林水産祭参加費		300	県	H26 ～	一財	一	国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため、農林水産省が国民的な祭典として開催する農林水産祭中央行事（顕彰普及関係行事）への参加経費の一部を負担	販売対策 係
----------	--	-----	---	----------	----	---	---	-----------

(4) 農業経営課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
普及指導員活動費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金		63,639 (15,736)	県	S58 ～	国庫 一財 その他	—	県と国が協同して普及指導員を置き、地域の特性に即した農業の振興に向けた普及指導活動を展開。普及指導員の活動を支援するための運営費。新技術の普及、ICTを活用した技術指導、普及指導員の調査研究活動、国の研修への参加による高度な専門知識の習得、体系的な研修等を実施。	普及企画 係
普及推進事業費		3,657	県	H18 ～	一財	—	普及指導員が独自の普及指導課題の解決や「ざぶ農業・農村基本計画」の目標達成に向けた活動を展開。産地をリードできる高い指導力を持つ普及指導員の育成研修、若手職員の早期育成研修、新規就農者の認定農業者への移行を促進する活動等を実施。	普及企画 係
新たなブランド育成支援事業費		5,300	県	R1 ～	一財	—	普及指導員が中心となり地域にある自然・文化・人材等の資源を活かし、学校や企業等の農業関係者以外とのコラボレーションを展開。加工品づくりやイベントを結び付け、消費者に選ばれられる新たなブランドを育成し、産地の持続的発展を推進。	普及企画 係
普及企画費		2,807	県	S50 ～	一財	—	農林事務所（農業普及課）等の運営指導費 効率的・効果的に普及活動が展開できるよう農林事務所（農業普及課）の運営指導を行うとともに、国・関係団体との連携・情報交換等を実施	普及企画 係
女性が変わえる未来の農業体制整備 事業費 〔国事業名〕 女性が変わえる未来の農業推進事業、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	5,000 (1,000)	県	R4 ～	国庫 一財 その他	—	「ざぶ農業・農村男女共同参画プラン」の実現を目指し、次世代の女性リーダー育成や女性が働きやすい環境づくり等への支援を行うことで、農業分野の女性活躍を推進。 ＜主な拡充内容＞ ・女性農業者のキャリアパスの作成 ・女性が活躍する先進農業経営体へのインタビュー動画の作成	普及企画 係
女性が変わえる未来の農業整備事業費補助金 〔国事業名〕 女性が変わえる未来の農業推進事業費		1,000	右記	R4 ～	その他	定額	女性農業者の育児と農作業のサポート活動等女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を支援。 事業主体：女性農業者グループ等 補助率：定額（上限1,000千円） 施設改修は、1件あたり補助金額の1/2まで 対象経費：託児スペース等施設改修費用、託児を行う保育者等の人件費	普及企画 係

農業大学校運営費	20,085	県	S57 ～	一財 その他	—	農業大学校の管理運営費 農業大学校において、次代の農業・農村の指導的役割を担う青少年に対し長期の実践教育を実施。	普及企画 係
人材養成指導費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金	55,001 (3,665)	県	S57 ～	国庫 一財 その他	—	農業大学校の授業実施経費等 農業改良助長法に基づく教育研修施設として、より実践的な農業教育を行うため、外部講師の招へいやほ場等管理、調査研究等を実施。	普及企画 係
農業大学校ウェブサイト制作・ 運用管理委託事業費	1,958	県	R6	一財	—	創立90周年を迎える農業大学校の人材育成カリキュラムなど、同校の特色や魅力を十分に伝えるウェブサイトを開設。	普及企画 係
緑の学園開催事業費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金	245 (245)	県	S57 ～	国庫	—	高校生の農業経営への興味と関心を深め、就農への意欲を高めるため、農業大学校において、若手農業者との懇談会や農業体験を実施。	普及企画 係
農村青少年クラブ事業費補助金	180	右記	S49 ～	一財	1/2 以内	次世代を担うリーダーの育成を図るため、若い農業者である4Hクラブ員の自発的な活動を支援。	普及企画 係
農業海外研修事業費補助金 〔国事業名〕 農業教育高度化事業補助金	1,200	右記	R4 ～	その他	右記	【事業主体】 岐阜県4Hクラブ連絡協議会 【活動内容】 各種研修会、地区研修活動、活動連携強化、4HクラブのPR活動等。 海外農業研修に参加する若手農業者や学生等を支援することにより、地域農業のリーダーとなる国際的な農業人材を育成。 事業主体 : 海外農業研修を受講する研修生 対象経費 : 海外渡航のための旅費及び研修費 補助率 : 補助対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額	普及企画 係
農業担い手リーダー支援事業費 補助金	1,575	右記	H28 ～	一財	1/2 以内	次世代を担う農業後継者の育成・確保のため農業高校生、農業大学生の研修受入れなど本県農業の担い手育成や青年農業者並びに女性農業者のリーダー育成に取り組む農業者団体の活動運営に対して支援。 【事業主体】 岐阜県農業担い手リーダー 【活動内容】 各種研修会、農業研修生受入、国内外視察研修等	普及企画 係
農業共済指導検査事務費	455	県	S33 ～	一財	—	農業共済組合の業務運営及び会計の状況について、検査を行うことで、適切な農業共済事業の遂行に資するとともに、農業共済組合に対して指導を実施。	農業共済 ・金融係

利子補給金・利子助成補助金・ 保証料補給金	20,509	県	S36 ～	一財	10/10 【農業近代化資金（利子補給）】（S36～） 農協等の資金を長期かつ低利に融通し、農業経営の近代化を支援。 償還期限 原則15年（うち据置期間3年）以内 農機具のみは原則7年（うち据置期間2年）以内 貸付限度額 ・農業者等個人 18,000千円（知事特認 200,000千円） ・法人等 200,000千円 ・農協等 1,500,000千円 <資金の種類> ・一般資金 ・農業経営体育成資金 ・農業災害緊急支援資金 【農業企業化特融資金（利子補給・豚熱緊急対策資金は保証料も補給）】 (S36～) 県内特産物の育成、災害復旧、家畜伝染病による経営再建等を支援するため、 資金を低利に融通。 償還期限、貸付限度額は資金の種類により異なる。 <資金の種類> ・養魚施設造成資金 ・地域農業災害経営資金 ・地域農業活性化資金 ・豚熱緊急対策資金 ・花き類種苗導入資金 ・農業災害緊急支援特別資金 ・家畜疾病経営維持資金 ・食肉流通経営維持資金 【農業経営改善促進資金（利子補給）】（H16～） 認定農業者が経営改善を図るための短期運転資金を低利で融通。 償還期限 1年程度 極度額の上限（畜産、園芸施設は下記の4倍） ・個人 5,000千円 ・法人 20,000千円 【農業経営基盤強化資金（利子助成）】（H16～） 認定農業者が経営改善を図るための設備資金等を日本政策金融公庫が長期 かつ低利で融通（新規の県の利子助成なし） 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内 貸付限度額 個人 300,000千円（特認 600,000千円） 法人 1,000,000千円（特認2,000,000千円）	農業共済 ・金融係
--------------------------	--------	---	----------	----	--	--------------

								<p>【農業経営負担軽減支援資金（利子補給）】（H13～） 農協等の資金を低利で融通し、営農負債を借り換えることにより、農業者の経営改善を支援。 償還期限 原則10年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 営農負債の残高</p> <p>【経営体育成強化資金（利子助成）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成強化資金」を借り受けた認定新規就農者及び農業参入法人に対し、新規就農に必要な設備等準備資金を全額利子助成（貸付当初12年間に限る。）し、新規就農を支援。 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 150,000千円</p> <p>【新規経営体育成資金（利子補給）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成強化資金」を借り受ける際の自己負担分に相当する準備資金を無利子で融通（貸付当初12年間に限る。）し、新規就農を支援。 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 37,500千円</p>	
収入保険加入促進事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,043 (5,043)	岐阜県 農業共 済組合	R3 ～	国庫	2/5 以内 (支援 対象向 付)	<p>農業生産資材の高騰等による経営環境の変化に備え、農業者の収入保険への新規加入を促進するため、保険料の一部を助成。 ○補助要件：保険期間がR6.4.1～R7.3.31までに開始となる収入保険の新規加入者 ○補助率：保険料の2/5（上限20千円）</p>	農業共済 ・金融係		
収入保険加入者支援事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【令和5年度12月補正】	14,600 (14,600)	岐阜県 農業共 済組合	R5 ～	国庫	2/5 以内 (支援 対象向 付)	<p>農業生産資材が高騰する中、収入保険に加入し経営環境の変化に備える農業者に対し、保険料の一部を助成。 ○補助要件：保険期間がR5.4.1～R6.3.31までに開始となる収入保険の加入者（新規加入者除く） ○補助率：保険料の2/5（上限20千円）</p>	農業共済 ・金融係		

<担い手対策室>

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
就農・就業相談窓口事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	32,887 (3,207)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	国庫 一財	10/10 以内	<p>ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が実施する就農支援活動、経営支援活動に対して助成。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぎふアグリチャレンジ支援センターが実施する以下の経費 1 就農支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 就農・就業相談専門員、就農アドバイザーの設置 (2) 就農・就業相談 (3) 就農関連情報収集・HP発信 (4) 就農基礎技術習得講座 (5) 農業体験研修 2 経営支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業参入・法人化推進コーディネーターの設置 (2) 農業参入意向調査・マッチング (3) 就業情報発信 (4) ぎふ農業経営学院 	就農支援 係
就農・就業相談員等補助金		4,856	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	一財	10/10 以内	<p><主な拡充内容></p> <p>1 就農支援事業（3）のHP発信にチャットボット機能を追加</p> <p>ぎふアグリチャレンジ支援センター内に就農・就業相談員を設置し、新規就農希望者に対し就農・就業相談活動を実施。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農・就業相談員設置経費（人件費） 	就農支援 係
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金		6,654	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～	一財	10/10 以内	<p>ぎふアグリチャレンジ支援センターにセンター長を専任で配置し、効果的な業務を実施。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費 	就農支援 係

<p>新規就農者育成総合対策事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金 新規就農者確保緊急円滑化対策の就農準備・経営開始支援事業、初期投資促進事業</p>	411, 400	右記	R4	一財 その他	3/4以内 (支援対象向け)	<p>就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入に対し助成。</p> <p>○事業名：経営発展支援事業、初期投資促進事業</p> <p>○交付対象：令和5年度又は令和6年度中に新たに農業経営を開始し、市町村の目標地図又は人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者</p> <p>○補助率：3/4以内</p> <p>○補助対象事業費の上限 ・1,000万円</p> <p>○ただし、下記「経営開始資金」の交付対象者は500万円</p> <p>○事業実施主体：市町村</p> <p>新規就農者確保のため、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付。</p> <p>1 就農準備資金、就農準備支援資金</p> <p>○交付対象：就農予定時50歳未満の研修生</p> <p>○交付金額：12.5万円/月（最長2年）</p> <p>○事業実施主体：（一社）岐阜県農畜産公社、市町村</p> <p>2 経営開始資金、経営開始支援資金</p> <p>○交付対象：市町村の目標地図又は人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者</p> <p>○交付金額：12.5万円/月（最長3年間）</p> <p>○事業実施主体：市町村</p> <p>3 事務費補助金</p> <p>○交付対象：岐阜県農業経営・就農支援センター（一社）岐阜県農畜産公社）、市町村</p>	就農支援 係
<p>新規就農者育成総合対策推進事務費</p> <p>〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金 新規就農者確保緊急円滑化対策の就農準備・経営開始支援事業、初期投資促進事業</p>	530	県	R4	その他	定額	<p>新規就農者育成総合対策事業費補助金交付事務に係る、県事務費。</p>	就農支援 係

農業次世代人材投資事業費補助金 〔国事業名〕 農業人材力強化総合支援事業の 農業次世代人材投資事業	107,000	市町村	H29 ～	その他	定額 (支援 対象向 向け)	新規就農者確保のため、就農直後（5年間）について、経営の安定化を図るため資金を交付。 ○交付対象：令和3年度までの本事業採択者 ○交付金額：令和3年度の採択者 経営開始4～5年目 年間120万円 令和2年度までの採択者 経営開始5年目 年間150万円 ただし、令和2年度までの採択者は前年所得に応じて減額 ○事業実施主体：市町村	就農支援 係
ぎぶ農業経営者育成発展支援事業費補助金	20,000	市町村	R2 ～	一財	10/10 以内 (支援 対象向 向け)	知識や能力等を集中的に習得する就農研修者及び就農初期段階の新規就農者に対して、支援金を給付。 1 農業研修スター型 ○交付対象：県が認める研修機関等で研修期間中の就農予定時55歳未満の研修生 ○交付金額：年間100万円以内（1年限り）（県補助は50万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める） 2 経営チャレンジ型 ○交付対象：市町村の目標地図又は人・農地プランに位置付けられている55歳未満で新たに就農した農業後継者等 ○交付金額：年間100万円以内（1年限り）（県補助は50万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める） 3 キャリアアチャレンジ型 ○交付対象：市町村の目標地図又は人・農地プランに位置付けられている独立・自営就農時に55歳以上60歳未満の新規就農者 ○交付金額：年間50万円以内（1年限り）（県補助は25万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める）	就農支援 係
新規就農サポーター事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	26,000 (13,000)	右記	H26 補正 ～	国庫 一財	1/2 以内 等	新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費を助成。 ○実施主体：市町村、J A、J A全農岐阜、地域就農支援協議会、就農応援隊等 ○事業内容：①地域就農支援協議会等の運営に対する支援 ②長期実践研修費助成（あすなろ農業塾実施事業） ③就農応援隊が実施する就農応援活動に対する支援 ○補助率：①1/2以内(上限150万円) ②定額（5万円/月人、2.5万円/月人 以内） ③4/5以内、1/2以内（上限150万円）	就農支援 係
新規就農サポーター推進事務費	500	県	H30 ～	一財	—	就農相談から研修、営農定着までを一貫して支援する「岐阜県方式」による総合的な支援の推進事務費。	就農支援 係

<p>意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費</p> <p>[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>5,200 (1,700)</p>	<p>県</p>	<p>H16 ～</p>	<p>国庫 一財</p>	<p>一</p>	<p>新・担い手育成プロジェクトの実現に向けて、就農相談から研修、就農、定着、発展まで一貫した支援活動を実施。</p> <p>○事業内容：都市部での就農相談会の実施 全国会議等への参画 研修指導力向上研修、経営力強化研修の実施 農業の現場を学ぶ出前講座、バスツアーの実施 就農応援大使による就農応援サポート活動 研修拠点ネットワーク化</p>	<p>就農支援 係</p>
<p>農福連携推進センター人件費補助金</p>	<p>6,654</p>	<p>(一社) 岐阜県 農畜産 公社</p>	<p>R6 ～</p>	<p>一財</p>	<p>10/10 以内</p>	<p>ぎふ農福連携推進センターにセンター長を専任で配置し、効果的な業務を実施。</p> <p>○補助対象経費 ・ぎふ農福連携推進センター長人件費</p>	<p>就農支援 係</p>
<p>農福連携推進活動事業費補助金</p> <p>[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>21,560 (5,112)</p>	<p>(一社) 岐阜県 農畜産 公社</p>	<p>H29 ～</p>	<p>一財</p>	<p>10/10 以内</p>	<p>障がい者の農業分野での就労を促進するため「ぎふ農福連携推進センター」が実施する農福連携推進活動について助成。</p> <p>○補助対象経費 (1) 農福連携推進室長、アドバイザーの設置 (2) 調査研究活動 (3) 農福連携啓発活動 (4) 岐阜県農業ジョブユースの育成・派遣 (5) 農業者に対する障がい者受入体験助成(補助率：定額（上限100千円）) (6) 農福連携啓発資料の作成 (7) 福祉事業所と農業者の作業受委託マッチング活動 (8) 福祉事業所農業参入相談、営農定着支援活動</p> <p>※デジ田交付金充当分 (9) ノウフクJAS認証取得への助成 (助成対象：農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人、補助率：1/2以内) (10) 障がい者農業体験講座の開催 (11) 福祉事業所に対する農業参入への助成 (助成対象：就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人、補助率：定額（上限2,000千円）) (12) 雇用促進や経営改善に繋がる環境整備への助成 (助成対象：農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人、補助率：1/2以内（上限1,000千円））</p>	<p>就農支援 係</p>

農福連携推進強化事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	19,475 (9,737)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R5 ～	国庫 一財	10/10 以内	農福連携の推進を強化するため「ぎふ農福連携推進センター」が実施する認知度向上や販路拡大の取組みについて助成。 ○補助対象経費 (1) ぎふノフクサポーターの登録推進、SNSによる情報発信 (2) 農福連携魅力発信バスツアーの開催、県外マルシェへの出店 (3) ノフクマルシェの開催 (4) 農福連携フォーラムの開催 (5) ノフク展示商談会の開催 (6) オンラインマルシェの開催 (7) 魅力発信動画の作成・発信 ＜主な拡充内容＞ マルシェの規模拡大、商談会、オンラインマルシェの開催、動画作成・発信	就農支援 係
農福連携推進活動事業費	2,353	県	R1 ～	一財	—	農福連携を推進するための以下の活動を実施。 ○事業内容：栽培技術基礎講座の開催 農福連携全国道府県ネットワーク事務局活動 地域連携会議による活動	就農支援 係
儲ける農業経営者育成支援事業 費 〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策のうち 、農業者キャリアアップ支援事 業、デジタル田園都市国家構想 交付金（地方創生推進タイプ）	9,500 (750)	県	R6 ～	国庫 一財 その他	—	経営力強化のための手法を学べる環境を充実させるため、地域の中心農業経営体等を対象にキャリアアップ研修 1 就農研修生向け研修 2 次代を担う農業者向け研修 3 経営者向け研修	就農支援 係 経営体強 化育成係 就農研修 係
新規就農・経営安定支援事業費 補助金	9,000	右記	R3 ～	一財	1/2 以内 等 (支援 対象向 対象 付)	就農希望者を対象とした研修施設の整備、新規就農者の経営継続に必要な施設修繕に対し助成。 (1) 新規就農者研修施設整備事業 ○補助対象経費 ・長期就農支援研修を実施する者が行う研修施設の整備に係る経費 ○事業実施主体 ・市町村、農業協同組合、国立学校法人 ○補助率 1/2以内 (2) 新規就農者経営安定支援事業 ○補助対象経費 ・就農後5年超10年未満の認定農業者が行う農業用ハウスの被覆資材の更新等の経営継続に必要な施設修繕に係る経費 ○事業実施主体 ・市町村	経営体強 化育成係

									<p>○補助率 ・1/3以内（上限1,000千円）</p> <p><主な拡充内容> 新規就農者経営安定支援事業の補助率の変更（1/4以内→1/3以内）</p> <p>農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域農業のあり方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組みを支援。</p> <p>1 市町村推進事業</p> <p>・地域の農業者等による協議の場の設置や地域計画の策定等の取組み</p> <p>2 農業委員会推進事業</p> <p>・地域計画のうち目標地図の素案の作成</p> <p>○事業主体：市町村、農業委員会</p>	経営体強化育成係
地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	[国事業名] 地域計画策定推進緊急対策事業	23,000 (23,000)	市町村	R5 ～	国庫	10/10 以内	国庫	—	<p>地域計画の普及・推進に向け、県が行う推進事務費</p> <p><主な拡充内容> 地域の話し合いをコーディネートする人材養成研修</p>	経営体強化育成係
新規就農等農地確保推進事業費補助金	[国事業名] 地域計画策定推進緊急対策事業	12,000 (10,925)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国庫 一財	10/10 以内	国庫 一財	10/10 以内	<p>農地中間管理機構が行う以下の取組みに必要な経費を助成。</p> <p>1 農地中間管理権を有する農地の賃料</p> <p>2 農地中間管理権を有する農用地の保全管理に要する経費</p> <p>3 農地中間管理権を有する新規就農者向け農地の賃料</p> <p>4 農地中間管理権を有した遊休農地を貸し付けるための簡易な圃場整備に要する経費</p> <p><主な拡充内容> 3の取組みを追加</p>	経営体強化育成係
農地中間管理機構運営費補助金	[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業	80,000 (63,955)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国庫 一財	10/10 以内	国庫 一財	10/10 以内	<p>農地中間管理機構の運営、市町村やJA等への窓口業務等の委託等に係る経費を助成。</p>	経営体強化育成係
農地中間管理事業事務費	[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業	2,968 (2,955)	県	H26 ～	国庫 その他	—	国庫 その他	—	<p>農地中間管理事業の促進に関する取組みを実施。</p>	経営体強化育成係

<p>機構集積協助力金交付事業費補助 拡 金</p> <p>[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業</p>	<p>80,000 (25,000)</p>	<p>市町村</p>	<p>H26 ～</p>	<p>国庫 その他</p>	<p>定額 (支 援対 象向 付け)</p> <p>農作業受委託を含め、農地中間管理機構を通じて、集積・集約化に取り組む地域に対し、協助力金を交付。</p> <p>(1) 地域集積協助力金 ○交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画が策定されている地域や協議の場を設け話し合いが行われている地域において、農地中間管理機構への貸付又は当該貸付と一体的に行われる農地中間管理機構を通じた農作業委託により、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域 <p>○交付要件 (①又は②のいずれか一方を満たすこと)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。 ②地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積が10ポイント以上増加すること。 <p>○交付単価 1.3万円～3.4万円/10a</p> <p>(2) 集約化奨励金 ○交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画が策定されている地域や協議の場を設け話し合いが行われている地域において、農地中間管理機構からの転貸又は農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集積化を図る地域。 ・同一年度内で、地域集積協助力金と重複交付可能。 <p>○交付要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①、②は事業実施年度の翌々年度、③は事業実施年度の3年後までに満たすこと) ①地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。 ②既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の団地又は独立する1筆の圃場の1団地あたりの平均面積が、目標面積までに1.5倍以上となること。 ③地域計画(目標地図)において、農業を担う者が位置付けられていない農地について、耕作者が耕作する1ha以上の団地面積(1団地あたりの面積上限4ha(中山間地域2ha)があること。 <p>○交付単価 1.0万円～3.0万円/10a(ただし、受け手が位置付けられていない農地の場合は0.5万～1.5万円/10a)</p> <p><主な拡充内容> 集約化奨励金の交付要件のうち、③を追加</p>	<p>経営体強化育成係</p>
--	----------------------------	------------	------------------	-------------------	--	-----------------

農業経営者法人化等総合サポート事業費 〔国事業名〕 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち、農業経営・就農サポート推進事業		35,000 (35,000)	県	R4 ～	国庫	—	就農希望者や経営面で課題を有する農業者に対し、就農、法人化、経営継承等に関する支援体制を整備し、就農と経営の両面からサポートを実施。 ○事業内容 ・経営発展に資する専門家による個別指導の実施 ・就農希望者に対する情報提供及び就農候補市町村との調整 ・専門家によるオンライン経営相談会の開催等 ○委託先 一般社団法人岐阜県農畜産公社（ぎふアグリチャレンジ支援センター）	経営体強化育成係
集落営農等育成推進事業費		800	県	H29 ～	一財	—	集落営農の体制づくりや経営安定に向けた支援活動を実施。 ・重点推進地域等への担い手育成推進チームの派遣 ・複数の集落営農法人による広域再編の仕組みづくりの検討等	経営体強化育成係
集落営農後継者育成等推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		1,000 (500)	右記	R3 ～	国庫 一財	定額	中山間地域における集落営農組織の設立・法人化や、オペレーター人材の育成、農地集積の推進などの活動に対し助成。 ○補助対象経費 ・集落営農の組織化、後継者育成の推進 ・集落営農組織の経営強化 （集落営農組織の法人化や複数法人による広域再編の取組み等を支援） ○補助金額の上限 ・1地区あたり200千円 ○事業実施主体 ・市町村、協議会、農業者が組織する団体等	経営体強化育成係

<p>中山間地域等担い手育成支援事業費補助金</p> <p>[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>拡</p>	<p>32,000 (16,000)</p>	<p>市町村</p>	<p>H29 ～</p>	<p>国庫一財</p>	<p>1/2以内等（支援対象向け）</p>	<p>中山間地域を中心に、集落営農組織等の経営安定・規模拡大や、人材確保に必要な機械・施設の整備に対し助成。</p> <p>(1) 集落営農経営安定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設立される集落営農組織の経営安定に必要な機械・施設の整備、その整備と一体的に実施する環境衛生施設の整備に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内（上限5,000千円） ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人、農業者が組織する団体等 <p>(2) 担い手経営力強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積・集約化を推進する地域の担い手の経営力・生産力の強化に必要な機械・施設及びそれと一体的に実施する環境衛生施設の整備に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・定額（上限2,000千円又は4,000千円） ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人、農業者が組織する団体等 <p><主な拡充内容> 団体化要件を追加</p> <p>(3) 集落営農連携強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の集落営農が連携し、農業機械等を共同利用する際に必要な機械・施設の整備に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内（上限10,000千円） ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人、農業者が組織する団体等 <p>(4) 労働環境の改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 雇用者を確保するために必要な機械・施設に係る経費 (イ) 外国人材を居住させるために必要な住居改修等に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/3以内（上限3,000千円） 	<p>経営体強化育成係</p>
---	----------	----------------------------	------------	------------------	-------------	-----------------------	--	-----------------

<p>集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 集落営農活性化プロジェクト促進事業</p>	<p>65,000 (65,000)</p>	<p>市町村</p>	<p>R4 ～</p>	<p>国庫</p>	<p>10/10 以内</p>	<p>○助成対象者 (ア) 認定農業者、農業法人、農業者が組織する団体（外国人材受入機関は対象外） (イ) 認定農業者、農業法人、外国人材受入機関（農業者が組織する団体は対象外）</p> <p>集落営農における活性化に向け、市町村が行う以下の事業に要する経費を助成。</p> <p>1 地域の状況に応じたビジョンづくりと具体的な取組の実行を支援 助成対象：集落営農組織等 (1) 集落ビジョンづくりへの支援 ○補助率 定額 (2) 取組の中核となる人材確保のための雇用経費への支援 ○補助率 定額（上限1,000千円/年） (3) 高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取組む経費 ○補助率 定額 (4) 集落営農の法人化を支援 ○補助率 定額（250千円/法人） (5) 共同利用機械等の導入経費 ○補助率 1/2以内</p> <p>2 農業協同組合、市町村等がサポートするための支援 ○補助率 定額</p>	<p>経営体強化育成係</p>
<p>新規園芸品目導入経営多角化事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>2,000 (1,000)</p>	<p>市町村</p>	<p>R4 ～</p>	<p>国庫 一財</p>	<p>1/3 以内 (支援 対象向 付け)</p> <p>農地中間管理機構を通じて新規園芸品目を導入する新たな農地の借り受けに要する経費を助成。 ○事業実施主体：市町村 ○補助率 1/3以内（上限100千円/経営体）</p>	<p>経営体強化育成係</p>	
<p>経営体育成支援事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業</p>	<p>116,000 (116,000)</p>	<p>市町村</p>	<p>H25 ～</p>	<p>国庫</p>	<p>3/10 以内 等 (支援 対象向 付け)</p> <p>目標地図に位置付けられた者（位置づけられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む）が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。 (1) 農地利用効率化等支援事業 ア 融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプ含む） ○補助対象経費 ・融資を受けて、経営改善の取組みに必要な農業用機械・施設の導入に係る経費（融資残補助） ・先進的農業経営確立支援タイプは、より高い目標をもって規模拡大</p>	<p>経営体強化育成係</p>	

<p>を図る取り組み等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援</p>	<p>○補助率</p>	<p>・3/10以内</p>	<p>(法人・個人を問わず上限300万円(目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を目指す者については600万円)</p>	<p>(先進的農業経営確立支援タイプ: 上限 個人10,000千円、法人15,000千円)</p>																																
<p>イ 条件不利地域支援タイプ</p>	<p>○補助対象経費</p>	<p>・経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するために必要となる共同利用機械等の導入に係る経費</p>																																		
<p>(2) 担い手確保・経営強化支援事業</p>	<p>○補助対象経費</p>	<p>・経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手等が、融資を活用するなどして、農業用機械・施設を導入する場合に必要な経費(融資残補助)</p>																																		
<p>(3) 追加的信用供与補助事業</p>	<p>○補助対象経費</p>	<p>・融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費</p>																																		
<p>(4) 市町村附帯事務費</p>	<p>○補助対象経費</p>	<p>・事業の実施に関する事務及び指導・監督等に係る経費</p>																																		

産地間連携等労働力確保定着事業費 〔国事業名〕 働きやすい環境づくり緊急対策のうち、労働力確保体制強化事業	新	3,500	県	R6 ～	その他	—	外国人材の活用や複数の産地との連携による労働力確保の仕組みづくりを推進。 ・産地の労働力ニーズ調査 ・特定技能外国人等の雇用希望経営体のリスト化、マッチング ・農業現場での外国人活用の動画作成 ・人材確保対策セミナーの開催	経営体強化育成係
農業の労働力安定確保推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		1,400 (700)	右記	R4 ～	国庫 一財	1/3 以内	雇用就農者や外国人材の定着を図るため、事業主体が行う受入れ準備に必要な取組みや、受入れ時の農作業安全や能力向上などの教育・研修の取組みを支援。 ○補助率 ・1/3以内（上限200千円） ○事業実施主体 ・農協、農業者が組織する団体、外国人材受入機関 等	経営体強化育成係
農業経営法人化支援事業費補助金 〔国事業名〕 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち、農業経営高度化支援事業		1,000 (1,000)	右記	R4 ～	国庫	定額	経営相談等をした雇用環境の改善に取り組み農業者の法人化を支援。 ○補助率 ・定額（250千円/法人） ○助成対象者 ・農業法人	経営体強化育成係
岐阜県就農支援センター運営費		30,373	県	H26 ～	一財	—	岐阜県就農支援センターにおいて、新規就農者を育成するために必要となる経費。	就農研修係
岐阜県就農支援センターDX高度化事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	新	2,750 (1,375)	県	R6	国庫 一財	—	環境制御技術などデータを活用した農業経営を習得するため、県就農支援センターの栽培研修ハウスに、自動・遠隔でハウス内環境を制御できる複合環境制御装置を整備	就農研修係

(5) 農産園芸課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																														
環境保全型農業直接支払交付金 〔国事業名〕 環境保全型農業直接支払交付金		19,200 (12,800)	市町村 (農業 者の組 織する 団体等)	H23 ～	国庫 1/2 一財 1/4	定額 (支援 対象 向け)	<p>農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じ交付金を交付。</p> <p>〔支援対象〕 原則次の①～③の要件を満たす農業者の組織する団体等 ①取組の対象作物について、販売を目的として生産を行うこと ②みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること ③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと</p> <p>〔支援対象取組〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全国共通取組</th> <th>交付単価 (10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000 円を加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→土壌分析 (必須) + 堆肥の施用、カバークロープ、リビンクマルチ、草生栽培のいずれか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そば等雑穀、飼料作物</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>カバークロープ</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>リビンクマルチ (下記以外)</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>(小麦・大麦、イタリインライグラスの場合)</td> <td>(3,200 円)</td> </tr> <tr> <td>草生栽培</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>不耕起播種</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>長期中干し</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>秋耕</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>取組拡大加算 ※</td> <td>交付単価 (10a)</td> </tr> <tr> <td>農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動</td> <td>新規取組面積あたり 4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	全国共通取組	交付単価 (10a)	有機農業	12,000 円	※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000 円を加算		→土壌分析 (必須) + 堆肥の施用、カバークロープ、リビンクマルチ、草生栽培のいずれか		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円	堆肥の施用	4,400 円	カバークロープ	6,000 円	リビンクマルチ (下記以外)	5,400 円	(小麦・大麦、イタリインライグラスの場合)	(3,200 円)	草生栽培	5,000 円	不耕起播種	3,000 円	長期中干し	800 円	秋耕	800 円	取組拡大加算 ※	交付単価 (10a)	農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動	新規取組面積あたり 4,000 円	ぎふ清流 GAP推進 係
全国共通取組	交付単価 (10a)																																					
有機農業	12,000 円																																					
※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000 円を加算																																						
→土壌分析 (必須) + 堆肥の施用、カバークロープ、リビンクマルチ、草生栽培のいずれか																																						
そば等雑穀、飼料作物	3,000 円																																					
堆肥の施用	4,400 円																																					
カバークロープ	6,000 円																																					
リビンクマルチ (下記以外)	5,400 円																																					
(小麦・大麦、イタリインライグラスの場合)	(3,200 円)																																					
草生栽培	5,000 円																																					
不耕起播種	3,000 円																																					
長期中干し	800 円																																					
秋耕	800 円																																					
取組拡大加算 ※	交付単価 (10a)																																					
農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動	新規取組面積あたり 4,000 円																																					
環境保全型農業直接支払等推進 交付金		59 (59)	市町村 、推進 組織	H19 ～	国庫	定額	<p>市町村、推進組織が実施する環境保全型農業直接支援対策事業に係る推進指導や、実施確認等に要する経費に対して支援。</p> <p>〔事業主体〕 市町村、推進組織 〔補助率〕 定額</p>	ぎふ清流 GAP推進 係																														

[国事業名] 日本型直接支払推進交付金			県	H19 ～	国庫	—	環境保全型農業直接支援対策事業を推進するための県指導費。	ぎふ清流 GAP推進 係
環境保全型農業直接支払等県推 進指導費	300 (300)	県	H19 ～	国庫	—	環境保全型農業直接支援対策事業を推進するための県指導費。	環境に配慮し、安全・安心な農産物を県民に供給する環境保全型農業の普及 推進。	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金		県	H26 ～R7	一財	—	有機農業指導員育成事業費	有機農業指導体制の整備に向けた有機農業指導員の育成に係る研修受講費、 現地指導費。	ぎふ清流 GAP推進 係
清流を守る環境保全型農業総合 推進事業費	450	県	H26 ～R7	一財	—	有機農業指導員育成事業費	有機農業指導体制の整備に向けた有機農業指導員の育成に係る研修受講費、 現地指導費。	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] みどりの食料システム戦略推進 交付金	1,176 (1,176)	県	R2 ～	国庫	—	有機農業総合推進事業費	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ①有機農業営農モデルづくり ②ぎふオーガニックマルシェの開催 ③有機農産物販売フェアの開催 ④岐阜県有機農業アドバイザーを活用した現地講座の開催 等	ぎふ清流 GAP推進 係
有機農業総合推進事業費	6,800 (1,614)	県	R4 ～	国庫 一財	—	有機農業総合推進事業費	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ①有機農業営農モデルづくり ②ぎふオーガニックマルシェの開催 ③有機農産物販売フェアの開催 ④岐阜県有機農業アドバイザーを活用した現地講座の開催 等	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイプ）		市町村 等	R4 ～	国庫 一財	—	有機農業総合推進事業費	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ①有機農業営農モデルづくり ②ぎふオーガニックマルシェの開催 ③有機農産物販売フェアの開催 ④岐阜県有機農業アドバイザーを活用した現地講座の開催 等	ぎふ清流 GAP推進 係
有機農業産地づくり推進事業費 補助金	12,000 (12,000)	市町村 等	R4 ～	国庫	定額 等	有機農業産地づくり推進事業費 補助金	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ①有機農業営農モデルづくり ②ぎふオーガニックマルシェの開催 ③有機農産物販売フェアの開催 ④岐阜県有機農業アドバイザーを活用した現地講座の開催 等	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金、みどりの食料シス テム戦略推進交付金		市町村 等	R4 ～	国庫	定額 等	有機農業産地づくり推進事業費 補助金	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ①有機農業営農モデルづくり ②ぎふオーガニックマルシェの開催 ③有機農産物販売フェアの開催 ④岐阜県有機農業アドバイザーを活用した現地講座の開催 等	ぎふ清流 GAP推進 係
有機農業生産振興事業費補助金	5,000 (2,500)	右記	R4 ～	国庫 一財	1/3 以内	有機農業生産振興事業費補助金	有機農業に必要な資材等の導入に係る経費の一部を助成。 [事業主体] 有機農業推進法に基づき有機農業実践者 [補助率] 1/3 以内（上限 500 千円以内） [支援内容] 防虫ネット、防草シート、鳥獣防護柵等	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイプ）		市町村 等	R4 ～	国庫 一財	1/3 以内	有機農業生産振興事業費補助金	有機農業に必要な資材等の導入に係る経費の一部を助成。 [事業主体] 有機農業推進法に基づき有機農業実践者 [補助率] 1/3 以内（上限 500 千円以内） [支援内容] 防虫ネット、防草シート、鳥獣防護柵等	ぎふ清流 GAP推進 係

有機転換推進事業費補助金 〔国事業名〕 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金、みどりの食料シ ステム戦略推進交付金		300 (300)	市町村	R5 ～	国庫	定額 (支 援 対 象 向 け)	新たに有機農業を開始する農業者に対し、有機農業の生産を開始する農地面積に応じて支援。 〔補助対象〕 ①有機農業に取り組み新規就農者 ②慣行栽培から有機農業への転換を図る農業者 〔補助単価〕 2万円/10a 〔補助率〕 定額	管理機、耕うん機（更新は除く）	ぎふ清流 GAP推進 係
肥料高騰対策機械等整備事業費 補助金【令和5年度12月補正】 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	新	105,000 (105,000)	農業者 等	R5 ～	国庫	1/2 以内	地域内資源の活用による、化学肥料低減に必要な機械・施設導入にかかる経費の一部を助成。 〔事業主体〕農業者、農業法人、農業者が組織する団体 等 〔補助率〕 1/2 以内 〔支援内容〕 堆肥保管施設、マニュアスプレッター、ハンマーナイフモア、 漉き込み機等の地域内肥料資源の活用に資する機械・施設		ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイプ）		2,060 (125)	県	R2 ～	国庫 一財	-	「ぎふ清流GAP評価制度」の運用及び推進。 ・農場評価表の交付 ・農業者等へのGAP指導活動 ・農業者向け研修会の開催		ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP運営事業費補助 金		6,700	(一社) 岐阜 県農 畜産 公社	R2 ～	一財	定額	「ぎふ清流GAP評価制度」の推進拠点として設置した「ぎふ清流GAP推 進センター」が行う農場評価、相談窓口対応などのGAP推進業務を支援。 〔事業主体〕 (一社)岐阜県農畜産公社 〔補助率〕 定額		ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP運営事業費補助 金（人件費）		21,837	(一社) 岐阜 県農 畜産 公社	R2 ～	一財	定額	ぎふ清流GAP推進センターの運営に必要な人件費を助成。 〔事業主体〕 (一社)岐阜県農畜産公社 〔補助率〕 定額		ぎふ清流 GAP推進 係
GAP産地育成指導事業費 〔国事業名〕 国際水準GAP普及推進交付金	拡	4,245 (4,245)	県	R2 ～	国庫	-	GAPの指導体制の強化に向け、GAP指導員や組織評価員の育成、資質向 上に必要な研修を実施。 ①新任普及指導員等に対するGAP指導員養成研修。 ②産地を指導する組織評価員の育成研修 ③GAPの実践的な指導力向上を目指す実践研修 等		ぎふ清流 GAP推進 係

GAP農産物拡大事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	8,000 (4,000)	農業者等	H30～	国庫一財	1/2以内又は1/3以内	<主な拡充内容> ②の対象人数を増員（R5:5人⇒R6:10）、③を追加 国際水準GAPの実践に必要な生産出荷施設の改修や備品の整備に要する経費のほか、国際水準GAP認証の取得に必要な審査費用を支援 [事業主体] 農業者、農業法人、農業協同組合、農業者団体 [補助対象] GAP実践に必要な施設改修、備品購入、残留農薬分析、水質検査、GAP認証取得審査 [補助率] 国際水準GAPを目指す場合は1/2以内、その他は1/3以内	ぎふ清流GAP推進係
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	6,471 (2,400)	県	R3～	国庫一財	—	ぎふ清流GAPの認知度向上や販路拡大に向けたPR活動を実施 ①GAP農産物販売フェア、消費者交流イベントの開催 ②ぎふ清流GAPのロゴマークを活用したPRグッズ作成 ③ぎふ清流GAPパートナーを中心とするPR活動 ④仲卸業者等への出前講座や農場視察の開催 ⑤流通業者による産地と販売店とのマッチング <主な拡充内容> ④⑤を追加	ぎふ清流GAP推進係
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,000 (500)	ぎふ清流GAP評価生産者等	R3～	国庫一財	1/3以内	ぎふ清流GAPをPRする資材の作成経費等を補助。 [補助対象] ロゴマークシール、包装資材版代、チラシ、看板等 [事業主体] ぎふ清流GAP評価生産者のうち「グッドな農業を目指すGAP推進PR事業実施要領」に定める者、農業協同組合等	ぎふ清流GAP推進係
防除指導費	929	県	S25～	一財	—	病害虫・雑草防除指導指針及び病害虫発生予察情報に基づく効率的な防除指導を実施。	ぎふ清流GAP推進係
病害虫防除所運営費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金	2,390 (2,389)	県	S25～	国庫一財	—	病害虫防除所による植物防疫事業を効率的に推進。	ぎふ清流GAP推進係
病害虫防除員活動費	905 (701)	県	S25～	国庫一財	—	市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、病害虫防除員を設置。	ぎふ清流GAP推進係

[国事業名] 植物防疫事業交付金			県	H9 ～	国庫 一財	—		<ul style="list-style-type: none"> ・国が指定する病害虫の発生状況を調査。 ・指定病害虫の発生予察手法の確立及び予察基準の策定。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	ぎふ清流 GAP推進 係
[国事業名] 植物防疫事業交付金	3,065 (3,064)	県	H9 ～	国庫 一財	—		<ul style="list-style-type: none"> ・国指定以外の病害虫の発生状況を調査。 ・重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	ぎふ清流 GAP推進 係	
重要病害虫発生予察事業費	1,133	県	H9 ～	国庫 一財	—		<ul style="list-style-type: none"> ・国指定以外の病害虫の発生状況を調査。 ・重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	ぎふ清流 GAP推進 係	
肥料検査指導費	443	県	S53 ～	国庫 一財	—		肥料の品質保全を図るため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく普通肥料登録及び肥料販売業務等の届出の受理、その他肥料の検査や指導業務を推進。	ぎふ清流 GAP推進 係	
病害虫総合管理技術推進対策事業費	1,412 (706)	県	H17 ～	国庫 一財	—		エダマメ、イチゴ、トマト等の県内主要品目の薬剤抵抗性病害虫に対する薬剤感受性のモニタリングを行い、I P M（総合的病害虫雑草管理）につながる防除技術を確立。	ぎふ清流 GAP推進 係	
[国事業名] 消費・安全対策交付金				国庫 一財	—		侵入病害虫が確認された場合に緊急防除を実施	ぎふ清流 GAP推進 係	
侵入病害虫緊急防除対策推進費	400 (399)	県	R4 ～	国庫 一財	—			ぎふ清流 GAP推進 係	
[国事業名] 消費・安全対策交付金				国庫 一財	—			ぎふ清流 GAP推進 係	
侵入病害虫緊急防除対策事業費補助金	5,000 (5,000)	市町村 農協 等	R3 ～R7	国庫	定額		海外から侵入したと判明した病害虫に対し、早急に薬剤散布等の防除を実施して被害発生を抑制するのに要する経費を助成。	ぎふ清流 GAP推進 係	
[国事業名] 消費・安全対策交付金				国庫	—		地域特産農産物の農薬登録拡大に必要な試験を実施。	ぎふ清流 GAP推進 係	
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	1,850 (925)	県	H18 ～	国庫 一財	—			ぎふ清流 GAP推進 係	
[国事業名] 消費・安全対策交付金				国庫 一財	—		農産物の安全の確保を図るため、生産者への農薬安全使用の徹底、農薬販売業者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催や農薬管理指導士の育成を実施。	ぎふ清流 GAP推進 係	
農薬安全使用総合推進指導事業費	1,750 (875)	県	H15 ～	国庫 一財	—			ぎふ清流 GAP推進 係	

[国事業名] 消費・安全対策交付金													
ジャンボタニシ被害対策推進事業費	622 (158)	県	R5 ～R7	国庫 一財	—	ジャンボタニシの地域の実態に即した耕種的、化学的防除を組み合わせた総合的な対策の周知と、重点地区における効果的な対策の検証を実施。 ・被害対策チームの設置 ・被害対策アドバイザーの招へい ・被害対策チラシの作成・配布、セミナーの開催 ・被害多発地区を対象とした、効果的なジャンボタニシ駆除活動の検証	米麦大豆 係						
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	2,710 (330)	県	H27 ～R7	国庫 一財	—	需要に応じた米生産や、生産者の所得向上に向けた技術強化により、ぎふ米産地のブランド化を推進。 ・オーダーメイド型米づくりによる産地創出 ・多収性品種等の生産拡大と栽培技術向上 ・良食味・高品質な米栽培技術の強化指導	米麦大豆 係						
新酒米による産地づくり推進事業費	1,500 (511)	県	R6	国庫 一財	—	県が育成した酒米の産地化に向け、優良種子の生産及び供給、販路開拓を実施。 ・産地づくり研究会の設立、開催 ・優良種子生産と種子供給体制の確立 ・臈元と連携したママーケティングの実施	米麦大豆 係						
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,763 (268)	県	R6	国庫 一財	—	県内の米卸等と取引実績がない新たな実需者の開拓を目的とした商談会の開催や、米粉商品を商品化する新たな県内事業者を支援し、県産米粉需要を創出。 ・新たな実需者を対象としたママーケティング商談会の開催 ・大学と企業が連携した新商品開発の支援 ・米粉の新商品PRイベントの開催	米麦大豆 係						
岐阜県米麦改良協会補助金	5,510	右記	S56 ～	一財	定額	主要農作物の種子に関する生産・流通対策及び普及啓発活動を実施する（一社）岐阜県米麦改良協会に対し、専任職員の人件費を補助。 [実施主体]（一社）岐阜県米麦改良協会 [対象] 事務局長（1名）	米麦大豆 係						
採種指導運営事業費	2,759	県	S47 ～	一財	—	稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、県内で普及すべき品種を選定する調査や、種子審査を実施するとともに、種場の農業協同組合等に対し採種管理指導を実施。	米麦大豆 係						

主要農作物原種等供給強化事業費			3,775	県	R1 ～	一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励品種決定調査の実施 ・種子審査（ほ場、生産物審査）の実施 ・種子生産体制強化計画の策定指導 <p>岐阜県主要農作物種子条例に基づき、稲、麦類、大豆の高純度・高品質な原種・原種の生産供給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関における原原種・原種の生産供給体制の強化 ・試験研究機関における種子専用機械の計画的な更新 ・原種等の備蓄体制整備の検討 	米麦大豆 係
備蓄米管理調整交付金		847	県	H13 ～	一財	—	<p>県とJ A全農岐阜との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定（H22.4.1）」に基づき、J A全農岐阜が行う備蓄米の管理経費等の一部を交付。</p> <p>備蓄量：200トﾝ(玄米)</p> <p>※県内の農協低温倉庫等を利用して5圏域に分散備蓄</p>	米麦大豆 係	
農産物検査対策事業費		535	県	H28 ～	一財	—	<p>農産物検査法に基づき、地域登録検査機関の登録管理や指導監督業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録、変更登録、登録更新、検査報告の審査等 ・指導監督、立入検査等事務 	米麦大豆 係	
麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金 〔国事業名〕 麦・大豆生産技術向上事業		30,000 (30,000)	右記	R6	国庫	定額 又は 1/2 以内	<p>「麦・大豆国産化プラン」を作成した産地が、水田及び畑地におけるほ場の団地化の推進活動や農業機械・営農技術の導入を行う取組みに対し、必要な経費を助成。</p> <p>〔事業主体〕 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 等</p> <p>〔事業内容〕 ・新たな営農技術の導入（補助率：定額） ・生産性向上に向けた機械等の導入（補助率：1/2以内）</p>	米麦大豆 係	
農業機械利用総合対策推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		1,564 (618)	県	H18 ～R7	国庫 一財 その他	—	<p>農業機械の効率的かつ安全利用の推進、農作業事故ゼロ運動の推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全引きの作成 ・農業機械の安全取扱講習の開催 	米麦大豆 係	

水田農業構造改革推進事業費補助金	9,840	右記	H29～R7	一財	10/10以内又は1/2以内	<p>地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、地域の実状に応じた水田フル活用と需要に応じた米生産の推進に係る取組みに要する経費を助成。</p> <p>[事業主体] 市町村、農業協同組合</p> <p>[補助率] 市町村 10/10以内 農業協同組合 1/2以内</p> <p>[事業内容] (市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の需給調整の周知や体制強化 ・地域の水稻等作付状況調査の実施 ・地域で取り組む需要に応じた米生産への指導助言 等 (農業協同組合) ・担い手との需要に応じた米生産の合意形成 ・米卸業者等とのマッチング活動 ・担い手の所得確保に資する技術検討会の開催 等 	水田経営係
水田農業構造改革推進指導費	837	県	H17～	一財	—	<ul style="list-style-type: none"> ・産地の収益力強化に向けた共同利用施設の効率的活用や、需要に応じた米生産の円滑な推進に向けた指導等を実施。 ・食糧法に基づく飼料用米等の適正な流通を監視。 <p><主な拡充内容> 飼料用米の特認品種の実証試験、麦・大豆の低単収地域でのモデルほ場の設置</p>	水田経営係
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業 強い農業づくり総合支援交付金	750,000 (750,000)	市町村等	R1～R7	国庫	1/2 (支援対象向け)	<p>産地の収益力を強化するため、産地基幹施設の整備や機能向上、再編等に要する経費の一部を助成。</p> <p>[事業主体] 農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者 等 [対象施設] 主要農作物の乾燥調製施設、園芸特産物・花き等の共同選果場、農産物処理加工施設 等 [採択要件] 成果目標基準を満たすこと 等</p>	水田経営係
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業	80,000 (30,000)	右記	H28～R7	国庫その他	1/2	<p>各産地が地域の強みを活かして進める収益力強化の取組みに要する経費の一部を助成。</p> <p>[事業主体] 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等 [対象事業] 農業機械の導入及びリース導入、生産資材の導入 等 [採択要件] 成果目標基準を満たすこと 等</p>	水田経営係

水田フル活用推進事務費補助金 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	164,600 (164,600)	右記	H23 ～R7	国庫	定額	市町村及び農業再生協議会が行う経営所得安定対策等の普及や水田フル活用の推進に係る事務等に要する経費に対し助成。 〔事業内容〕 ①県段階における活動 ②地域段階における活動 ③申請手続電子化の普及推進活動 〔事業主体〕 市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会	水田経営 係
水田フル活用実践指導費 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	3,500 (3,500)	県	H24 ～R7	国庫	—	経営所得安定対策等の普及・推進や、水田フル活用の実践に向けた指導等を実施。 〔事業内容〕 ・経営所得安定対策等の普及推進 ・水田収益力強化ビジョンの作成、周知 ・産地交付金の活用促進 ・水田フル活用に向けた指導 ・市町村、地域農業再生協議会に対する指導助言 等	水田経営 係
持続可能な産地育成支援事業費 補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)	3,500 (1,750)	地域農業再生協議会 市町村	R5 ～R8	国庫 一財	定額	地域特性を活かした収益力のある作物の生産拡大に向け、農産物を安定的に供給できる持続可能な産地づくりを支援。 〔事業内容〕 ・産地化に向けた取組み (先進地視察費用、専門家派遣費用) ・栽培技術の実証確立に向けた取組み (種苗代、生産資材費用、土壌分析費、糖度計費用等) ・販売方法の確立に向けた取組み (市場ニーズ調査、都市圏のマルシェへの参加料、プロモーション費用等) ・収益性の向上に向けた取組 (新商品開発委託費、試作用機材リース代、食品の機能性・栄養分析費用等) 〔補助率〕 定額 (500千円以内/協議会)	水田経営 係
畑作物産地形成促進事務費補助金 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	3,130 (3,130)	右記	R5 ～R7	国庫	定額	水田農業を需要拡大が期待される畑作物 (麦、大豆等) への生産転換を図るため、その推進に係る事務等に要する経費を助成。 〔事業主体〕 市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会 〔補助率〕 定額	水田経営 係

畑作物産地形成推進事務費 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	792 (792)	県	R5 ～R7	国庫	一	水田農業を需要拡大が期待される畑作物（麦、大豆等）への生産転換等の実践に向けた指導等を実施。	水田経営 係
元気な農業産地構造改革支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	370,000 (※9,100)	市町村 等	H28 ～R7	一財 ※ 国庫 一財	1/4 以内 又は 1/3 以内 (支援 対象 向け) ※ 定額 又は 1/2 以内 (支援 対象 向け)	「ぎふ農業・農村基本計画」（令和3～7年）の基本方針に沿った産地の構造改革の取組みや担い手の体質強化等を支援し、未来につながる農業・農村づくりを推進。 (1) 産地構造改革支援 〔採択要件〕 ・ 新産地構造改革計画を策定し、知事もしくは農林事務所長の認定を受けること ・ 一事業の受益戸数が3戸以上であること ・ ただし、事業主体が①認定新規就農者に機械・施設を利用させる場合、②あすなろ農業塾長に新規就農者研修施設を利用させる場合、③構成員に対し県試験研究機関が開発した新技術導入にかかる機械・施設を利用させる場合等及びその他農政部長が認める場合にあっては受益戸数3戸未満でも可。 ・ 整備する機械施設で対応する目標受益面積が基準以上であること ・ 基幹的共同利用施設の改良整備に取り組み場合には次の要件を満たす施設であること ①農業協同組合法に基づき設置 ②設置後10年以上経過 ③産地の農業生産を維持するうえで重要な役割を果たしている ④受益範囲が概ね市町村以上 ⑤直近3ヶ年の利用率の平均が原則50%以上 ・ 再編整備の促進に取り組み場合には次の要件を満たすこと ①複数の共同利用施設の再編合理化を行うこと ②再編利用計画書を添付すること 〔補助対象とする取組区分〕 ①ぎふ農業・農村を支える人材育成 新規就農者支援、企業型経営体育成支援 ②安全で身近な「ぎふの食」づくり	野菜果樹 特産係

	<p>規模拡大・生産性向上取組、災害に対する産地の強靱化</p> <p>③ ぎふ農産物のブランド展開 新技術導入、新ブランド産地づくり、新たな共同化取組、流通改善に必要な共同利用施設整備、国際競争力強化</p> <p>④ 基幹的共同利用施設の改良整備 ⑤ 共同利用施設の再編整備の促進 ⑥ 安全性を支える体制づくり [補助率] 1/4以内</p> <p>※ ただし、次の(1)～(3)に定める機械・施設については1/3以内</p> <p>(1) ①のうち新規就農者支援 新規就農者研修施設(新規就農者研修施設整備事業の助成対象となる施設は除く)、新規就農者の農業生産に必要な機械・施設</p> <p>(2) ①のうち企業型経営体育成支援 家族経営体から雇用型経営体への移行、企業の新規農業参入、主として園芸を営む法人の設立に必要な機械・施設</p> <p>(3) ⑤共同利用施設の再編整備の促進 複数の共同利用施設の再編合理化の促進に必要な整備</p> <p>[事業費の上限額及び下限額] ・事業費の上限額は100,000千円未満。ただし、新規就農者支援の取組みにおいては、新規就農者に過度な負担がかからないように配慮 ・事業費の下限額は500千円。ただし、果樹・茶の新植を行う場合は、適用しない</p> <p>・④及び⑤は、一事業主体あたり事業費総額60,000千円 [補助上限額] ⑥ 上限10,000千円</p> <p>(2) 経営の多角化等の推進及び経営継承の推進支援 [補助対象とする取組区分] ① ぎふ農業・農村を支える人材育成 経営の多角化等の推進、経営継承の推進</p>
--	--

	<p>[実施主体] 市町村</p> <p>[事業内容] ①経営の多角化等の推進 収益力向上の柱となる新たな経営部門の確立に必要な新品目や新技術及び農産物の試作加工・販売の導入の本格実施に向けた試験的な取組みに係る経費に対し助成。 ②経営継承の推進 経営継承により譲渡を受けた農業用ハウスなどの施設の改修等に係る経費に対し助成。</p> <p>[助成対象者] 以下の地域計画等に位置付けられた者 ①認定農業者（おおむね1年以内に認定が見込まれる者を含む） ②経営資産を継承し、営農開始又は新たな農業部門の導入、経営拡大を行う以下のいずれかの者 ・認定新規就農者（おおむね1年以内に認定が見込まれる者を含む） ・親元就農者 ・就農後10年未満の認定農業者</p> <p>[補助率] 1/4以内</p> <p>[補助上限額] ① 上限750千円 ② 上限1,500千円</p> <p>(3) 園芸産地づくりに向けた実証支援 [補助対象とする取組区分] 園芸産地づくりに向けた実証</p> <p>[事業内容] 夏ほうれんそう、えだまめ、くりの産地において、生産規模拡大の負担となっている収穫、出荷調製作業の機械化、共同化に向けた実証の取組みへの支援。</p> <p>[事業主体] 農業協同組合、農業者等の組織する団体（3戸以上）、市町村、法人</p>
--	---

									<p>(主として農業関連事業に取り組む者)</p> <p>[採択要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏ほうれんそう、えだまめ、くりに係る取組みであること 県内で初めて導入する機械等であること 地域を担う法人等組織の設立により、地域の生産面積及び生産量を向上させるために必要な実証の取組みであること <p>[補助率]</p> <p>1/2以内 (機械導入等)、定額 (実証する機械の運搬費)</p> <p>[補助上限額]</p> <p>なし</p> <p><主な拡充内容></p> <p>(3) を追加</p>	野菜果樹 特産係
加工・業務用野菜拡大推進事業 費補助金	800 (400)	農協、 生産組 織等	R1 ~R7	国庫 一財	1/2 以内	加工・業務用野菜生産に先進的に取り組む産地を対象に、産地自らが行う安定生産、省力化等の取組みを支援。 [事業主体] 農協、全農、生産組織 [補助率] 1/2以内	野菜果樹 特産係			
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金 (地方創生推進タイプ)	3,800 (1,900)	農協、 生産組 織	R2 ~R7	国庫 一財	1/2以 内	トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき (柿)、だいこん、茶など ぎふ農業・農村基本計画に位置付ける振興すべき県内の園芸特産物を対象に、 持続可能な園芸産地づくりのため、産地自らが行う課題解決に向けた取組みを 支援。 [事業主体] 農協、生産組織 [補助率] 1/2以内	野菜果樹 特産係			
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金 (地方創生推進タイプ)	1,427	(一社) 岐阜県 野菜価 格安定 基金協 会	S40 ~R7	一財	定額	独立行政法人農畜産業振興機構が行う野菜価格安定対策事業に係る資金造成 に対して、岐阜県野菜価格安定基金協会が納付する納付金に対して助成。 [納付金の算定根拠] 重要野菜 国65/100、県17.5/100 その他野菜 国60/100、県20/100	野菜果樹 特産係			
野菜生産出荷安定資金造成費補 助金						[対象野菜] 重要野菜：秋冬だいこん、たまねぎ (2品目、2種別) 調整野菜：夏だいこん、春夏にんじん、冬にんじん (2品目、3種別) 一般野菜：夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、秋冬さといも、秋冬ねぎ、				

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金 〔国事業名〕 野菜価格安定対策事業	必要額が生じた場合は補正対応	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	S50 ～R7	国庫 一財	右記	ほうれんそう、冬春きゅうり（6品目、7種別） 岐阜県野菜価格安定基金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業にかかる交付準備金造成について助成。 〔補助率〕 指定野菜 国1/2、県1/4 特定野菜 国1/3、県1/3 〔対象野菜〕 春だいこん、秋冬だいこん、ほうれんそう、かぶ、しゅんぎく（4品目、5種別）	野菜果樹 特産係
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	必要額が生じた場合は補正対応	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	S46 ～R7	一財	1/2	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う一財野菜価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成。 〔対象野菜〕 春だいこん、えだまめ、秋冬さといも、春キヤベツ、秋冬はくさい、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、こねぎ、プロッコリー（8品目、10種別）	野菜果樹 特産係
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	5,313	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	H12 ～R7	一財	右記	野菜価格安定事業の実施主体である岐阜県野菜価格安定基金協会の基盤強化に向け、同協会の管理運営費の一部並びに事務局長人件費について助成。 〔補助率〕 管理運営費 1/2以内 事務局長人件費 10/10	野菜果樹 特産係
菓草の里づくり推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	新 10,000 (1,950)	県	R6 ～R7	国庫 一財	—	いび菓草の里づくりプロジェクト推進協議会と連携し、菓草等地域資源を活用して、中山間地域の振興を図るため、揖斐川町春日地域にて菓草の里づくりプロジェクトを展開。	野菜果樹 特産係
園芸特産ブランド力強化推進指導費	2,881	県	S38 ～	一財	—	県育成品種のブランド化に向け、生産現場での生産技術の確立に向けた取組をはじめ、飛騨美濃特産名人の認定や活用促進など園芸特産振興対策の推進に必要な経費。	野菜果樹 特産係
園芸特産振興団体育成対策費補助金	3,872	岐阜県園芸特産振興協会	S38 ～	一財	定額	県産園芸特産物の更なるブランド化と安全・安心・健康な園芸特産物の生産・供給を図るため、岐阜県園芸特産振興会が実施する生産及び消費流通対策に係る事業活動等に助成。 〔実施主体〕 岐阜県園芸特産振興会 〔補助率〕 定額	野菜果樹 特産係

元気な美濃茶産地づくり推進事業費	244	県	H18～	一財	—	<p>平田地域、中山間地域の特性にあった茶生産を進め、産地の維持拡大を図るとともに、県産茶のP R等により消費拡大に向けた取り組みを推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶産地構造改革計画策定推進会議の開催 ・茶園の共同管理体制づくり、作業受託体制の整備の推進 ・岐阜県茶品評会への開催、関西茶業振興大会出品等への支援 	野菜果樹特産係
蚕業振興対策事業委託料	345	県	S44～R7	一財	定額	<p>新たな蚕糸対策に呼応して蚕糸業と絹業との提携関係の早期構築に向け支援を行うとともに、小学生に絹文化を知ってもらうための養蚕文化伝承活動及びUGIFUシルククラフトのブランド化を支援するため、養蚕農家の現地指導、蚕業動向調査、蚕種・繭流通対策、養蚕文化伝承、P R活動等の蚕業振興対策を委託。</p>	野菜果樹特産係
園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金 〔国事業名〕 園芸産地における事業継続強化対策	10,000 (10,000)	生産組織等	R3～R7	国庫	1/2以内	<p>自然災害からの被害防止等の対策を加速化するため、園芸産地における事業継続計画（BCP）の策定支援、BCPに基づくハウス補強や停電時の非常用電源の導入等を支援。</p> <p>〔実施主体〕 農業者の組織する団体等 〔補助率〕 定額</p>	野菜果樹特産係
岐阜県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金【令和5年度12月補正】 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	35,776 (35,776)	農業者等	R5～	国庫	1/2以内	<p>国の施設園芸等セーフティネット構築事業に加入している施設園芸農家に対し、燃油価格高騰分（積立金）を直接補填して支援</p> <p>〔事業主体〕 国の施設園芸等セーフティネット構築事業に加入している施設園芸農家 〔補助率〕 1/2以内</p>	野菜果樹特産係
花き生産振興指導費	1,778	県	S39～	一財	—	<p>県内主要産地の実態を把握し、特徴を活かした花き振興施策の立案、展開により、花き生産振興を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花き産業振興総合調査の実施 ・全国大会、各種研修会への参加 ・花き関係者との連携強化 	花き係
関東東海花の展覧会事業費	450	関東、東海地域の1都11県他	S46～R7	一財	—	<p>県産花きのP Rを進めるため、関東、東海地域の1都11県が共同開催する関東東海花の展覧会に参加（負担金）。</p> <p>〔1都11県〕 埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県</p>	花き係

園芸福祉サポーター実践活動促進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,860 (767)	県	H19 ～R7	国庫 一財	—	園芸の持つ効果を地域づくり・医療・福祉等の分野において花きの新たな需要拡大を図るため、園芸福祉の地域活動の活性化、普及及び園芸福祉サポーターの認定、スキルアップ研修などの支援を実施。 ・園芸福祉サポーターの認定 ・園芸福祉サポーターの活動支援	花き係
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	924 (462)	生産者 団体	H21 ～R7	国庫 一財	1/2 以内	国内外のバイヤーを招聘した商談会等の開催及び首都圏もしくは海外等の商談会等への出展を支援し、県産花きの安定販売、販路拡大を推進。 〔助成対象〕 国内外で開催される商談会等への出展、及び買参人等を招いた商談会の開催 〔補助率〕 1/2以内 〔採択要件〕 ・各商談会の開催、各商談会等への出展は3戸以上で行う ・出展者、来場者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行う ・商談会を開催または市場が開催する商談会に出展する場合は、商談を行う上で必要となる能力の向上研修会の開催または参加を必須とする ・業界が開催する商談会に出展する場合は、事業実績及び効果等について報告会開催等により、県内花き生産者間の情報共有に努める。	花き係
花き総合指導センター事業費	1,699	県	H18 ～R7	一財	—	県産花きの生産振興、消費啓発を目的とし、花き関連の展示及び講習会などを実施。 ・体験教室及び花飾り展示・園芸相談の開催 ・国際園芸アカデミーのサテライト施設の維持管理費用	花き係
花と緑の振興顧問設置費 （人件費）	3,600	県	R3 ～	一財	—	花と緑の振興顧問の人件費。	花き係
花と緑の振興顧問設置費 （旅費）	423	県	R3 ～	一財	—	花と緑の振興顧問の旅費。	花き係
ぎふの花でおもてなし花飾り推進事業 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	24,882 (2,050)	県	R6	国庫 一財	—	ぎふの花の魅力を全国に発信するため、花き文化団体等と協働して全国行事の会場や沿道の花飾りを実施 ・献血運動推進全国大会、総文祭、国文祭の会場花飾り ・国文祭にあわせた花飾りコンテストの開催	花き係
国際園芸アカデミー20周年記念事業	4,211	県	R6	一財	—	開学20年の成果を発信し、学生確保や進路選択の拡幅につなげるとともに、花と緑の業界で活躍するために必要な意識と能力を養う実践的な教育を推進。 ・ぎふワールド・ローズガーデン内にサテライト施設を開設 ・20周年記念行事及び特別講座の開催	花き係

ぎふの花っていいね！プロジェクト推進事業 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	6,053 (2,496)	県	R3 ～	国庫 一財	－	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生のネットワーク強化に向けたホームページのコンテンツ拡充 <p>「ぎふの花」を知ってもらい、ぎふの花のファンを増やすとともに産地のブランド化を推進。 花き振興企画コンペやSNS等を活用した花きに関する情報の発信 ・花き需要の拡大に向け、県産花きを活用した花飾りによる花のある暮らしの提案</p> <p><主な拡充内容> ・産地見学、花き産地バスツアーの実施 ・県アンテナショップでの県産花きコーナーの設置 ・花と緑の癒やしの効果の発信</p>	花き係
ぎふ花と緑の振興促進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		15,000 (7,500)	右記	R4～ R6	国庫 一財	1/2 以内	<p>ワーキンググループとして実施する研究・実証事業や商品PRにかかるとの経費を助成。</p> <p>〔事業主体〕 花き生産者等が異業種と連携し2者以上で構成された組織等 〔採択要件〕 花き産業の研究、実証事業など花きの需要創出を図る取組であること 〔事業内容〕 課題会解決勉強会や視察研修等 ・共同研究・新商品等の開発補助 ・開発した商品PR 〔補助率〕 1/2以内（上限 2,500千円/件）</p>	花き振興係
花きの担い手育成経営・技術支援事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		7,475 (3,737)	県	R4 ～	国庫 一財	－	<p>清流の国ぎふ花と緑の振興センターが、花きの担い手育成のために実施する研修会の開催や施設管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営研修の開催 技術研修の開催 施設管理運営 	花き振興係

(6) 畜産振興課

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
畜産経営指導事務費		5,684	県	S36 ～	一財 その他	—	農家及び畜産関係団体等との連絡・調整・調査・検査・指導等に要する県事務費	管理調整 係
中小家畜生産強化支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	3,928 (152)	右記	H28 ～	国庫 一財	1/2 以内	増加する安価な輸入畜産物に対抗するため、安全・安心な県内畜産物のPR活動等に要する経費の一部を支援 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会、岐阜県養豚協会、岐阜県養鶏協会 奥美濃古地鶏銘柄推進協議会、岐阜県養蜂組合連合会 【補助率】：1/2以内 ＜主な拡充内容＞ 県産畜産物PR支援に奥美濃古地鶏に係る展示会・商談会出展支援を追加 蜜源増殖支援のうち、蜜源レング増殖事業を増額	養豚・養 鶏係
養蜂推進事業事務費		500	県	H15 ～	その他	—	養蜂振興法等に基づき転飼調整等に係る県事務費	養豚・養 鶏係
畜産協会等事業推進費補助金		12,065	(一社) 岐阜県 畜産協 会	S33 ～	一財	定額	各種団体及び畜産農家等への指導事業等に要する経費の一部を支援 【事業内容】：・畜産振興事業（畜産コンサルタント、家畜改良、畜産展示、畜産振興計画推進、家畜・家さん及び畜産物流通対策、畜産防疫対策指導事業、畜産環境保全推進指導、自給飼料生産指導） ・畜産振興推進事業（地域畜産振興他）	養豚・養 鶏係
畜産コンサルタント設置事業費補助金		23,518	(一社) 岐阜県 畜産協 会	H15 ～	一財	定額	畜産コンサルタントの設置に対する助成	養豚・養 鶏係
食鳥処理施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 強い農業づくり総合支援交付金		1,325,000 (1,325,000)	右記	R6	国庫	右記	強い農業づくり総合支援交付金を活用して、産地農業における中心的な役割を果たしている農業者団体等による産地の基幹施設の整備等に要する経費の一部を支援 【事業内容】：食鳥処理施設整備にかかる建設工事に要する経費の一部を支援 【補助率】：1/2以内	養豚・養 鶏係

農畜産業振興機構委託事務費		665	県	S37 ～	その他	—	農畜産業振興機構の助成事業に要する県事務費	養豚・養 鶏係
地方競馬全国協会委託事務費		135	県	S37 ～	その他	—	地方競馬全国協会（畜産振興事業）の助成業務に要する県事務費	養豚・養 鶏係
畜産高度化支援リース事業委託 事務費		50	県	S57 ～	その他	—	畜産環境整備機構の助成業務に要する県事務費	養豚・養 鶏係
酪農振興対策支援事業費	拡	6,747	右記	H27 ～	一財	1/2 以内	酪農経営の安定及び後継乳用牛の効率的な確保を推進するため、乳用牛の改良や飼養管理の改善の調査・指導や雌雄判別技術の活用、乳用初妊牛の導入に 対する支援 ①牛群検定・酪農へルパー支援事業 【事業主体】：岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】：乳用牛改良や飼養管理の改善の調査・指導に要する経費 の一部を支援 【補助率】：1/2以内 ②効率的乳用後継牛確保対策支援事業費 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：効率的に後継雌牛を確保するため、雌雄判別技術の活用に 対する支援 【補助率】：1/2以内 ③乳用初妊牛増頭対策支援事業 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：増頭を図るため乳用初妊牛の導入等に対する支援 【補助率】：1/2以内 ＜主な拡充内容＞ 牛群検定・酪農へルパー支援事業 【事業主体】：岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】：酪農経営の安定化を目的として県内酪農へルパー組合 に対して出役に要する経費の一部を支援 【補助率】：1/2以内	酪農・飼 料係
資源循環型畜産確立推進事業費		822	県	H18 ～	一財	—	家畜ふん尿の適切な処理指導及び堆肥流通促進等に要する県事務費	酪農・飼 料係
自給飼料生産・利用拡大推進事 業費		2,835	県	R2 ～	一財	—	自給飼料の増産、公共牧場利用推進、飼料用米・稲WCSの利用を推進する ために行う調査、指導等に要する県事務費	酪農・飼 料係
牧場管理委託料		8,577	県	S48 ～	一財 その他	—	岐阜県家畜育成牧場の管理、放牧預託、使用料の徴収及び収納事務に要する 委託料	酪農・飼 料係

牧場管理委託料（人件費分）		10,629	県	H15 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場の指定管理業務に係る職員の人件費	酪農・飼料係
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価委員会運営事務費		249	県	H18 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場に指定管理者制度を導入したことに伴い、設置した管理運営業務評価委員会の開催に要する県事務費	酪農・飼料係
県営育成牧場施設等修繕費		5,000	県	H23 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場を維持・管理していくために必要な施設・機械の修繕に要する経費	酪農・飼料係
県営育成牧場備品購入費		16,029	県	H25 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場の備品購入に要する経費	酪農・飼料係
飼料安全性・品質確保調査検査事業費		402	県	H30 ～	一財	—	飼料の安全性を確保するため、飼料製造業者及び販売業者、畜産農家に対する調査、指導、検査等に要する県事務費	酪農・飼料係
加工原料乳認定事業委託事務費		100	県	S43 ～	その他	—	加工原料乳量及び発酵乳向け生産量の把握調査に要する県事務費	酪農・飼料係
飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金		110,493 (110,493)	右記	R4補 ～	国庫	右記	配合飼料価格の高止まりに伴う畜産農家の実質負担額の増額分の一部を支援 【事業主体】：岐阜県畜産協会、農協、農協連 【事業内容】：配合飼料価格増額分の一部（1/2）に対する支援 【補助率】：定額	酪農・飼料係
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠） 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金		88,158 (81,466)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H20 ～	国庫 一財	1/2 以内	畜産主産地形成または再編整備を図るための基本施設、農業用施設整備等に要する経費の一部を支援	畜産基盤係
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）		4,162	県	H20 ～	一財	—	畜産担い手育成総合整備事業に係る県事務費	畜産基盤係
事業計画策定事業費（公共枠） 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金	新	10,000 (5,000)	県	R6	国庫 一財	—	畜産担い手育成総合整備事業の新規採択予定の事業計画策定に要する経費	畜産基盤係
共同利用模範牧場土地借上料		14,780	県	S46 ～	一財	—	東濃牧場及び飛騨牧場用地に要する借上料	畜産基盤係

強い畜産構造改革支援事業費補助金	51,310 (3,310)	右記	H27 ～	国庫 一財	右記	畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化を推進する取組みに必要な生産基盤整備（自給飼料基盤整備、農業用施設整備、農機具導入）に要する経費の一部を支援 【事業主体】：農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【事業内容】：畜舎等整備や機械器具導入に要する経費の一部を支援 【補助率】 ①新規就農支援型：1/3以内 ②担い手育成支援型：1/4以内 （飼料用米・稲WCS関係施設・繁殖牛関係施設整備は、1/3以内） ③GAP認証支援型：1/2以内 ④畜舎省力化支援型：1/4以内	畜産基盤 係
自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業費補助金	15,600 (7,800)	右記	R4補 ～	国庫 一財	右記	輸入飼料原料の価格高騰の影響を緩和することを目的に、自給飼料生産面積を拡大する畜産農家等を対象に、必要な機械導入及び施設整備に要する経費の一部を支援 【事業主体】：農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【事業内容】：自給飼料生産に要する施設整備、機械等導入に要する経費の一部を支援 【補助率】：1/3以内（上限額：3,333千円）	畜産基盤 係
[[国事業名]] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）							
[[国事業名]] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）							

＜飛驒牛銘柄推進＞

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	概要	係名
飛驒牛優良種雄牛造成対策事業費		8,007	県	H11～	一財	—	優良な県有種雌牛の造成に要する経費	銘柄推進係
飛驒牛生産基盤強化対策事業費補助金		22,455	右記	H25～	一財	1/2以内等	肉用牛振興を図るため、「飛驒牛」の増産を目指す総合的な取組みに対する支援 ①優良繁殖雌牛保留支援事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：優良な繁殖雌牛の県内保留に要する経費の一部を支援 【補助率】：定額(139千円/頭以内) ②飛驒牛生産技術向上推進事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：研修会や共催会の開催に要する経費の一部を支援 【補助率】：1/2以内	銘柄推進係
飛驒牛戦略推進強化事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	拡	51,697 (22,558)	県	R5補～	国庫 一財	—	令和9年開催の全国和牛能力共進会(北海道大会)、令和14年開催の岐阜大会に向けて飛驒牛改良の一環として行う遺伝子レベルでの解析等に要する経費 ①肉量を増加する飼料設計の見直し及び給餌指導 ②長距離輸送対策の実施 ③次代の担い手へのサポート体制の充実 ④前回大会の戦略の継続 ＜主な拡充内容＞ ②④を追加	銘柄推進係
飛驒牛繁殖マイスター育成事業費		2,300	県	R1～	一財	—	新規就農者の飼養管理技術向上や就農を目指す研修生が実践力を身に付けられるよう、繁殖センターにおける研修事業及び研修生募集や就農支援の取組みに要する経費	銘柄推進係
家畜流通指導費		219	県	S37～	一財 その他	—	公正・円滑な家畜取引に要する県事務費	銘柄推進係
飛驒牛銘柄推進事業費補助金		900	飛驒牛 銘柄推進協議会	H22～	一財	1/2以内	銘柄化の推進をするための県産畜産物のイメージアップ、消費宣伝に要する経費	銘柄推進係

(7) 家畜防疫対策課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
豚熱・アフリカ豚熱対策調査・研究事業費		7,847	県	R1 ～	一財	—	豚熱・アフリカ豚熱の総合的かつ効果的な対策を推進するための調査・研究を実施。 ① 野生いのししの豚熱対策に関する調査・研究の実施 ② 野生いのししの捕獲情報共有アプリの維持管理	防疫推進 係
岐阜県CSF有識者会議開催費		2,500	県	R1 ～	一財	—	豚熱・アフリカ豚熱の防疫対策、野生いのしし対策について有識者から助言を受けるための会議を開催。	防疫推進 係
家畜保健衛生所運営費等		139,293	県	S26 ～	一財	—	家畜保健衛生所の管理運営、維持管理、会計年度任用職員の設置等に要する経費。	防疫推進 係 防疫指導 係
豚熱対策事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		46,217 (12,268)	県	R1 ～	国庫 一財	—	豚熱対策に要する経費(野生いのしし検査施設運営、死亡いのしし運搬・消毒委託、農場再開検査・審査、フォローアップアウトオペレーター養成等)	防疫推進 係 防疫指導 係
豚熱予防的ワクチン接種事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		70,398 (32,784)	県	R1 ～	国庫 一財 その他	—	国の防疫指針に基づく豚熱ウイルス予防のワクチン接種及びモニタリング検査の実施に要する経費。	防疫推進 係
獣医師人材育成プロジェクト事業費 種畜検査費		4,410 348	県 県	R3 ～ H13 ～	一財 一財 その他	— —	家畜伝染病に関する高度な知識・技術を習得するため、県獣医師である家畜防疫員を国内外の研究機関等へ一定期間派遣。 家畜改良増殖法に基づく検査に要する経費。	防疫推進 係 防疫指導 係
高度病性鑑定費		16,984	県	H27 ～	一財 その他	—	畜産経営の安定化、安全・安心な畜産物の供給のため、病性鑑定機能の向上を図り、迅速的確な病性鑑定を実施するために要する経費。	防疫推進 係
死亡牛BSE検査推進事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		276 (138)	県	H15 ～	国庫 一財	—	BSE対策特別措置法、家畜伝染病予防法等に基づき実施する対象死亡牛のBSE検査に要する経費。	防疫推進 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
死亡牛検査処理円滑化推進事業 費補助金		21	(一社) 岐阜県 畜産 協会	H26 ～	一財	定額	BSE検査の円滑な実施のための生産者への支援により、県内の清浄性確認及び迅速かつ的確な防疫措置によるまん延防止及び安心・安全な畜産物の供給に要する補助。	防疫指導 係
監視・危機管理体制整備促進対 策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		1,146 (573)	県	H10 ～	国庫 一財	—	家畜衛生上必要な情報収集・発信、家畜衛生対策、安全な畜産物確保のための調査指導に要する経費。	防疫指導 係
地域衛生管理技術対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		11,507 (5,753)	県	H19 ～	国庫 一財	—	家畜の伝染性疾病の発生予防のための飼養衛生管理技術指導等に要する経費。	防疫指導 係
家畜衛生指導調査費		926	県	H27 ～	一財	—	自治事務である飼育動物診療施設及び動物用医薬品販売業者等への立入調査等、家畜遺伝資源の適正な流通を確保するための家畜人工授精師等への指導、教育現場における飼育動物の衛生管理指導に要する経費	防疫指導 係
家畜疾病診断精度管理向上事業 費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		2,721 (1,360)	県	H29 ～	国庫 一財	—	家畜保健衛生所における家畜疾病診断の検査技術や検査結果の精度向上に要する経費。	防疫指導 係
畜産物安全対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		1,230 (615)	県	H19 ～	国庫 一財	—	家畜衛生上使用される動物用医薬品の調査指導、農場HACCPの普及促進に要する経費。	防疫指導 係
動物用医薬品製造業者等監視指 導費 〔国事業名〕 乗車監視事務委託金		132 (132)	県	H15 ～	国庫	—	法定受託事務である動物用医薬品製造業者等の許可・更新、立入調査等に要する経費。	防疫指導 係
獣医師確保修学資金給付事業費 補助金		13,772	(公社) 岐阜県 獣医師 協会	H30 ～	一財	定額	将来、地域における適正な獣医療の提供や自衛防疫を推進するため、産業動物獣医師及び県職員獣医師の確保のための事業に対する補助。 【事業内容】 修学資金給付事業、人材バンク運営事業	防疫指導 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
大学家畜衛生連携事業費		2,116	県	H29 ～	一財	—	岐阜大学と家畜保健衛生所が同一敷地内にある利点を生かし、家畜衛生防疫に関する調査研究等を実施。	防疫指導 係
家畜伝染病予防事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		39,758 (22,479)	県	S26 ～	国庫 一財 その他	—	家畜伝染病予防法に基づく発生予防、まん延防止に係る検査・指導に係る獣医師の雇上経費、旅費、消毒検査薬品や動物用生物学的製剤の購入経費等。	防疫指導 係
家畜伝染病防疫対応強化事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		14,693 (145)	県	H20 ～	国庫 一財	—	家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）に関する防疫演習の開催、養豚場及び養鶏場の一斉消毒の実施に要する経費。	防疫指導 係
家畜伝染病検査体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		3,904 (1,952)	県	H25 ～	国庫 一財	—	家畜の伝染性疾患の正確かつ迅速な診断・検査に必要な機器の整備に要する経費。	防疫指導 係
豚熱等埋却地管理事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		1,723 (857)	県	H29 ～	国庫 一財	—	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ埋却地の適正管理に要する経費。	防疫指導 係
農場等バイオセキュリティ向上 総合対策事業費補助金 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	新	39,085 (39,085)	右記	R6 ～	国庫	1/2 以内	農場のバイオセキュリティ向上や、伝染病発生時に殺処分となる家畜を少なくするための分割管理に必要な設備の導入を支援。 【事業主体】 市町村、農業協同組合、生産者の組織する団体等	防疫指導 係
自衛防疫強化促進事業費補助金		580	(一社) 岐阜県 畜産 協会	H30 ～	一財	1/2 以内	地域ぐるみでの自衛防疫活動を促進するために実施する消毒剤等の配付に要する経費の一部を助成。	防疫指導 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
野生いのしし捕獲等対策強化事業費 〔国事業名〕 指定管理鳥獣捕獲等対策事業交付金 消費・安全対策交付金		342,682 (206,694)	県	R1 ～	国庫 一財	—	野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止のため、生息密度低減を図る 野生いのししの捕獲を実施。 ① 調査捕獲の実施 ② 狩猟からの検査検体確保 ③ 消毒資材購入 ④ 生息頭数推計調査 ⑤ いのしし拡散防止柵の維持管理	捕獲調査 係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止対策交付金 消費・安全対策交付金		81,600 (45,430)	市町村 、地域 、協議会	R1 ～	国庫 一財	定額	野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止を図るため、市町村等が実施 する有害鳥獣（いのしし）捕獲活動等に対し助成。 ① いのしし捕獲活動経費助成 ② 検査検体採材経費助成	捕獲調査 係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費（補助職員）		2,894	県	R2 ～	一財 その他	—	会計年度任用職員にかかる経費。	捕獲調査 係
野生いのしし食肉処理工程増設事業補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止対策交付金		5,952 (5,952)	市町村 、地域 、協議会	R4 ～	国庫	1/2	野生いのししのジビエ利用再開に伴う豚熱防疫および処理頭数の増加に対応するため、施設整備を支援。	捕獲調査 係
野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業費 〔国事業名〕 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業	新	993 (466)	県	R5 ～	国庫 一財	—	野生動物の生息域におけるアフリカ豚熱の防疫体制整備を目的とした連携体制の構築及び防疫演習を実施。	捕獲調査 係

(8) 農村振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 岐阜県農業農村整備委員報酬 〔国事業名〕 中山間ふるさと・水と土保全対策事業			県	H5 ～	国庫 1/3 一財 2/3	—	土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、住民活動の活性化、施設の利用及び保全整備等の促進に対する支援を行う「岐阜県ふるさと農村活性化対策基金」を造成。 【基金の積立】 ・基金造成額：670,000千円 ・基金造成期間：平成5年度～9年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 (ふるさと農村活性化対策基金事業)		15,185			その他	—	(1) 調査研究事業 周辺の観光情報などを交えた歴史的土地区改良施設の「圏域版ガイドマップ」のほか、農村地域で「半農半X」を実践し、農村地域の活性化に寄与している人材を紹介する資料を作成。 (2) 研修事業 農地や土地改良施設の保全に向けた地域住民活動の推進指導及び助言等を行う「ふるさと水と土指導員」を育成。 ①全国研修会への指導員の派遣 ②スキルアップのための研修会への参加を支援 (3) 推進事業 ①岐阜県農業農村整備委員会の運営 ふるさと農村活性化対策事業を効果的に推進するための学識経験者等で構成される県委員会を設置し、運営を実施。 ②普及啓発活動 農業農村の持つ多面的機能について普及啓発を実施。 ・「ぎふ田んぼの学校」活動事業 ・ぎふ水土里の展示会 ③ふるさと水と土指導員活動支援 実践指導技術向上を図るため、指導員が行う、農地等の活用を通じた交流・保全活動を支援(1地区400千円以内)。 ④ぎふの田舎応援事業 ・農村地域の活性化を図るため、都市住民等と連携した活動を支援。 ・応援隊員の登録、管理のほか、活動内容の企画及び運営を実施。	

岐阜県農業農村整備委員報酬		315		H25 ～	その他	—	ふるさと農村活性化対策基金事業を効果的に推進するための学識経験者等 からなる県委員会の委員報酬。	農村企画 係
棚田地域水と土保全基金事業費 中山間ふるさと・水と土保全推 進事業	助金		県	H10 ～	国庫 1/3 一財 2/3	—	棚田保全活動への参加促進、保全活動を行う活動組織の育成、持続的な保全 ・利活用活動への支援等の対策を実施するため、県に基金を造成。 【基金の積立】 ・基金造成額：600,000千円 ・基金造成期間：平成10年度～12年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	
・棚田地域水と土保全基金事業 費 (ふるさと農村活性化対策基金 事業)		12,700	県		その他	—	(1) 保全ネットワーク推進事業 都市住民等の棚田保全活動への参加促進を図るため、棚田の魅力や保全の 必要性等の普及啓発を実施。 ①「ぎふの棚田21選」のPR ②ぎふ・棚田塾ツアーの実施 ③ぎふの棚田応援フェア事業の実施 ④棚田啓発用PR資料の作成 ⑤ぎふの田舎応援隊・ぎふの棚田応援隊事業の実施 (2) 保全活動推進事業 保全活動を実施する保全組織の立ち上げ支援及び活動が軌道に乗ってい る保全組織との情報交換を行う機会を創出。 ①棚田保全組織の立ち上げ支援 ②「全国棚田サミット」、「棚田シンポジウム」への参加・派遣 ③棚田保全組織座談会の開催	

<p>・ 棚田地域水と土保全活動推進補助金 (ふるさと農村活性化対策基金事業)</p>	<p>3,300</p>	<p>棚田保全組織等</p>	<p>その他</p>	<p>右記</p>	<p>(3) 保全活動支援事業 棚田保全組織や大学生等が行う、棚田保全活動や都市農村交流等の取組みを支援。 ① 棚田保全活動支援事業 県に登録された棚田保全組織又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条に基づく指定棚田地域振興協議会（以下「棚田保全組織等」という。）が行う保全活動を支援。 【事業主体】 棚田保全組織等 【補助率】 10/10（1組織500千円を上限※） ※補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額が上限。 ② 指定棚田地域支援事業 指定棚田地域において、棚田保全組織等が実施する都市農村交流活動を支援。 【事業主体】 棚田保全組織等 【補助率】 10/10（上限100千円/回かつ年2回まで※） ※補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額が上限。 ③ 若い力で元氣創出ふるさと支援事業 大学生等から棚田地域の保全活動の提案を募集し、その活動を支援。 【事業主体】 大学、短期大学、専門学校に在籍する学生及び教員で構成する団体 【補助率】 10/10（1団体300千円を上限、特産品開発に取り組み場合は1団体500千円を上限）</p> <p><主な拡充内容> ③について、特産品開発に取り組み場合、補助上限額を500千円/団体に拡充</p>
<p>都市農村交流推進事業費</p>	<p>2,000</p>	<p>県</p>	<p>一財</p>	<p>—</p>	<p>農村地域の自然環境と農林漁業等豊かな地域資源を活用した都市と農村の交流を促進。 ① 専用Webサイト「ぎふの田舎へいこう！」による情報発信 ② 農林漁業体験施設を中心とした農泊やグリーンツーリズム施設の調査</p>
<p>都市農村交流推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>6,500 (3,250)</p>	<p>右記</p>	<p>国庫 一財</p>	<p>定額</p>	<p>都市農村交流を推進するため、グリーンツーリズム実践団体等を会員とする（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会の活動を支援。 (1) グリーンツーリズム実践団体の資質向上研修 (2) Webサイトによる情報発信 (3) 農泊相談窓口の設置及び農泊施設への支援等 【事業主体】（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会</p>

農泊推進事業費 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金	2,500 (2,500)	県	R1 ～	国庫	—	「農泊」を推進するため、体験メニュー開発やWeb活用等専門的な助言ができる人材を派遣するほか、地域の取組みの核となる人材を育成。 (1) 農泊アドバイザーの派遣 農泊に取り組む団体等に対し、体験メニュー開発など専門的な助言が行えるアドバイザーを派遣 (2) インストラクター等の育成 インストラクター等の実践者を育成するための研修会等を開催	農村企画 係
GIFU-D0農泊推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） （一部ふるさと農村活性化対策基金事業）	21,400 (3,478)	県	R3 ～	国庫 一財 その他	—	農村体験とボランティア活動を組み合わせた、新たな農泊プログラムを実施する地域づくりに取り組むほか、広域的な情報発信に向け、農泊のプロモーションビデオやガイドブック等を作成。 ＜主な拡充内容＞ 広域的な情報発信に向けた農泊のプロモーションビデオやガイドブック等を新たに作成。	農村企画 係
GIFU-D0農泊推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	5,000 (2,500)	右記	R6 ～	国庫 一財	定額	県内各地のプログラムの集約、一体的かつ効果的なプロモーション、専用Webサイトの作成など（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会が行う、新たな農泊プログラムの運営を支援。 【事業主体】（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会	農村企画 係
農村地域定住促進調査研究事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	2,500 (1,250)	県	R5 ～	国庫 一財	-	農村地域を支える人材を確保するため、「半農半X」の実践事例の調査を行うほか、「半農半X」が体感できるモデルツアーを実施。 ＜主な拡充内容＞ 「半農半X」が体感できるモデルツアーを新たに実施。	農村企画 係
遊休農地等利活用促進事業費補助金	1,050	農業者 法人 市町村 等	R1 ～	一財	右記	農業者等が遊休農地等を引き受け受けて営農を再開するために行う解消や再生作業、土壌改良等の取組みを支援。 【補助率】 1/4以内（ただし市町村が県と同額以上の補助を行うことが必要） ＜主な拡充内容＞ 事業主体に市町村を追加。	農村支援 係

農業会議交付金（単補）	500	(一社) 岐阜県 農業会 農議	H22 ～	一財	10/10	(一社)岐阜県農業会議が、事業実施地区の計画目標達成に向け指導助言を行うのに要する経費の一部を支援。 事業実施地区の計画目標達成に向けた指導助言を行うため、専門知識を有するコンサルタントの人件費を支援。	農村支援 係
農業会議交付金（人件費）	4,480	(一社) 岐阜県 農業会 農議	H12 ～				
中山間地域等直接支払交付金 〔国事業名〕 中山間地域等直接支払交付金	1,120,901 (730,808)	市町村	R2 ～6	国庫 1/2 一財 1/4 ※特認 国庫 1/3 一財 1/3	定額 (支援 対象 向け)	中山間地域において、農業生産活動等を通じた遊休農地の発生防止、中山間地域の持つ多面的機能確保のため、農業者等に対し農業生産条件の不利を補正する直接支払いを実施。 ・対象地域 ア 法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法により指定された地域 イ 県が指定する特認地域： a 棚田地域振興法を除く3法地域に地理的に接する地域 b 農林統計上の中山間地域 ・対象農地 一定の条件を満たす農業生産条件の不利な1ha以上のまとまりのある農地 ・対象行為 集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等 ・対象者 当該農業生産活動等を行う農業者等	農村支援 係
中山間地域等直接支払推進交付金 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	7,837 (7,837)	県 市町村		国庫	定額	中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援。 (1) 都道府県推進事業 ①審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要経費 ②都道府県推進費：市町村担当者への助言や都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ①確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要経費 ②市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金） 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	859 (859)	県		国庫	定額		

岐阜県農業農村整備委員報酬 (中山間)	32 (32)	県		国庫	—		
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金			R1 ～ R6	国庫 1/2 一財 1/4	定額 (支援 対象 向け)	農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同活動を支援 (1) 農地維持支払活動支援 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動 等を行う活動組織に対し、市町村を通して支援。 (2) 資源向上支払活動支援 地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の 長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織に対し支援市町村を通して支 援。	農村支援 係
多面的機能支払交付金 (国費)	900,000 (900,000)	対象 組織					
[国事業名] 多面的機能支払交付金							
多面的機能支払交付金 (県費)	450,000						
多面的機能支払推進費 (国費)	3,334 (3,320)	県		国庫 その他	10/10	多面的機能支払交付金制度の適正な運用を支援。 (1) 多面的機能支払推進費 事業実行状況の点検や評価を行うための第三者委員会の設置や、市町村担 当者への助言、制度啓発を行うための経費。 (2) 多面的機能支払推進交付金 事業を円滑かつ適正に進めるための協議会や市町村による説明会の開催 や指導助言、検査に要する経費。	農村支援 係
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金					—		
多面的機能支払推進費 (県費)	470			一財			
多面的機能支払推進交付金	31,767 (31,767)	市町村 推進協 議会		国庫	10/10		
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金							
岐阜県農業農村整備委員報酬 (多面的)	105 (105)			国庫	—		
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金							

農山漁村振興推進交付金 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金 ・中山間地農業推進対策 ・最適土地利用総合対策 ・情報通信環境整備対策	57,500 (57,500)	右記	R3 ～	国庫	10/10	中山間地域等で農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するための継続的な営農活動を実施する地域に対して、特色を活かした多様な取組みを支援。 (1) 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益方向上に向けた取組みや、農村RMO（農村型地域運営組織）の形成を支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (2) 最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組みを総合的に支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (3) 情報通信環境整備対策 インフラ管理やスマート農業等に必要な情報通信環境の整備を支援 【事業主体】市町村	農村支援 係
生態系保全支援事業費補助金 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	18,800	右記	H24 ～	その他	右記	(1) 生態系保全団体支援事業 里地における生態系を復活させるためのモデル的な取組みを実施する団体等に対し支援。 【事業主体】NPO、地域団体等 【補助率】10/10(1団体200万円) (2) 生態系保全市町村支援事業 用排水路におけるスクミリンゴガイの駆除やため池の外来種の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。 【事業主体】市町村 【補助率】1/2	農村支援 係
生態系保全支援事業推進費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	200	県	H24 ～	その他	—	生態系保全団体支援事業に係る提案の審査会等の経費。	農村支援 係
水田魚道設置推進事業費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	4,000	県	H24 ～	その他	—	水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、以下の取組みを実施し、水路間や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置を促進。 (1) 水田魚道設置研修会の開催 (2) アドバイザーの派遣 (3) 水田魚道の効果検証	農村支援 係
人権問題啓発推進事業費 〔国事業名〕 人権問題啓発推進事業費	200 (200)	県	H14 ～	国庫	—	農林漁業を振興する上で阻害要因となっている様々な人権問題の解消を図るための啓発を実施。	農村支援 係

市町村農業委員会交付金 〔国事業名〕 農業委員会交付金・農地利用最適化交付金	383,988 (383,988)	市町村 農業委員会	S45 ～	国庫	定額	(1) 農業委員会交付金 農業委員会事務局職員の設置費を補助。 (2) 農地利用最適化交付金 農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進に関する事業に要する活動経費を補助(委員報酬・事務経費)。	農地調整 係
市町村農業委員会補助金(国補助)	26,000 (26,000)	市町村 農業委員会	S45 ～	国庫	定額	農業委員会が行う法令業務を適正に実施するために必要な経費を補助。 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための経費 農地の利用状況調査・意向調査 など (2) 農地の有効利用を図るための経費 農業委員の資質向上のための研修の実施 など	農地調整 係
〔国事業名〕 機構集積支援事業 指導費 (農業委員会運営費)	200	県	S45 ～	一財	—		
農業会議国庫補助金	35,412 (35,412)	(一社) 岐阜県 農業会議	S29 ～	国庫	10/10 以内	岐阜県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員等に対する研修、意見の公表、法人化の支援、答申、啓蒙宣伝、調査研究等を実施する(一社)岐阜県農業会議の事務に要する経費について助成。	農地調整 係
〔国事業名〕 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 機構集積支援事業	5,658			一財	10/10 以内		
農業会議県単独補助金	5,771						
農業会議県単独補助金(人件費)	5,406						
農業会議県単独補助金(事務局 長人件費)	810 (810)	県	S45 ～	国庫	—	農地に関する紛争処理等、農地利用関係の適正化事務費及び指導費。	農地調整 係
〔国事業名〕 農地調整費交付金 農地関係指導費	360			一財	—		
指導費(国有農地等管理費)	4,770 (4,770)	県	S31 ～	国庫	—	国有農地等の適正管理に要する指導費。	農地調整 係
〔国事業名〕 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金							

自作農財産管理事務取扱交付金	3,170	市町		国庫	定額	国有農地等の管理に要する経費に対する交付金。	
〔国事業名〕 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	(3,170)						

<鳥獣害対策室>

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
鳥獣害対策推進事業費		1,522	県	H18 ～	一財	—	鳥獣害対策の啓発を実施。 (1) 鳥獣被害対策専門指導員による集落ぐるみの対策実施に向けた支援 (2) 相談窓口の設置と農業者等への対応。	鳥獣害対策係
鳥獣被害防止対策県活動事業費 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金	拡	50,000 (50,000)	県	R2 ～	国庫	—	鳥獣被害防止の取組みを実施。 (1) カワウ対策 ①「岐阜県カワウ管理・被害対策指針（令和5年1月策定）」に基づき、河川や大規模コロニーでのカワウの生息動向調査、個体数管理等を実施 ②GPSによるカワウの飛来動向調査、ドローン活用による繁殖抑制の実施 (2) ニホンザル対策 被害軽減対策のため重点地区を設定、専門家を派遣し地域における捕獲体制の整備等を支援。 (3) ニホンジカ対策 ①市町村等において個体数調整のための広域捕獲を実施 ②捕獲従事者不在地域における捕獲体制構築、ICTを活用した捕獲監視システムの実証。	鳥獣害対策係
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金		100,000 (100,000)	右記	H23 ～	国庫	右記	<主な拡充内容> (3) ②の取組みを追加。 鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止対策の取組みを支援。 【事業内容】 (1) 被害防止活動の推進 ①推進体制の整備 ②鳥獣の生息状況調査、有害捕獲、被害防除、生息環境管理の実施 ③捕獲機材の導入、捕獲技術の向上、サル複合対策等 (2) 実施隊特定活動（大規模緩衝帯の整備、誘導捕獲柵の導入） (3) ICT等新技術実証 (4) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援） (5) 鳥獣被害対策実施隊体制強化（人材育成、新規猟銃取得支援） (6) 捕獲サポート体制の構築 (7) 有害捕獲に係る捕獲活動経費支援（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援）等 【事業主体】市町村、地域協議会 【補助率】1/2以内・定額	鳥獣害対策係

鳥獣被害防止総合対策整備事業 費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金	450,000 (450,000)	右記	H23 ～	国庫	右記	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づき総合的な被害防止のため の侵入防止柵設置等の取組みを支援。 【事業の内容】 (1) 侵入防止柵等の被害防止施設※ (2) 既設柵の地際補強資材導入 (3) 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設 (4) 鳥獣の捕獲個体を焼却するための施設 等 【事業主体】市町村、地域協議会 【補助率】1/2以内(条件不利地域は5.5/10以内) ※侵入防止柵を自力施工で整備する場合は、資材費のみ定額補助が可能	鳥獣被害 策係
有害鳥獣等対策費	28,400	市町村	S47 ～	一財	定額	市町村を通じて、有害鳥獣の捕獲を行った者に対して捕獲に必要な経費の一 部を助成。	鳥獣被害 策係
野生鳥獣個体数管理事業費補助 金 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	107,900	右記	H24 ～	その他	右記	野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害の軽減や生態系の保全等を 図るため、市町村等による以下の取組みについて支援。 (1) ニホンジカの捕獲推進事業 ① わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援 ② ニホンジカの個体数調整捕獲に係る支援 (2) 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成 【事業主体】 ・ 市町村、地域協議会 [(1)②] ・ 市町村 [(1)②] ・ 市町村、農業協同組合、森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、岐阜県 漁業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部 [(2)] 【補助率】定額 ・ 上限1,000千円以内/地区 [(1)①] ・ 捕獲報奨費15,000円/頭等 [(1)②] ・ 狩猟免許(第一種猟銃)取得等に係る経費 上限500千円/人 [(2)]	鳥獣被害 策係
野生鳥獣個体数管理事業費 (わな技術向上推進事業) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	2,211	県	H26 ～	その他	—	わなによる捕獲技術の向上に係る研修会の開催。	鳥獣被害 策係
野生鳥獣個体数管理事業費 (指定管理鳥獣捕獲事業費) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	29,667 (19,778)	県	H27 ～	国庫 その他	—	急速に生息域や生息数を拡大するニホンジカの個体数を抑制するため、指定 管理鳥獣捕獲等事業を実施。	鳥獣被害 策係

[国事業名] 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金												
野生鳥獣個体数管理事業費補助金(カワウ等分) (清流の国ぎふ森林・環境基金事業)	24,700	右記	H29～	その他	定額	カワウ、カワアイサ及びサギ類の飛来地等における捕獲及び追払い等の被害防止対策に必要な経費を支援。 【事業主体】市町村、漁業協同組合等	鳥獣害対策係					
野生鳥獣個体数管理事業費補助金(ニホンザル分) (清流の国ぎふ森林・環境基金事業)	6,060	市町村	R6～	その他	右記	加害性の高いニホンザルの個体数を抑制するため、市町村が行うニホンザルの個体数調整捕獲を支援。 【補助率】定額(捕獲報奨費15,000円/頭、捕獲促進費上限200千円/市町村)	鳥獣害対策係					
獣肉処理施設整備事業費補助金	3,000	右記	H25 9補～	一財	右記	県内で捕獲されたイノシシ又はシカを食用として流通させる目的で解体処理等を行う施設(ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した施設)の整備に必要な経費を支援。 (1) 解体処理用建物(改築等に限る) (2) 給排水設備、汚水処理設備、加工用設備、など 【事業主体】法人、任意組合 【補助率】1/2以内(上限1,000千円)	鳥獣害対策係					
ぎふジビエブランド戦略事業費	14,312 (6,251)	県	H28～	国庫 一財	一	ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づいた解体処理技術の普及とぎふジビエの流通・消費拡大等に向けた取組みを実施。 【事業の内容】 (1) ぎふジビエの安全確保のための取組み (2) ぎふジビエ登録制度推進 (3) 「森のぞちそう」ぎふジビエのPR (4) ジビエ豚熱防疫対応への支援	鳥獣害対策係					
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)												
カワウ駆除対策事業費	303	県	H27～	一財	一	カワウ駆除対策に係る関係機関の調整及び現地確認等の実施。	鳥獣害対策係					

(9) 里川・水産振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
世界農業遺産推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		27,136 (11,021)	県	H28 ～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に係る取組みを実施。 ・鮎のブランド振興・消費拡大を図るための「鮎料理フェア」「鮎販売フェア」を開催 ・鮎の関係人口を増やすためのイベント開催 ほか	里川振興 係
世界農業遺産推進協議会負担金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		8,546 (2,542)	県	H27 ～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会への負担金。 ・長良川の清掃、自然保護活動等を行う団体等を「清流長良川の鮎」プレーヤーズとして登録し、活動を支援 ・長良川の鮎資源増加に向けた協議を行う部会の設置 ほか	里川振興 係
東アジア農業遺産学会実施事業 費	新	23,358	県	R6	一財	—	日中韓の世界農業遺産認定地域等で組織される「東アジア農業遺産学会(E R A H S)」を岐阜県で開催。 ・基調講演、各地域からの取組み発表等、現地調査 ほか	里川振興 係
世界農業遺産国際支援推進費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		7,880 (1,179)	県	H27 ～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」を海外へ発信。 ・「東アジア農業遺産学会(E R A H S)」にて、海外参加者との作業会合、歓迎イベント等の実施 ・海外における世界農業遺産「清流長良川の鮎」のP R ほか	里川振興 係
県有施設維持管理費		568	県	H26 ～	一財	—	建築基準法第12条の規定に基づき、清流長良川あゆパーク及びび岐県魚苗センター施設の設備点検等を実施。	里川振興 係 漁業振興 係
内水面振興施設整備事業費		7,301	県	H30 ～	一財	—	清流長良川あゆパークの維持修繕工事等を実施。 ・大型テント設置 ・ウェルカムボード修繕	里川振興 係
清流長良川あゆパーク管理運営 費		20,524	県	H30 ～	一財 その他	—	清流長良川あゆパークを管理運営するための指定管理料。	里川振興 係
清流長良川あゆパーク指定管理 評価員会議運営費		200	県	H30 ～	一財	—	清流長良川あゆパーク指定管理者評価員会議を開催。	里川振興 係

清流長良川あゆパーク活用促進事業費	728 (284)	県	H30 ～	国庫 一財	—	清流長良川あゆパークの来場者達成記念イベントを開催。	里川振興 係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）							
内水面漁業普及啓発促進事業費	3,983 (1,864)	県	R1 ～	国庫 一財	—	清流長良川あゆパークを活用し、県民向けに魚や河川への理解を深めるためのイベントを開催。 ・ ゴールデンウィーク、夏、秋における普及イベント	里川振興 係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）							
内水面漁場管理委員会費	1,325 (601)	県	S47 ～	国庫 一財	—	水産動物の保護増殖、漁業調整に必要な指導等を行い、県内漁場の円滑な利用を図るため、内水面漁場管理委員会を開催。	水産係
〔国事業名〕 漁業調整委員会等交付金							
漁業取締費	404	県	S47 ～	一財 その他	—	岐阜県漁業調整規則に基づき禁止区域及び禁止漁具漁法の取締り及び漁船法に基づき漁船登録等を実施。	水産係
水産指導調整費	2,031	県	S47 ～	一財 その他	—	漁業協同組合、（一財）岐阜県魚苗センターの指導及び水産業の生産動向の調査等を実施。	水産係 漁業振興 係
遊漁者増大対策事業費補助金	3,131	漁協 等	H17 ～	一財	1/2 以内	漁業協同組合等が、遊漁者及び漁業者増大のために実施する次の事業に要する経費に対して支援。 ①釣り教室やつかみどりの開催 ②入川口の整備 ③友釣り等の伝統漁法体験の開催 ④釣り具及び安全装備のレンタル	水産係
水産多面的機能発揮対策事業費	180	県	H30 ～	一財	—	漁業協同組合を中心とする地域協議会への負担金。 ・ 河川清掃等による内水面生態系の維持保全活動 ・ 「里川システム」の普及促進 ・ 水生生物の生息環境等の保全活動	水産係
魚類繁殖被害対策費 （あゆ種苗放流委託料）	1,240	県	S47 ～	その他	—	電力開発に伴う漁業被害に対する鮎等の種苗放流を実施。	水産係

電力補償事務費	200	県	S47～	その他	—	岐阜県漁業協同組合電力補償協会からの受託により、関係漁業協同組合に係る放流用鮎種苗等価格を算定。	水産係
内水面漁業研修センター設置運営事業費	9,079	県	H28～	一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」を活用した国際貢献を実施。 ・内水面漁業研修センターにおける海外からの研修生受け入れ、海外への専門研究員の派遣による技術支援（ほか）	漁業振興係
世界農業遺産持続的漁場継承事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	16,030 (8,007)	県	R5～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定要素の根幹である鮎の資源量を確保するため、漁業協同組合における鮎種苗の義務放流量の減少分を放流。 実施場所：長良川流域	漁業振興係
県産アコ販路拡大支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 河川遡上アコ親魚養成技術実証事業費	200 1,250 (625) 5,736	漁協 漁協等 県	S44～ H29～ H29～	一財 国庫 一財	定額 1/2 以内	岐阜県池中養殖漁業協同組合の活動に対して支援。 ・魚病対策情報・養殖技術等の情報収集及び組合員への発信、岐阜県産養殖魚の消費拡大事業（ほか） 漁業協同組合及び養殖業者が、岐阜県産鮎の出荷・販路拡大に資する機器類導入に要する経費に対して支援。 補助対象：集荷した鮎の鮮度維持等に必要な機器類、 国際水準認証取得に必要な衛生管理行程において必要な機器類	漁業振興係
鮎の輸出国拡大促進対策事業費 〔国事業名〕 輸出環境整備推進事業 内水面振興施設整備事業費 【令和5年度3月補正】 〔国事業名〕 浜の活力再生・成長促進交付金 国際水準水産エコラベル認証取得支援事業費補助金	5,634 (5,634) 212,897 (69,170) 904	県 県 漁協等	R2～ H30～ R4～	国庫 国庫 一財 その他 一財	— — 1/2 以内	豪州への鮎輸出解禁に向け、豪州政府の輸入規制リストに入っている魚苗について、天然鮎と養殖鮎の疾病検査及び査察対応を実施。 岐阜県魚苗センターに整備した親魚養成施設の円滑な稼働に向け、天然遡上鮎の捕獲・育成技術並びに産卵時期の調整技術等を実用化するための実証試験を実施。 岐阜県魚苗センターの計画的修繕を実施。 工事箇所：美濃事業所A棟飼育水槽 美濃事業所A棟機械設備	漁業振興係 漁業振興係 漁業振興係

養殖飼料価格高騰対策緊急支援 事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	2,233 (2,233)	右記	R4 ～	国庫	右記	漁業経営セーフティネット構築事業に加入している養殖業者を対象に、事業 対象外経費の一部を支援（岐阜県池中養殖漁業協同組合を通じて間接補助）。 補助対象：飼料価格上昇分の1/2以内（令和3年同時期比較）	漁業振興 係
鮎種苗生産施設緊急支援事業費 補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	3,270 (3,270)	種苗 生産 施設	R4 ～	国庫	右記	（一財）岐阜県魚苗センターを対象に、物価高騰の影響を受けた養殖用配合 飼料及び電気料金の一部を支援。 補助対象：飼料価格上昇分の1/2以内（令和3年同時期比較） 電気料金（高騰分）の1/2以内	漁業振興 係
漁業経営持続化事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイフ） 養殖衛生管理体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	33,970 (16,985)	漁協	R5 ～	国庫 一財	1/2 以内	漁業協同組合が、積極的に経営転換を図るための漁場づくりに必要な経費に 対して支援。 補助対象：鮎の高密度放流区、鮎ルア一区の設定、溪流魚のキヤッチ&リ リース漁場等に必要な放流種苗等	漁業振興 係
県産アユ早期放流促進対策事業 費補助金	1,980 (990)	県	H8 ～	国庫 一財	—	養殖場の疾病対策の指導・普及及び水産用医薬品の適正使用の指導・検査を 実施。	漁業振興 係
了ユ漁業振興対策事業費	7,480	漁協 等	H29 ～	一財	定額 1/2 以内	（一財）岐阜県魚苗センター及び漁業協同組合に対し、鮎の早期放流に要す る経費に対して支援。 補助対象：早期小型種苗の生産・放流（（一財）岐阜県魚苗センター、補助 率：定額） 早期放流の検証試験（漁業協同組合、補助率：1/2以内）	漁業振興 係
了ユ漁業振興対策事業費	788	県	H13 ～	一財	—	鮎漁業の振興を図るため、放流稚鮎における冷水病等の病原体保有状況等を 継続的に調査するとともに、調査結果に基づき鮎防疫対策等を実施。	漁業振興 係
河川遡上アユ再生産促進事業費	1,277	県	S47 ～	一財	—	水産資源保護法に基づき保護水面区域等において、鮎の産卵場造成及び人工 ふ化放流事業を実施。 産卵場造成場所：長良川保護水面（岐阜市鏡島地先）	漁業振興 係

＜コクチバス対策室＞

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
外来魚生息拡大防止緊急対策事業費	拡	107,155	県	R5～	一財	—	<p>特定外来生物コクチバスを早急に駆除するため、電気ショックカーポート等を導入するほか、駆除作業専門チームによる駆除体制を構築。</p> <p>＜主な拡充内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電気ショックカーポート2艇及び背負い式電気ショックカー3台を購入 ②年間を通じた電気ショックカーポート等による作業専門チームの運営 	コクチバス対策係
コクチバス被害防止対策事業費補助金	拡	4,000	漁協等	R5～	一財	1/2以内	<p>漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、特定外来生物コクチバスを駆除するために実施する次の事業に要する経費に対して支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①釣り人等からのコクチバス買い取り ②冬の刺網等による駆除 ③春の産卵床監視・駆除 ④駆除を目的とした釣り大会等の開催 <p>＜主な拡充内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ②～④を新たに追加 	コクチバス対策係

(10) 農地整備課
 <調査計画係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
県営土地改良事業計画等調査費		7,200	県	H22 ～ H22 ～	一財 国庫	—	○土地改良事業調査 (1) 県営土地改良事業の着手が見込まれる地区の調査計画等を実施 (2) 農林水産省から委託を受け、土地改良長期計画の基礎資料となる事項について調査を実施 ・対象地区 県内全域	調査計画 係
農水省受託農業基盤情報基礎調査費		234 (234)	県			—		
[国事業名] 農業基盤情報基礎調査委託事業								
農業水利保全事業費		5,000	県	H20 ～	一財	—	県が所有する水利権の更新(変更)のために必要な調査等を実施 ○基準 県の所有する許可水利権の更新(変更)を実施する地区であること ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く ○施行地区 2地区	調査計画 係
国営・機構営等建設事業負担金 (直入分)		100,890	国	H29 ～ R15	一財 その他	—	<国営総合農地防災事業新濃尾地区(農林水産省)> 濃尾用水関係5土地改良区の維持管理費の軽減のため、犬山頭首工左岸導水路余水吐の落差を利用した小水力発電施設を国営により整備 ○負担区分 国 2/3、県 30.0%、地元 3.4% ○関係市町村 岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町 <国営かんがい排水事業西濃用水三期地区(農林水産省)> 西濃用水施設の老朽化、耐震化対策を国営により実施。 ○負担区分 国 2/3、県 30.0%、地元 3.4% など ○関係市町村 大垣市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町	調査計画 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
水利施設管理強化事業費補助金 〔国事業名〕 水利施設管理強化事業		4,950 (4,125)	市町村	R5 ～	国庫 一財	定額 (支援 対象 向け)	国営造成施設、国営附帯県営造成施設において、地域住民が享受している多面的機能の發揮や施設管理の高度化に対する要請に応えるための地域の取組を促進する観点から、県と市町村が連携し土地改良区の管理体制の強化を図る。 ○対象地区 西濃用水地区（事業主体：大垣市） ○負担区分 国 50% 市町村 40% 県 10% 省エネルギー化に取組む農業用水利施設に対し、エネルギー価格高騰分の一部を支援する。 ○対象地区 県内全域	調査計画 係
農業水利施設省エネ推進事業費補助金 〔国事業名〕 水利施設管理強化事業		2,000 (2,000)	市町村 、土地 改良区 等	R4 ～	国庫	定額 (支援 対象 向け)		調査計画 係

<事業管理係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
土地改良区体制強化事業費補助金 〔国事業名〕 土地改良区体制強化事業		12,926 (7,803)	県土連	H28 ～	国庫 一財	別表	土地改良区における施設管理や農用地の利用集積などの諸課題に的確かつ機敏に対応するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する次の業務を支援 ○実施内容 (1) 施設・財務管理強化対策 9,508千円 管理運営体制強化委員会の設置・運営、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、財務管理強化相談業務等 (2) 受益農地管理強化対策 908千円 受益農地管理強化委員会の設置・運営、換地選定に関する指導 (3) 研修・人材育成 2,510千円 換地技術向上研修	事業管理 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																				
							○補助率(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>県土連</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表の作成に関する巡回指導に係る経費</td> <td>定額</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>会計の専門家の配置に係る経費</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>技術実践向上研修に係る経費</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	県土連	貸借対照表の作成に関する巡回指導に係る経費	定額	-	-	会計の専門家の配置に係る経費	1/2	-	1/2	技術実践向上研修に係る経費	1/2	1/2	-	その他				
区分	国	県	県土連																									
貸借対照表の作成に関する巡回指導に係る経費	定額	-	-																									
会計の専門家の配置に係る経費	1/2	-	1/2																									
技術実践向上研修に係る経費	1/2	1/2	-																									
その他																												
土地改良区施設管理費高騰対策補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		12,000 (12,000)	県土連	R4 ～	国庫	定額 (支援 対象 向け)	土地改良区に対して、電気料金・燃料費の高騰分の一部を支援する。 ○対象地区 県内全域	事業管理 係																				
飛驒エアパーク管理運営費		1,029	(一社) 飛驒エ アパー ク協会 、県	H7 ～	一財	-	航空輸送による農業振興や防災活動等の基地を目指して整備された飛驒エアパーク(農道離着陸場・ヘリポート)の施設管理を行う。 ○農道離着陸場、ヘリポート：県有財産 ○管理委託先：(一社)飛驒エアパーク協会 ○事業内容 (1)飛驒エアパークの維持管理 (2)飛驒エアパークの維持修繕 (3)飛驒エアパークの多面的活用推進	事業管理 係																				
飛驒エアパーク管理運営費 (維持管理費)		7,876																										

<水利・小水力係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																																																				
営管かんがい排水事業費 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 水利施設等保全高度化事業 1. 水利施設整備事業 2. 畑地帯総合整備事業 3. 実施計画策定事業 農地耕作条件改善事業 (非公共) 2. 定率助成 (1) 農業用排水施設 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 (非公共) 1. 長寿命化対策 農村地域防災減災事業 農業水利施設危機管理対策事 業		570,000 (304,499)	県	H24 ～	国庫 一財 その他	—	農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の管理省力化、長寿 命化、安全性向上を図る整備を実施 <一般型> 農業用排水施設の新設又は改良等により、土地利用の高度化及び水利用 の安定と合理化を図る ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水施設機能障害 一般型</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%</td> <td>29%</td> <td>21%</td> </tr> </tbody> </table> <保全合理化型> 農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の管理省力化、長 寿命化、安全性向上を図る事業を県営で施行 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用排水施設整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備型</td> <td>(55) 50%</td> <td>(30)^{※1} 31%</td> <td>(15)^{※1} 19%</td> </tr> <tr> <td>農地集積促進型</td> <td>(55) 50%</td> <td>27.5%</td> <td>(17.5) 22.5%</td> </tr> <tr> <td>高収益作物導入促進型</td> <td>(55) 50%</td> <td>(30)^{※1} 31%</td> <td>(15)^{※1} 19%</td> </tr> <tr> <td>管理省力化施設整備</td> <td>(55) 50%</td> <td>32%</td> <td>(13) 18%</td> </tr> <tr> <td>安全施設整備</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水利用調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設計画策定</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機能保全計画策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	地 元	取水施設機能障害 一般型	50%	35%	15%		50%	29%	21%	区分	国	県	地 元	用排水施設整備				施設整備型	(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%	農地集積促進型	(55) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%	高収益作物導入促進型	(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%	管理省力化施設整備	(55) 50%	32%	(13) 18%	安全施設整備	(55) 50%	(45) 50%	—	水利用調整				施設計画策定	定額	—	—	機能保全計画策定				水利・小 水力係
区分	国	県	地 元																																																									
取水施設機能障害 一般型	50%	35%	15%																																																									
	50%	29%	21%																																																									
区分	国	県	地 元																																																									
用排水施設整備																																																												
施設整備型	(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%																																																									
農地集積促進型	(55) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%																																																									
高収益作物導入促進型	(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%																																																									
管理省力化施設整備	(55) 50%	32%	(13) 18%																																																									
安全施設整備	(55) 50%	(45) 50%	—																																																									
水利用調整																																																												
施設計画策定	定額	—	—																																																									
機能保全計画策定																																																												
※1 令和2年度までの採択地区は、県負担率27.5、地元22.5(17.5)																																																												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
<p>を適用</p> <p>※2 () は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜畑地帯の区域内</p> <p>○基準</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用排水施設の新設・廃止又は変更であって、受益面積が概ね200ha以上であって、かつ末端支配面積がおおむね100ha以上のもの 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設であって、受益面積が概ね100ha以上、かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの <p><保全合理化型></p> <ul style="list-style-type: none"> 用排水施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備型：受益面積20ha以上、農地集積計画を策定 農地集積促進型：受益面積20 (10) ha以上、農地集積50%以上等農地集積率等が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 高収益作物導入促進型：受益面積20 (10) ha以上、高収益作物の作付面積5%以上向上かつ2 (1) ha以上増加等高収益作物の作付面積の向上が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 管理省力化施設整備：用排水付帯施設の整備で事業費20,000千円以上 安全施設整備：事業費20,000千円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2,000千円以上 水利用調整：農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。県が水利権を有する用水であること等 施設計画策定：事業費2,000千円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること 機能保全計画策定：末端支配面積10ha以上 <p>※ () は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜畑地帯の区域内</p> <p>○施行地区 24地区 (継続17、新規7)</p> <p>・継続地区名</p> <p><保全合理化型></p>								

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名									
土地改良施設突発事故復旧事業 費補助金 [国事業名] 土地改良施設突発事故復旧事業		3,000 (2,000)	市町村 、土地改 良区等	H30 ～	国庫 一財	75%、 85% (支援 対象 向け)	<p>【施設整備型】 青野(大垣市)、各務用水四期(岐阜市、各務原市、関市)、池田頭首工(大垣市)、小郷(中津川市)、剣(郡上市)、桑原揚水機場1期(羽島市)、福東用水(輪之内町)、中根(高山市)、下立用水東支線(大垣市)、大久古(飛騨市)、木田中屋敷(岐阜市)、曾代用水六期(関市、美濃市)、肥田瀬用水(関市)、長倉(高山市)</p> <p>【農地集積促進型】 多芸直江(養老町)、大巻東部1期(養老町)、大巻南部(養老町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規地区名 ・ 保全合理化型 > <p>【施設整備型】 中江東(海津市)、柿之木戸用水3期(大垣市)、深瀬(恵那市)、高原用水(高山市、飛騨市)、上野平(高山市)</p> <p>【施設計画策定】 政田用水(瑞穂市、本巣市)、大巻小坪(養老町)</p>	水利・小水力係									
							<p>自然災害に起因しないパイプラインの破綻等の突発事故について早急な復旧対策を支援</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55)</td> <td>25%</td> <td>(20)</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の区域内</p> <p>○事業内容 自然災害によらない事由により、責任の所在の明確化が困難な突発的な事故により損傷した土地改良施設の復旧を対象とする</p> <p>○基準 ・ 機能保全計画等を作成、活用して、適切な保全管理を実施している施設であること ・ 末端受益面積20ha(中山間地域は、10ha)以上(営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端受益面積によらず適用可能) ・ 事業費2,000千円以上</p>	国	県	地元	(55)	25%	(20)	50%		25%	
国	県	地元															
(55)	25%	(20)															
50%		25%															

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名																		
基幹的農業用水路強靱化事業費		20,000	県、 県土連	H26 ～	一財	—	<p>基幹的農業用水路の適正な安全管理に向けた管理体制の強化を図るため、県が監視用測点等の設置を行うほか、ストックマネジメントセンターが実施する技術研修会や施設の簡易診断、監視・補修履歴等のデータ蓄積に係る経費を支援</p> <p>○事業内容 <県が実施> ①監視用測点の設置 保全計画を策定した基幹的農業用水路に監視用測点を設置 ②施設監視計画の統一等 保全計画策定済みの路線について、各路線の施設監視計画の統一様式を作成や施設監視・点検マニュアルを作成</p> <p><県土連(ストックマネジメントセンター)が実施> ③技術研修会・現地指導の開催 スtockマネジメントに関する技術研修会の開催や施設監視の個別指導等を実施 ④劣化状況の簡易診断及び対策指導 施設監視結果を基にデジタル技術等を活用した劣化状況の簡易診断を行い、施設管理者に対して保全対策を指導 ⑤施設情報の蓄積・共有 基幹的農業用水路の施設監視結果や対策工事履歴等を水土里情報システムに一元的に蓄積管理し、共有を図る</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視用測点の設置</td> <td>県</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>施設監視計画の統一等</td> <td>県土連</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>技術研修会・現地指導</td> <td>県土連</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>劣化状況の簡易診断及び対策指導</td> <td>県土連</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>施設情報の蓄積・共有</td> <td>県土連</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	県	監視用測点の設置	県	100%	施設監視計画の統一等	県土連	定額	技術研修会・現地指導	県土連	定額	劣化状況の簡易診断及び対策指導	県土連	定額	施設情報の蓄積・共有	県土連	定額	水利・小 水力係
区分	実施主体	県																								
監視用測点の設置	県	100%																								
施設監視計画の統一等	県土連	定額																								
技術研修会・現地指導	県土連	定額																								
劣化状況の簡易診断及び対策指導	県土連	定額																								
施設情報の蓄積・共有	県土連	定額																								
土地改良施設保全計画策定事業費		24,750	県	H28 ～	一財	—	<p>老朽化が進む県営造成土地改良施設の機能維持を安定的に発揮させるため、施設の機能診断及び機能保全計画等を策定</p>	水利・小 水力係																		

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名								
田んぼダム実証事業費		15,400	県	R4 ～ R6	一財	—	<p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発事故等が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設 ・機能保全に関する実施方針に該当しない施設延長の総延長に占める割合が大きい施設 ・末端受益面積が100ha未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設 <p>○施行地区(新規3地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 小島用水(揖斐川町)、宝来用水(大野町)、川西北部(下呂市) 	水利・小 水力係								
		22,000	県	H26 ～	一財 その他	—	<p>近年多発する豪雨災害対策として、水田の持つ雨水貯留能力の活用を検討するため、豪雨中の一斉貯留や流出制限等(田んぼダム)を試行し、その営農上の課題、防災上の効果等を実証</p> <p>農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を推進</p> <p>○事業内容</p> <p>①概略計画、基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討や河川協議等の資料作成 <p>②施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電施設の整備(実施設計を含む、農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための施設整備も可能) ・県営農村環境整備事業(小水力発電施設整備型)の事業促進 <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概略計画、基本設計</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備(実施設計含む)</td> <td>50%※1、※2</td> <td>50%※1、※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区に ついては県負担率75%(地元25%)を適用</p>	区分	県	地元	概略計画、基本設計	100%	—	施設整備(実施設計含む)	50%※1、※2	50%※1、※2
区分	県	地元														
概略計画、基本設計	100%	—														
施設整備(実施設計含む)	50%※1、※2	50%※1、※2														

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金		1,000	地域団体等	R4 ～ R8	その他	定額	<p>(ただし、売電収益の充当先が下記基準【施設整備】④に該当するものは、県負担率2/3(地元1/3))</p> <p>※2 平成26年度及び27年度に概略計画を策定済みの地区については2/3(地元1/3)</p> <p>○基準</p> <p>【概略計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね20kW以上の発電規模が見込まれること <p>【基本設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電収益の充当対象が、①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費に該当すること。(③と④の合計額が①と②の合計額を上回らないこと。また、④に該当する場合は具体的な計画を示すこと) 発電原価が売電単価等からみて相당한水準であること 等 <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <p>【施設整備】 名倉用水(揖斐川町)</p>	水利・小水力係
							<p>地域団体等が既存の小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費を補助</p> <p>○事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地縁団体 土地改良区、農業協同組合、農業法人、土地改良事業団体連合会 NPO法人 社会貢献活動を行う営利を目的としない任意団体 地域住民が中心となって、環境保全活動等を行う団体 <p>○補助率 10/10(ただし、1事業あたり50万円を上限とする。)</p>	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名							
小水力発電活用支援事業費補助 金	2,000	①② 市町村 土地改 良区 農業協 同組合 ③ 県土連	H26 ～	一財	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合が運営する小水力発電施設の整備を支援する</p> <p>○事業内容 <①地域振興支援型> ・発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化に資することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 <②防災機能支援型> ・災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備 <③協議会支援型> ・県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組み及び、諸問題を検討するための取組への活動支援</p> <p>○補助率（別表）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域振興支援型</td> <td>(55)</td> </tr> <tr> <td>②防災機能支援型</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>③協議会支援型</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合 ○施行地区 【協議会支援型】</p>	区分	県	①地域振興支援型	(55)	②防災機能支援型	50%	③協議会支援型	定額	水利・小水力係
区分	県														
①地域振興支援型	(55)														
②防災機能支援型	50%														
③協議会支援型	定額														

<農地・農道係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円 859,000 (468,125)	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	概要の概要	係名																										
県営経営体育成基盤整備事業費 〔国事業名〕 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業			県	H26 ～	国庫 一財 その他	—	<p>地域農業において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備と必要に応じて生活環境基盤の整備を実施</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地</td> <td>元</td> </tr> <tr> <td>(55.0)</td> <td></td> <td>(17.5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ () は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○事業内容及び基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 下表の農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)までのうち2以上 ((4)又は(5)は単独でも可) を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上 (中山間地域の場合は10ha以上) であること <table border="1"> <tr> <td>農業生産基盤整備事業</td> <td>(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理</td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤整備附帯事業</td> <td>(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転 など</td> </tr> <tr> <td>営農環境整備事業</td> <td>(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など</td> </tr> </table> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、担い手の農地利用集積率が以下のとおり増加すること とが確実と見込まれること。 <table> <tr> <td>1) 40%未満</td> <td>→ 50%以上へ</td> </tr> <tr> <td>2) 40%以上～50%未満</td> <td>→ 10ポイント以上引上げ</td> </tr> <tr> <td>3) 50%以上～55%未満</td> <td>→ 60%以上へ</td> </tr> <tr> <td>4) 55%以上～90%未満</td> <td>→ 5ポイント以上引上げ</td> </tr> </table>	国	県	地	元	(55.0)		(17.5)		50%	27.5%	22.5%		農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理	農業生産基盤整備附帯事業	(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転 など	営農環境整備事業	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など	1) 40%未満	→ 50%以上へ	2) 40%以上～50%未満	→ 10ポイント以上引上げ	3) 50%以上～55%未満	→ 60%以上へ	4) 55%以上～90%未満	→ 5ポイント以上引上げ	農地・農道係
国	県	地	元																															
(55.0)		(17.5)																																
50%	27.5%	22.5%																																
農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理																																	
農業生産基盤整備附帯事業	(1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転 など																																	
営農環境整備事業	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)集落環境管理施設 (5)用地整備 (6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など																																	
1) 40%未満	→ 50%以上へ																																	
2) 40%以上～50%未満	→ 10ポイント以上引上げ																																	
3) 50%以上～55%未満	→ 60%以上へ																																	
4) 55%以上～90%未満	→ 5ポイント以上引上げ																																	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							5) 90%以上～95%未満 → 95%以上～ 6) 95%以上 → 引き上げ <面的集積型> ・事業完了時において、担い手の農地利用集約化率が以下のとおり増加すること が確実と見込まれること 1) 23%未満 → 30%以上～ 2) 23%以上～35%未満 → 7ポイント以上増加 3) 35%以上～38.5%未満 → 42%以上～ 4) 38.5%以上～63%未満 → 3.5ポイント以上増加 5) 63%以上～66.5%未満 → 66.5%以上～ 6) 66.5%以上 → 引き上げ <農地所有適格法人育成型> ・事業完了時において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成 されることが確実と見込まれること ①農地所有適格法人が存在しない地区 経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されるこ とが確実と見込まれること ②農地所有適格法人が存在する地区 当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進 法第23条第7項に基づく農用地利用規定に定められていることが確実 と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実 と見込まれること ・事業完了時において、当該受益面積に占める上記条件を満たす農地所有適 格法人等の経営等農用地面積の割合が50% (中山間地域30%) 以上にな ることが確実と見込まれること ○施行地区 21地区 (継続19、新規2) <一般型> ・継続地区名 更地方 (大野町)、長滝 (郡上市)、玄の子 (飛騨市) <面的集積型> ・継続地区名 下城田寺1期 (岐阜市)、楡俣北部 (輪之内町)、 牧1期 (安八町)、佐見久室 (白川町)、夏焼 (中津川市)、 久保原 (恵那市)、羽根 (下呂市)、菅田西部 (下呂市)、	

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
[国事業名] 農地中間管理機構関連農地整備 事業							<p>大巻東部1期(養老町)、四郷南部1期(輪之内町)、 佐見大寺(白川町)、跡津・西上田(下呂市)、杉崎1期(飛騨市) 下城田寺2期(岐阜市)、牧2期(安八町)、大巻南部(養老町) ・新規地区名 四郷南部2期(輪之内町)、杉崎2期(飛騨市)</p> <p>機構による担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力のある農業の実現のため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>62.5%</td> <td>27.5%</td> <td>10.0%</td> </tr> </table> <p>※国の負担区分62.5%は補助率50%(55%)に推進費12.5%(7.5%)を加えた率()書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○事業内容 区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路等 ○基準 ①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること ②受益面積：10ha(5ha)以上 ③事業対象農地を構成する団地は1ha(0.5ha)以上の連坦化した農地 ④中間管理権の設定期間が事業計画の告示日から15年以上あること ⑤事業対象農地の8割以上を完了後5年以内に担い手に集団化 ※()書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○施行地区 6地区(継続5、新規1) ・継続地区名 木知原(本巣市)、下野(中津川市)、中野方(恵那市)、 室原小栗栖(養老町)、平尾1期(垂井町) ・新規地区名 南方(神戸町)</p>	国	県	市町村	62.5%	27.5%	10.0%	
	国	県	市町村											
62.5%	27.5%	10.0%												
農業経営高度化支援事業補助金		76,000 (39,904)	市町村 土地改	H27 ～	国庫 一財	10/10 (支援)	<p>県営経営体育成基盤整備事業などの実施を契機として、担い手への農地利用集積・農地的集積により、経営規模の拡大を促進し、農業経営の安定を実現</p>	農地・農道係						

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率 対象 向け)	概要	係名																							
[国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 水利施設等保全高度化事業			良区			対象 向け)	することを目的として、中心経営体への農地集積・集約化の割合に応じ国等が補助 ○負担区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中心経営体農地集積 促進事業</td> <td>県営</td> <td>(55)</td> <td></td> <td>(45)</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>50%</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原営かつ 機構重点推進地域</td> <td>原営</td> <td>(55)</td> <td>(45)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機構重点推進地域</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	区分	国	県	市町村等	中心経営体農地集積 促進事業	県営	(55)		(45)	団体営	50%		50%	原営かつ 機構重点推進地域	原営	(55)	(45)		機構重点推進地域	50%	50%		農地・農道係
							事業名	区分	国	県	市町村等																				
中心経営体農地集積 促進事業	県営	(55)		(45)																											
	団体営	50%		50%																											
原営かつ 機構重点推進地域	原営	(55)	(45)																												
	機構重点推進地域	50%	50%																												
※() は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ※機構重点推進地域は、農地中間管理事業重点推進地域及び指定されること が確実と見込まれる地域 ○実施地区 17 地区 (※は水利施設等保全合理化事業) ※多芸直江 (養老町)、※大巻東部 1 期 (養老町) 下城田寺 1 期 (岐阜市)、栗原 (垂井町)、楡保北部 (輪之内町)、 大巻東部 1 期 (養老町)、四郷南部 1 期 (輪之内町)、牧 1 期 (安八町) 長湍 (郡上市)、佐見久室 (白川町)、佐見大寺 (白川町)、 夏焼 (中津川市)、久保原 (恵那市)、羽根 (下呂市)、 馬瀬 (下呂市)、菅田西部 (下呂市)、跡津・西上田 (下呂市)																															
県営農業基盤整備促進事業費 [国事業名] 農地耕作条件改善事業		254,000 (132,600)	県	R4 ～	国庫 一財	—	農業の競争力強化を図るため、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組み上で支障となる農地の区画狭小や排水不良等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応するための整備を実施 高収益作物への転換を図る場合には、営農定着に必要な取組みをハードとソフトを組み合せ実施 ○事業内容 <地域内農地集積型>、<水田貯留機能向上型> 事業種類 1) 農業用排水施設 2) 暗渠排水 3) 土層改良 4) 区画整理 5) 農作業道等 6) 農用地の保全 7) 管理省力化支援 8) 営農環境整備支援 9) 品質向上支援 10) 条件改善促進支援 備考 1) 及び 5) ～ 10) はハード支援 2) ～ 4) と併せて行う																								

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	概要	係名																				
							<p><高収益作物転換型></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) ~6) は「地域内農地集積型」と同じ</td> <td>1) 及び5) ~11) はハード支援2) ~4) と併せて行う</td> </tr> <tr> <td>7) 管理省力化支援</td> <td>8) 営農環境整備支援</td> </tr> <tr> <td>9) 品質向上支援</td> <td>10) 条件改善促進支援</td> </tr> <tr> <td>11) 高収益作物導入支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の重点推進地域または指定が確実と見込まれる地域 ・1 地区当たりの総事業費が 200 万円以上、かつ受益者数が 2 者以上であること <p>【地域内農地集積型】 受益面積 20ha 以上 (ただし、中山間地域においては 10ha 以上)</p> <p>【高収益作物転換型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積 5 ha 以上 ・作付面積のうち 1/4 以上を稲作等から新たに高収益作物に転換 <p>【水田貯留機能向上型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積 10ha 以上 (ただし、中山間地域においては 5ha 以上) ・地区の 5 割以上で田んぼダムを実施 ・流域治水プロジェクト、治水協定及び地域防災計画のいづれかに田んぼダムの取り組みが位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営農業基盤整備促進事業</td> <td>定率助成</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>() は中山間地域の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○施行地区 8 地区 (継続 6、新規 2)</p> <p><地域内農地集積型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 	事業種類	備考	1) ~6) は「地域内農地集積型」と同じ	1) 及び5) ~11) はハード支援2) ~4) と併せて行う	7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援	9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援	11) 高収益作物導入支援		事業名	区分	国	県	備考	県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	() は中山間地域の場合	
事業種類	備考																											
1) ~6) は「地域内農地集積型」と同じ	1) 及び5) ~11) はハード支援2) ~4) と併せて行う																											
7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援																											
9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援																											
11) 高収益作物導入支援																												
事業名	区分	国	県	備考																								
県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	() は中山間地域の場合																								

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																
県営広域農道整備事業費 [[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生整備推進型) 広域農道		400,000 (200,000)	県	H3 ～	国庫 一財 その他	—	内記(海津市)、高田(養老町)、たかみね(中津川市)、 エナ(恵那市)、馬瀬南部(下呂市) ・新規地区名 海津中部(海津市)、若松(揖斐川町) <水田貯留機能向上型> ・継続地区名 山之口(下呂市) <一般型> 広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹 となる農道の新設又は改良を実施 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </table> ○基準 ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定され た農業振興地域を主たる対象とすること ・受益面積がおおむね1,000ha以上であること ・総事業費が20億円以上であること ・車道幅員がおおむね5m以上であること ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること <地方創生整備推進型> 地域の再生に意欲のある地方公共団体がある地域が、地域の再生目標及び目標を達成 するために必要な事業等を記載した地域再生計画を作成し、地域の重要なイ ンフラである道路・農道・林道を一体的に整備することで地域の再生を図る うちの農道の新設若しくは改良を実施 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </table> ○施行地区 8地区(継続7、新規1) <地方創生整備推進型> ・継続地区名	区分	国	県	地元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	区分	国	県	地元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	農地・農 道係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	42.5%	7.5%																					
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	42.5%	7.5%																					

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名								
県営基幹農道整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型) デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生整備推進型) 広域農道		355,000 (177,500)	県	H21 ～	国庫 一財 その他	—	郡上南部4-4期、4-7期(郡上市) 郡上南部5-1～5-5期(郡上市) ・新規地区名 郡上南部5-6期(郡上市) 農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の新設又は改良を実施 ○負担区分 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>一般地域</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> </tr> </table> ○基準 ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること ・受益面積が、おおむね50ha以上のもの ・総事業費が1億円以上であること ・車道幅員は、おおむね4m以上のもの ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること ○施行地区 4地区(継続4) ・継続地区名 <地方創生整備推進型> 高鷲北部(郡上市) <一般型> 東白川(東白川村)、下呂中央3期(下呂市)、大巻1期(養老町)	区分	国	県	地元	一般地域	1/2	1/3	1/6	農地・農道係
区分	国	県	地元													
一般地域	1/2	1/3	1/6													
県営農道施設強化対策事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)		425,000 (212,500)	県	R1 ～	国庫 一財 その他	—	社会情勢等の変化により緊急に対策する必要が認められ、農業の振興及び農村居住者の生活安定確保が必要な路線について、安全で安心して暮らせる「魅力ある農村づくり」に資する耐震補強、交通安全対策、路面改良等を実施 ○負担区分 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	区分	国	県	地元	一般地域	50%	25%	25%	農地・農道係
区分	国	県	地元													
一般地域	50%	25%	25%													

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																		
県単経営体育成基盤整備事業費		48,891	県	R1 ～	一財 その他	—	<p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地域単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象とする 受益面積の合計が50(30)ha以上であること ()は条件不利地域で、振興山村または過疎地域 総事業費の合計が30万円以上であること <p>○施行地区 10地区(継続6、新規4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 <ul style="list-style-type: none"> 関ヶ原中部第二期(関ヶ原町)、揖斐中部4期(揖斐川町・池田町)、八百津(八百津町)、若宮大橋(中津川市)、柏原(中津川市)、小屋名橋(高山市) 新規地区名 <ul style="list-style-type: none"> 越原笹屋(東白川村)、上赤河橋(白川町)、旭大橋(郡上市)、高橋(高山市) <p>将来に渡り安全・安心な食料を確保するためには、優良な農地を維持・活用していくことが重要であり、生産効率の向上を図るとともに、担い手への農地の利用集積を促進するため農地の大区画化等の基盤整備を実施</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4"><合併型></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>地元</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>10%</td> <td>0%</td> <td></td> </tr> </table> <p><促進型></p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村及び地元負担割合は事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <合併型> 農地中間管理機構関連農地整備事業と一体性があること 団地の連担化する農地面積が0.3ha(中山間地域等は0.2ha)以上あること 	<合併型>				県	市町村	地元		90%	10%	0%		県	市町村	地元	市町村及び地元負担割合は事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率			農地・農道係
<合併型>																										
県	市町村	地元																								
90%	10%	0%																								
県	市町村	地元																								
市町村及び地元負担割合は事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率																										

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
土地改良事業調査設計事業補助金		52,000	市町村 土地改良区	R6	一財	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・施行申請日において4年間以上の農地中間管理権が設定されていること ＜促進型＞ ・県営経営体育成基盤整備事業と施行区間を分けて整備するものであること ○施行地区 3地区（継続2、新規1） <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 中野方町（恵那市）、馬瀬（下呂市） ・新規地区名 跡津・西上田（下呂市） 県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費に補助 ○調査設計 15地区（新規15）	農地・農道係
農地集積促進意向調査事業費		26,400	県	R6	一財	—	＜意向調査事業＞ 農地中間管理事業によりマッチングできなかった地区において、関係農家に対してアンケートや聞き取り等を行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成する ＜促進調査事業＞ 基盤整備を推進し担い手による農地集積を向上させるため、県下全域の生産基盤・営農状況及び課題を調査し、農地集積が進まない地域、基盤整備が未実施の地域についてGISによる可視化を図る ○調査地区 4地区（新規4） ＜意向調査事業＞ <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 蘇原北部（各務原市）、極楽寺（美濃市）、田原（中津川市）、尾崎（下呂市） ＜促進調査事業＞ <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 岐阜（県内全域） 	農地・農道係
団体営農道保全計画策定事業費補助金		3,500 (3,500)	市町村	R6	国庫	1/2	農道施設の管理者である市町村が行う、保全計画（個別施設計画）の策定等に必要な点検・診断に係る経費に対し補助	農地・農道係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名
〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型) 飛騨エアパーク施設保全対策事業費		13,750	県	R6	一財 その他	—	○保全計画策定地区 2地区(新規2) ・新規地区名 郡上3期(郡上市)、恵那2期(恵那市) 施設利用者の安全・安心な活用を図るため、着陸帯、ヘリポート等の舗装面の補修を行う。	農地・農 道係

＜総合整備係＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名
県営中山間地域総合整備事業費 〔国事業名〕 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型) ＜補助金＞ 中山間地域農業農村総合整備事業 (中山間地域総合整備事業)		1,400,000 (770,000)	県	H28 ～ R10	国庫 一財 その他	—	自然的、経済的、社会的等条件が不利な中山間地域において、地域の立地条件を生かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村生活環境等の整備を一体的に実施 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、地域の実情に応じた整備を総合的に実施 (1)＜交付金・補助金共通＞農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る (工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全、⑨土地基盤の再編・整序化(⑨は補助金のみ) (2)＜交付金＞農村生活環境整備事業 (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、⑦地域農業活動施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設整備、⑬地域資源活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整備	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
							備、⑯歴史的土壌改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、 ⑲集落土地基盤整備 <補助金> 農村振興環境整備事業 集落内の農村振興環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落防災安全施設整備、④用地整備、⑤生産・販売・交流・農泊等施設整備、⑥情報基盤施設整備、⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、⑧農村資源利活用推進施設整備、⑨交換分合 (3) <交付金>特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> </table> ○事業要件 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、過疎地域、山村振興、特定農山村地域又は指定棚田地域の指定を受けている市町村で地形等の条件が不利な地域であること ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること(生産基盤型を除く) ・農業振興地域であること ・次に定める要件を満たす地域であること(補助金のみ) <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域 (2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域 <一般型、広域連携型> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業2工種以上かつ農村生活環境整備事業(補助金は農村振興環境整備事業)を1工種以上実施すること ・受益面積(農業生産基盤整備事業の受益面積(重複除く)の合計) 農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が50%以上、かつ、主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね60ha以上 	国	県	地元	55%	30%	15%	
国	県	地元												
55%	30%	15%												

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	概要	係名
県営農村振興総合整備事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型)		106,600 (53,300)	県	R2 ～ R7	国庫 一財 その他	—	<p>※ただし、農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が75%以上、かつ、主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね20ha以上</p> <p><生産基盤型> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業のみを実施するもの (補助金にあつては2工種以上) 受益面積が概ね20ha以上 (ただし、ほ場整備事業の受益面積が概ね10ha以上) </p> <p><生活環境型> (交付金のみ) <ul style="list-style-type: none"> 農村生活環境整備等のみを実施するもの 農業生産基盤が概ね了している地域であること 農村生活環境基盤整備事業及び特認事業のうち2工種以上を実施すること </p> <p>○施行地区 27地区 (継続21、新規6) <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 茶の里白川 (白川町)、関ヶ原 (関ヶ原町)、白鳥北部 (郡上市)、揖斐川中央 (揖斐川町)、岩村・山岡 (恵那市)、郡上八幡 (郡上市)、みなみ (郡上市)、北吉城 (飛騨市)、合掌 (白川村)、やさか (中津川市)、高山南 (高山市)、清見荘川 (高山市)、揖斐川東部 (揖斐川町)、関北東部 (関市)、白鳥南東部 (郡上市)、益田南部 (下呂市)、郡上東 (郡上市)、白鳥南部 (郡上市)、緑と清流の里七宗 (七宗町)、三郷・東野 (恵那市)、古川 (飛騨市) 新規地区名 西濃上石津 (大垣市)、美濃関 (関市・美濃市)、大和 (郡上市)、たかす (郡上市)、つちのこの里 (東白川村)、南飛騨北部 (下呂市) </p> <p>混住化が進む都市近郊の農村地域の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、住みよい農村となるよう、地域のニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施</p> <p>○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュ方式で、農村振興基本計画に基づき地域のニーズに応じた整備を総合的に実施 (1)農業生産基盤整備事業</p>	総合整備係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
							<p>農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る (工種)</p> <p>①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 (2)農村生活環境整備事業 集落内の農村生活環境を整備し、地域の活性化を図る (工種)</p> <p>①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、 ④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、 ⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設設 置整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設 等整備、⑬地域資源活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整 備、⑯歴史的土壌改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、 ⑲集落土地基盤整備</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること ・農業振興地域であること ・総事業費が2億円以上であること ・農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業からそれぞれ1工種以 上を実施すること ・受益面積（農業生産基盤整備事業） ほ場整備 20ha以上 農業用排水施設整備 60ha以上 農道整備 50ha以上 農用地開発 40ha以上 等（3工種目以降は10ha以上） <p>○施行地区 2地区（継続2） ・継続地区名 池田2期（池田町）、大野3期（大野町）</p>	国	県	地 元	50%	25%	25%	
国	県	地 元												
50%	25%	25%												

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名									
農村振興総合整備実施計画調査費 〔国事業名〕 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (実施計画策定型) ＜補助金＞ 中山間地域農業農村総合整備事業 (実施計画策定型) 農業集落排水維持適正化事業費		24,000 (12,800)	県	R6	国庫 一財	—	農村地域の今後の発展方向を探り、農業を中心とした地域の活性化に資する事業の実施計画を策定 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国事業</td> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>55%</td> <td>45%</td> </tr> </table> ○施行地区 3 地区 (新規 3) ・新規地区名 揖斐川北西部 (揖斐川町)、益田北部 (下呂市)、結の里 (白川村)	国事業	国	県	交付金	50%	50%	補助金	55%	45%	総合整備係
国事業	国	県															
交付金	50%	50%															
補助金	55%	45%															
〔国事業名〕 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業 農村整備 農業集落排水事業 ＜補助金＞ 農村整備事業 農業集落排水施設整備事業		8,800 (8,800)	県 市町村 等	R6	国庫	—	処理機能の低下している農業集落排水施設について、各種調査を行い、原因の究明及び適切な対処方法の検討及び計画の策定を実施するほか、農業集落排水汚泥の農地還元に必要な調査・調整、技術的検討等を実施し、国内資源である汚泥の利用拡大の推進、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の低減を図る。 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>調査及び事業計画の策定</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水汚泥農地還元推進事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> ○施行地区 5 地区 (新規 5) 【調査、計画策定】 ・新規地区名 大桑 (山県市)、真正 (本巣市)、明宝中央 (郡上市)、神刈 (七宗町)、門野、下・小田子 (恵那市) ・事業費 17,600 千円	区分	国	地元	調査及び事業計画の策定	50%	50%	農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—	総合整備係
区分	国	地元															
調査及び事業計画の策定	50%	50%															
農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—															
団体営農業集落排水事業費補助金		83,200 (83,200)	市町村	R4～ R12	国庫	1/2	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を促進	総合整備係									

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業							<p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備対象地域は、農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とす る地域を含む）内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即 していること 受益戸数はおおむね20戸以上（ただし末端受益は2戸以上） 処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。 対象とする污水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は 含まない 「資源循環促進計画」が作成されていること 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費 用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかかの要件に該当する施 設を対象とする <p>① 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後 7年以上経過していること</p> <p>② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の変 強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変 化が認められること</p> <p>○施行地区 6 地区（継続3、新規3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 島（郡上市）、河辺（郡上市）、高山（高山市） 新規地区名 早野（本巣市）、千田川・東野（恵那市）、北平・坊方（高山市） 事業費 166,400千円 	総合整備 係
中山間地域農業生産基盤整備促 進事業補助金		36,440	市町村 等	R6	一財	10/10	<p>中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い 手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業 費の3.5～5%）を集積率に応じて交付</p>	総合整備 係
用排水路・河川落差解消支援事 業補助金		3,000	市町村 等	R6	その他	10/10	<p>河川と水田をつなぐ農業用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊 かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息 環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、 魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できること から、清流を支える森・川・海のつながりを保全し、生物の多様性を守るため、 河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取り組みについて支援</p>	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							を実施 ○基準 ・整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと ・事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで生息域の拡大が期待できる路線であること ・事業の実施にあたり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること ・事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること ・1施設当たり5,000千円を上限とする ○施行地区 1地区(新規1)	

<農地防災対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																				
県営湛水防除事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (3) 用排水施設等整備事業 3) 用排水施設等整備事業 (5) 地域防災機能増進事業 1) 土地改良施設豪雨対策 事業 2) 土地改良施設耐震対策 事業		325,000 (172,650)	県	H24 ～ R13	国庫 一財 その他	—	低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>大規模(特大規模)</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合は過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国交付要綱による。 ※調査計画事業は令和7年度まで定額</p>	区分	国	県	地元	大規模(特大規模)	55%	35%	10%	小規模	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	定額	—	—	農地防災 係
区分	国	県	地元																									
大規模(特大規模)	55%	35%	10%																									
小規模	50%	35%	15%																									
中山間地域	55%	35%	10%																									
調査計画事業	定額	—	—																									

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																
農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災 1.農地防災事業 III.湛水防除事業 IX.土地改良施設耐震対策事業 XII.土地改良施設豪雨対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 2防災減災対策 (1)自然災害等対策 イ 湛水防除 エ 農業用排水施設整備 コ 機能保全計画策定等 (1) 調査計画等							○基準（農業用排水機場改修） （農村地域防災減災事業の場合） ・受益面積が、おおむね大規模400ha、小規模30ha以上であること ・事業費が 大規模500,000千円、小規模50,000千円以上であること ・農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のこと ・受益面積の50%以上が農用地であること等 （農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合） ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・地区当たりの事業費が50,000千円以上であること ・地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること ・地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること ・受益面積が、30ha以上であること。 ○施行地区 8地区（継続6、新規2） ・継続地区名 逆川3期（羽島市、笠松町、岐阜市）、鶴森三郷（大垣市）、 鶴森（大垣市）、古宮（大垣市）、五三大野（養老町）、 大垣東北部（第1）（大垣市）、 ・新規地区名 大垣東北部（第2）（大垣市）、安八南部2期（安八町）																	
県営特定農業用管水路等特別対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災		65,000 (34,250)	県	H30 ～ R10	国庫 一財 その他	—	農業者や周辺住民に対する石綿障害予防のため、石綿吹付けされた農業用排水機場建屋や、石綿製の農業用管水路について、緊急的に改修 ○負担区分（調査事業を除く） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合は過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合は、国交付要綱による。	区分	国	県	地元	一般地域	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	定額	—	—	農地防災係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	35%	15%																					
中山間地域	55%	35%	10%																					
調査計画事業	定額	—	—																					

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名						
1. 農地防災事業 V. 農村地域環境保全整備 事業 (2) 特定農業用管水路等 特別対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 カ 特定農業用管水路等 特別対策 コ 機能保全計画策定等							<p>※調査計画事業は令和7年度まで定額</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用管水路の変更 上記水路と一体となつて機能を発揮する農業用管水路の変更 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 ※農業用管水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のものが50%以上のもの ・受益面積20ha以上 <p>○施行地区 6 地区（継続5、新規1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 木曽川右岸用水美濃加茂（美濃加茂市）、坂祝東部（坂祝町）、時北部（大垣市）、木曽川右岸用水東部（美濃加茂市）、蛇池南部（海津市） ・新規地区名 坂祝西部（坂祝町） 							
地すべり防止施設管理事業費		14,000	県	R6	一財	—	<p>農政部が所管する3箇所の地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を実施</p> <p>○施行地区 3 地区（継続3） 千田野（郡上市）、御坊主（郡上市）、阿木（中津川市）</p>	農地防災 係						
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	拡	120,000	県土連	R6	一財	60% 70% (支援 対象 向け)	<p>土地改良区等が管理する土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のため、国と県及び土地改良区等が拠出した資金により、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修の拡充強化を実施</p> <p>1 整備補修事業等 ○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30% (+10%)</td> </tr> </table> <p>・資金造成額は事業費の90%とし、残り10%は事業実施時に地元（土地改良</p>	国	県	市町村等	30%	30%	30% (+10%)	農地防災 係
国	県	市町村等												
30%	30%	30% (+10%)												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
							<p>区等)が負担する</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正化事業に加入し、整備補修を行うために必要な経費を5年間均等に拠出し、拠出期間5年の間の定められた年度に事業実施する <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの 整備補修の対象とする施設は、団体営規模以上の事業により造成されたものであること 1地区当たりの事業費が2,000千円以上であること 整備補修はおおむね5年単位で行われるものとし、毎年経常的に行うものは除く <p>○施行地区 32地区</p> <p>2 防災減災機能等強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村地域の防災・減災対策や施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備(排水機場や防災重点農業用ため池等の整備、高効率モーターへの更新、遠隔制御機器の導入等)を実施 <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 原則として加入した年度に工事実施し、5年間均等に拠出する。 <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の施設整備であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの 1地区当たりの事業費が1,000千円以上であること <p>○施行地区 2地区</p>	国	県	市町村等	50%	20%	30%	
国	県	市町村等												
50%	20%	30%												
団体営農地災害復旧費 (事務費を除く)		436,000 (436,000)	市町村 等	R6	国庫	別表	被災した農地、農業用施設の復旧事業を実施	農地防災 係						

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
〔国事業名〕 災害復旧事業							<p>○基本補助率(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>65%</td> </tr> </table> <p>○基準 ・農地、農業用施設で暴風、洪水、大雨(最大24時間雨量80mm以上)地震その他異常な天然現象により生じた災害の復旧工事が1ヶ所400千円以上の地区</p>	区分	国	農地	50%	農業用施設	65%	
区分	国													
農地	50%													
農業用施設	65%													
土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業費補助金		6,065	市町村 等	R6	国庫	50%	<p>土地改良施設で用いられる高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止</p> <p>PCB廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、令和9年3月までの処理が義務付け(H24.12.12付けで従前のH28.7から期間が延長された)られているが、排水機等の土地改良施設にもPCBを含む高圧トランスやコンデンサ等が保管されているため、本事業を活用し処理施設への運搬及びPCB含有塗膜調査を支援</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○実施団体 4団体</p>	国	市町村等	50%	50%	農地防炎 係		
国	市町村等													
50%	50%													
農業水利施設管理強化事業費補助金		10,000	県土連	R6	一財	50%	<p><管理保全型> 土地改良区等が管理する農業用排水機場・頭首工の予防保全のための定期的な点検管理、施設の操作、また、管理保全点検にあたっての専門的指導に係る経費の一部を補助</p> <p><予防保全型> 機能保全計画を既に策定済みの施設について、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行うための経費の一部を補助</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	県	市町村等	50%	50%	農地防炎 係		
県	市町村等													
50%	50%													

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																								
排水機維持管理費補助金		61,000	県土連	R6	一財	定額 (支援 対象 向け)	<p>農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつあるこの管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○基準 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限り）で口径200mm以上、原動機10馬力以上</p>	県	市町村等	定額	—	農地防災 係																				
県	市町村等																															
定額	—																															
農業用施設緊急改修事業費		12,100	県	R6	一財	—	<p>土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を実施</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>○基準 ・整備事業については早急に修復を行う必要があり、かつ事業内容が効果的な防災・減災対策に資すること。また総事業費が20,000千円以上であること ・その他知事が防災上特に緊急を要すると認めるもの</p> <p>○施行地区 3地区</p>	県	100%	農地防災 係																						
県	100%																															
県営ため池等整備事業費 [[国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (2)ため池整備事業 (3)用排水施設等整備事業		1,371,000 (813,705)	県	H26 ～R9	国庫 一財 その他	—	<p>農業用ため池の豪雨・地震対策などを実施</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>規</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>規</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>山</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	国	県	地	元	大	規	55%	25%	20%	20%	小	規	50%	25%	25%	25%	中	山	55%	30%	15%	15%	ため池防 災係
区	分	国	県	地	元																											
大	規	55%	25%	20%	20%																											
小	規	50%	25%	25%	25%																											
中	山	55%	30%	15%	15%																											

事業名	事業の概要	係名
新規 拡充 事業名 3) 用排水施設整備事業 (6) 農業用河川工作物等応急 対策事業 1) 農業用河川工作物応急対 策事業 (11) 防災重点農業用ため池 緊急整備事業 2 災害管理施設等 (1) 農業用施設等災害管理対 策事業 III 体制整備事業 1 ため池緊急防災体制整備促 進事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (7) 農地防災 1. 農地防災事業 II. ため池等整備事業 VII. 地域ため池総合整備 事業 VIII. 農業用河川工作物応急 対策等事業 IX. 土地改良施設耐震対策 事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 ため池整備 才土砂崩壊防止 キ 農業用河川工作物応急 対策 (2) 危機管理対策	耐震・豪雨対策 大規模 55% 35% 10% 小規模 50% 35% 15% 中山間地域等※1 55% 35% 10% 大規模 55% 40% 5% 小規模 50% 40% 10% 中山間地域等※1 55% 40% 5% 大規模 50% 30% 20% 中山間地域等※1 55% 30% 15% 廃止事業 定額 — — 調査計画事業 定額 — — 監視・管理体制の強化 (受益面積2ha以上) 定額 — —	※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合 過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいす れかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、 国交付要綱による。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」で実施する場合は、 上記のいずれかの地域、又は急傾斜畑地帯に該当する地域において行う もの。 ※調査計画事業は令和7年度まで定額（ただし、防災重点農業用ため池緊 急整備事業に係るものは、特措法の有効期間内） ※廃止事業は定額で、上限額は堤高5m未満 30,000千円、堤高5m以上10m 未満 40,000千円、堤高10m以上60,000千円 (廃止事業とあわせて下流水路を整備する場合は、延長に応じて上限額の 引き上げが可能) ※監視・管理体制の強化は、雨量計や水位計等の観測機器の設置等を実施 ○耐震対策 耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満 たす場合について適用 ① 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
<p>ア危機管理システム等整備 (3)ため池防災環境整備 ア緊急的な防災対策 イ地域防災上のリスク除去</p>							<p>②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること。 ③耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかならなため池において、危機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする</p> <p>○豪雨対策 豪雨対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用 ①下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 ②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること ③豪雨対策は、豪雨調査等の結果により堤体の余裕高不足や洪水吐の断面不足等が明らかならなため池において、危機管理施設及び浚渫、廃止を除く改修を行う地区とする</p> <p>○長寿命化対策 長寿命化対策とは、施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な改修を行う地区にあって、次の要件を全て満たす場合に適用すること。 1) 施設長寿命化計画等を作成していること。 2) 受益面積が100ha以上や洪水調整容量を持つ農業用ため池</p> <p>○大規模 大規模とは、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」（以下「運用」という）第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。</p> <p>○小規模 小規模とは、運用第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、規模の定めのないものについて適用する。</p> <p>○施行地区 64地区（継続57、新規7）</p>	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							<p>・継続地区名 (下線はR5補正新規地区)</p> <p>【整備、廃止事業】 岐阜圏域：松尾、山口、芋ヶ瀬池、大安寺新池、泳池、西山池、奥池 西濃圏域：東蛇池、北整理、乳母ヶ谷ため池、湯谷池 中濃圏域：平首、毛鹿洞、下菰田、宮ヶ洞、西坂、畑ヶ谷、上野池、 小淵池、松野防災ため池、前沢ダム、宮底、深山第2、東 山大白、前沢、栃洞、西ノ股池、大替戸池、八百津、<u>私ヶ 洞池、東洞池、新池、此の洞池、寺洞池</u> 東濃圏域：岩倉大、桜堂、土岐防2期、金山ため池、大富池、瑞浪5 期、中津川1期(新溜)、浮沼、打杭、姥ヶ洞、松本、加 子母防災、小沢、小池第1、新溜池、惣平衛 飛驒圏域：深谷、小屋名第2、久々野防災2期、萱沢ため池</p> <p>【調査事業】 泉下一円：岐阜た21期、岐阜た23期、岐阜防2期</p> <p>・新規地区 【整備、廃止事業】 西濃圏域：平尾2号ため池 中濃圏域：池ヶ洞、三ツ池中池 東濃圏域：高根、大富新第1・第2、石田第1 飛驒圏域：山田防災2期</p>	

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																																
団体営ため池等防災力強化事業 費補助金 [国事業名] 農村地域防災減災事業 1 調査計画事業 2 ため池緊急防災対策情報整備 II 整備事業 1 1 防災重点農業用ため池緊急整備事業 3 実施計画策定 (4) ため池緊急防災対策情報整備 (7) ハード整備の着手促進 5 緊急的な防災対策 農業水路等長寿命化・防災減災事業 2 防災減災対策 (3) ため池防災環境整備 緊急的な防災対策 アイ 地域防災上のリスク除去 水利施設管理強化事業 第2 特別型		66,000 (66,000)	市町村等	R5～ R7	国庫	定額 50% 71% 76% (支援対象向け)	岐阜県農業用ため池台帳に記載があり、利用されていないため池で施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与える恐れがあるもの(防災重点農業用ため池のうち受益面積2ha未満)における貯留機能をなくすために堤の撤去や埋立及び、浸水想定区域等作成や用地調査などの高度な技術を要しないものについて、その経費の一部について補助 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 調査事業</td> <td>(ア) 浸水想定区域図等作成</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(イ) 用地等調査【一般地域】</td> <td>50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 整備事業</td> <td colspan="2">【中山間地域】</td> <td>21%</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>(ア) ため池廃止</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(イ) 緊急的な防災対策</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ウ) 流域治水対策</td> <td>50%</td> <td>—</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> ※陸止事業は定額で、上限額は堤高5m未満30,000千円、堤高5m以上10m未満40,000千円、堤高10m以上60,000千円 ※浸水想定区域図等作成や緊急的な防災対策は令和12年度まで定額	区分		国	県	地元	1 調査事業	(ア) 浸水想定区域図等作成	定額	—	—	(イ) 用地等調査【一般地域】	50%	21%	29%	2 整備事業	【中山間地域】		21%	24%	(ア) ため池廃止	定額	—	—	(イ) 緊急的な防災対策	定額	—	—	(ウ) 流域治水対策		50%	—	50%	ため池防災係
区分		国	県	地元																																				
1 調査事業	(ア) 浸水想定区域図等作成	定額	—	—																																				
	(イ) 用地等調査【一般地域】	50%	21%	29%																																				
2 整備事業	【中山間地域】		21%	24%																																				
	(ア) ため池廃止	定額	—	—																																				
	(イ) 緊急的な防災対策	定額	—	—																																				
(ウ) 流域治水対策		50%	—	50%																																				
							○施行地区 3地区(新規3) ・新規地区名 西濃圏域：垂井第4、関ヶ原第4 東濃圏域：多治見市 <事業内容> ・ため池の廃止、浸水想定区域図等の作成 ・用地調査 防災工事等に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、相続関係の調査、用地境界測量等の実施。 ・緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置 ・流域治水対策 洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池に対する取組への支援																																	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																									
県営ため池防災対策事業費		676,623	県	R3～ R7	一財 その他	—	<p>施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>一般地域</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>95%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち耐震対策</td> <td>堤高15m以上</td> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 促進事業 採択済のため池等整備事業と同率</p> <p>※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による</p> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかにか該当する市町村又はこれら地域を含む市町村</p> <p>○基準</p> <p>調査事業： ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、避難対策等</p> <p>整備事業： ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型）</p> <p>促進事業： 実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）</p> <p>※促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする</p> <p>○施行地区 30地区</p>	区分		県	地元	1	調査事業	100%	—	2	一般地域	75%	25%	中山間地域	85%	15%	防災ダム	95%	5%	うち耐震対策	堤高15m以上	90%	10%	その他	85%	15%	ため池防災係
区分		県	地元																														
1	調査事業	100%	—																														
2	一般地域	75%	25%																														
	中山間地域	85%	15%																														
	防災ダム	95%	5%																														
うち耐震対策	堤高15m以上	90%	10%																														
	その他	85%	15%																														
ため池防災支援事業費	拡	11,251	市町村 等	R6	一財	50%	<p>地域防災体制の強化を図るため、ため池防災マップの作成など市町村が行う防災対策を支援。市町村が実施する農業用ため池の適正管理に向けた伐採、水抜き作業、軽微補修に対する支援を拡充</p>	ため池防災係																									

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の 概要	係名				
団体営ため池サポートセンター 事業費補助金		15,000 (15,000)	県土連	R6	国庫	定額	<p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池防災マップ：作成にあつては次に掲げる要件のいずれかを満たすこと ① 岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること ② ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 ③ 地震後に臨時点検する農用ため池一覧表に記載されているため池 ④ 農用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 <p>なお、総事業費が200千円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合には、1地区当りの事業費が100千円以上、監視・管理体制の強化については、1地区当たりの事業費が2,000千円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池の耐震診断：調査にあつては、ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万円以上あること ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進：岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする 伐採、水抜き作業、軽微補修：防災重点農用ため池において1地区1回ののみ <p>○施行地区 11地区</p> <p><主な拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 農用ため池の防災機能の確保のため、適正管理に向けた伐採、水抜き作業、軽微補修に対し助成（伐採、水抜き作業、軽微補修は防災重点農用ため池において1地区1回ののみ） 	県	市町村等	50%	50%	ため池防 ため係 災係
県	市町村等											
50%	50%											
							<p>特定農用ため池（特定農用ため池に指定する予定のため池を含む）において実施する、保全管理状況の把握やため池の保全管理体制の強化を推進するための活動を支援</p>					

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名										
〔国事業名〕 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 3 ため池の保全・避難対策 (1) ため池の保全・避難対策 イ 監視・管理体制の強化 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業							防災重点農業ため池において実施する劣化状況評価 ○負担区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	県	定額	—							
国	県																	
定額	—																	
農業農村整備事業費補助金		495,628	市町村 等	R6	一財 その他	別表	農業用施設等において、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、 快適なふるさとづくり事業、農地防災対策事業の5項目を対象に実施。また、 本事業、又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発 的に発生した施設破損等に対する緊急補修、及びこれに関連する予防保全対策 も実施。 1 地区の事業費は、1,000千円（設計事業費）以上とする。ただし、かんが い排水事業の干魘(ばつ)応急対策のうち機械購入費及び圃場整備事業の水田 法面管理支援、農地防災対策事業の機材等の購入や設置等にあつては、500千 円以上、機械購入費を除く干魘応急対策にあつては、1事業地区当たりの事業 費が10万円以上、かつ、1市町村当たりの負担金額（市町村が事業実施主体へ 補助する場合は、補助金額）が100千円以上とする。 1 かんがい排水事業 農業経営基盤の確立と合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当 しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進。また、異常気象 による農作物の被害を防止し、農業用水の確保を図るため、干ばつ応急対策 を実施 ○補助率（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>40%（45%）</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>40%（45%）</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	工種	県	機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）	50%	かんがい排水	40%（45%）	ため池	40%（45%）	暗渠排水	30%	ため池防 たため 災係
工種	県																	
機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）	50%																	
かんがい排水	40%（45%）																	
ため池	40%（45%）																	
暗渠排水	30%																	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																			
							<table border="1"> <tr> <td>客土</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>安全施設</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>農地保全対策</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">干ばつ応急対策</td> <td>機械揚水</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則(土壌流亡対策、干ばつ応急対策は1ha以上とする)又は基幹水利施設ストックマネジメント事業の機能診断を受けた基幹水利施設で、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする 農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象とする 干ばつ応急対策は、連続干天地域または用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合 干ばつ応急対策のうち機械器具賃借及び仮設工事にあつては、土地改良区、土地改良組合、水利組合、土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を補助する場合に限る <p>2 ほ場整備事業 中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない小団地の圃場整備を実施し、農作業の機械化等により経営の合理化を図る また、中山間地域の担い手育成支援として水田法面管理作業の軽減を支援する</p> <p>○補助率(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>工種</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>30%(35%)</td> </tr> <tr> <td>水田法面管理支援</td> <td>定額(215円/m²)以内</td> </tr> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定</p>	客土	30%	安全施設	30%	農地保全対策	50%	干ばつ応急対策	機械揚水	50%	機械器具	50%	仮設工事	40%	工種	県	ほ場整備	30%(35%)	水田法面管理支援	定額(215円/m ²)以内	
客土	30%																										
安全施設	30%																										
農地保全対策	50%																										
干ばつ応急対策	機械揚水	50%																									
	機械器具	50%																									
	仮設工事	40%																									
工種	県																										
ほ場整備	30%(35%)																										
水田法面管理支援	定額(215円/m ²)以内																										

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
							<p>定棚田地域で行うもの ※水田法面管理支援は令和7年度まで</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則 ・水田法面管理支援は、水田法面管理作業を軽減するために、カバープラント導入に要する経費を助成し、事業費は500千円以上/事業主体とする <p>対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内（農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう）のいずれかの農地とする</p> <p>3 農道整備事業 農作業用機械の運行と農産物の荷傷み防止並びに維持管理費の軽減により農業経営の改善と合理化を図るため、国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施</p> <p>○補助率(別表)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道整備</td> <td>40% (45%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。なお、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯、指定棚田地域においては受益戸数2戸以上、受益面積10ha未満を原則とする ・道路は全幅員2.0m以上、延長200m以上を原則。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯、指定棚田地域においては、全幅員2.0m以上、延長100m以上を原則とする。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。また、農道舗装は既存の舗装道路に接続していること <p>4 快適なふるさとづくり事業 農村の健全な発展を図るため、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された土地改良施設について、景観・親水・地域的利用等に</p>	工種	県	農道整備	40% (45%)	
工種	県											
農道整備	40% (45%)											

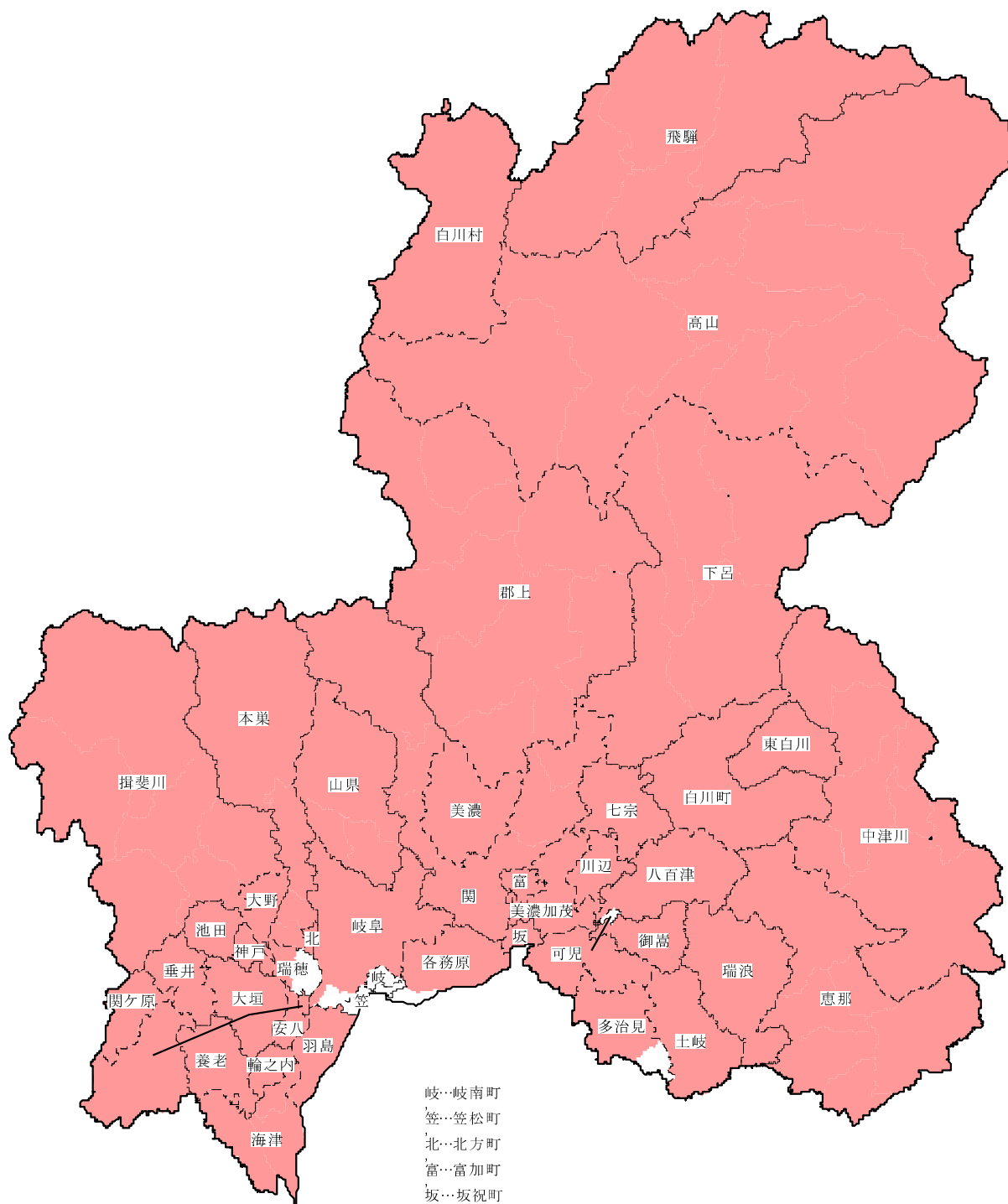
事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	概要 の 事業 要 素	係名												
							<p>配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行って、快適でうるおいのある農村環境の創造を促進</p> <p>○補助率 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>工 種</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>修景施設等整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集落用排水路整備</td> <td>1 / 3</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として農業振興地域内 ・修景施設等整備は、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること ・集落用排水路は、集落内の生活用水路及び雨水・生活雑排水の排水路、並びにこれと関連する附帯施設の整備 <p>5 農地防災対策事業</p> <p>県土の強靱化を図るためには、土地改良施設を善良な管理者の注意をもつて適正な管理を行っていく必要がある。本事業では適切な危機管理を行うために必要な機材等の購入や設置。小規模なため池の貯水機能を無くすための埋立等を行い、関連施設の保全や地域の減災を図る</p> <p>○補助率 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>工 種</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>応急工事</td> <td>定率</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする ・機材等の設置等は、安全を確保するために必要なもののみを対象とし、事業費は500千円以上とする ・埋戻し等を行うため池は、農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池(かつて受益戸数2以上)において、豪雨等により決壊した場合に、下流の公共施設や民家、事業所に影響がある池を対象とし、頭首工は廃止する場合のみを対象とし、応急工事は災害査定において欠格となった一定のものを対象とし、事業費はおおむね 	工 種	県	修景施設等整備		集落用排水路整備	1 / 3	工 種	県	農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工	50%	応急工事	定率	
工 種	県																			
修景施設等整備																				
集落用排水路整備	1 / 3																			
工 種	県																			
農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工	50%																			
応急工事	定率																			

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
農業農村整備調査事業費		62,700	県	R6	一財	—	<p>1,000千円以上とする。</p> <p>・事業費は8,000千円未満とする</p> <p>県が施行、又は造成した農業用施設の改修等の事業完了後、効果発現状況について調査を行い、成果をとりまとめるものとする。</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>○施行地区 1 2 地区</p>	県			100%	ため池防災係
県												
	100%											
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金		8,416	市町村等	R6	一財	50%	<p>農地防災ダムの日常的又は定期的な点検、策定済の機能保全計画の更新又は見直しに係る経費の一部を補助</p> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○施行地区 8 地区</p>	県	市町村等	50%	50%	ため池防災係
県	市町村等											
50%	50%											

3 各種計画・地域指定等

(1) 農業振興地域

凡例	
農業振興地域	指定地域
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

1 : 750000 20 km

法律名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）							
計画名	農業振興地域整備計画							
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	岐 阜	岐阜市	岐阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,661
		羽島市	羽島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,660	1,054
		各務原市	各務原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,963	797
		山県市	山県	〃	H17. 7. 12	H28. 6. 16	3,358	754
		瑞穂市	瑞穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	415
		本巣市	本巣	〃	H17. 7. 12	R4. 4. 1	5,638	1,591
		北方町	北方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	71	39
	西 濃	大垣市	大垣	〃	H18. 5. 2	H18. 12. 22	6,153	2,212
		海津市	海津	〃	H17. 7. 12	H31. 2. 7	8,104	3,419
		養老町	養老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,162	2,288
		垂井町	垂井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	842
		関ヶ原町	関ヶ原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	767	181
		神戸町	神戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,491	644
		輪之内町	輪之内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,233	993
		安八町	安八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,481	526
		揖斐川町	揖斐川	〃	H17. 7. 12	H19. 3. 23	5,522	1,535
		大野町	大野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,079
		池田町	池田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	820

	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)	
指定地域	中濃	関市	関	一部	H17. 7. 12	H19. 7. 3	7,820	1,990	
		美濃市	美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,415	300	
		郡上市	郡上 (旧八幡)	郡上 (旧八幡)	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	473
			郡上 (旧大和)	郡上 (旧大和)	〃		S46. 3. 31	2,184	791
			郡上 (旧白鳥)	郡上 (旧白鳥)	〃		S47. 3. 31	3,955	826
			郡上 (旧高鷲)	郡上 (旧高鷲)	〃		S47. 3. 31	2,818	766
			郡上 (旧美並)	郡上 (旧美並)	〃		S49. 3. 30	862	224
			郡上 (旧明宝)	郡上 (旧明宝)	〃		S48. 3. 31	1,663	330
			郡上 (旧和良)	郡上 (旧和良)	〃		S48. 3. 31	475	233
		美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,493	1,447	
		可児市	可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,386	598	
		坂祝町	坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	232	
		富加町	富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	326	
		川辺町	川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	230	
		七宗町	七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	1,147	141	
		八百津町	八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	448	
		白川町	白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,906	773	
		東白川村	東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,387	279	
		御嵩町	御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,282	280	
	東濃	多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	127	
		瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,146	692	
		土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	503	219	
		中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,882	3,865	
		恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,458	3,142	
	飛騨	下呂市	下呂	〃	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,898	1,399	
		高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,539	8,482	
飛騨市		飛騨	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,108	1,524		
白川村		白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	890	111		
計	—	—	—	—	—	160,010	51,095		

(令和4年12月31日現在)

○指定地域数 40地域 (40市町村)

○未指定市町村 笠松町、岐南町

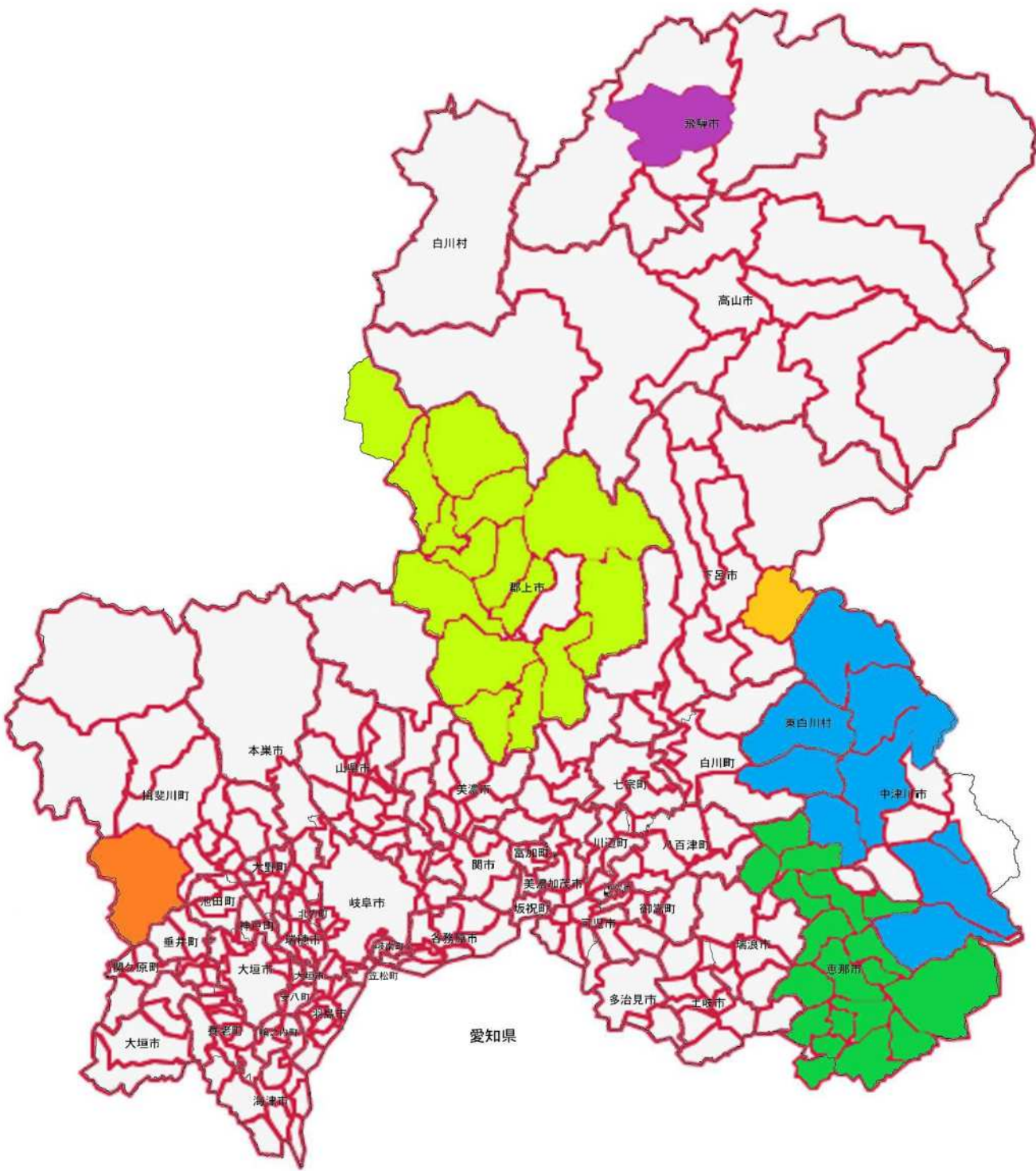
(2) 特定農山村地域

凡	例
特定農山村地域	



法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）		
計画名	農林業等活性化基盤整備計画		
指定区域	農林事務所名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域 市町村
			旧町村名
	岐阜地域		瑞穂市 本巣市 山県市
			穂積町（鷺田村3-2） 本巣町、根尾村 伊自良村（上伊自良村）、美山町
	西濃地域	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町
			上石津町 南濃町（石津村） 垂井町（岩手村2-1） 揖斐川町（春日村2-2）、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
	中濃地域	七宗町、八百津町、白川町、東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市
			美濃加茂市（三和村2-1） 川辺町（上米田村、下麻生町2-1、三和村2-2） 洞戸村、板取村、武芸川町（東武芸村）、武儀町、上之保村
	東濃地域	瑞浪市	中津川市 恵那市
			中津川市（中津町、阿木村、神坂村2-1）、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町（鶴岡村）、明智町、串原村、上矢作町
	飛騨地域	飛騨市、白川村、下呂市	高山市
			高山市（大八賀村）、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
計	24市町村（うち11市町村は市町村全域指定）		
要件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し全畑面積が全畑面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと（平成5年9月1日現在） ⑥人口10万人未満（平成5年9月1日現在） ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること		
所管	国	国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省	県 農村振興課

(3) 指定棚田地域



法律名	柵田地域振興法（令和元年6月19日法律第42号）
計画名	法第6条に基づく県柵田地域振興計画 法第7条に基づく指定柵田地域 法第10条に基づく指定柵田地域振興活動計画

R6.3.1時点

指定柵田地域指定地域一覧		指定柵田地域振興活動計画認定一覧	
指定柵田地域	柵田の名称	協議会の名称	柵田の名称
神坂村	細野、寺田		
中津町	餅穴、今井、原勝、圓原、奥村、川上		
落合村	与坂、大久手		
川上村	森平、田畑、奥屋、丸野、上平		
加子母村	牧戸、尾山	牧戸柵田地域振興協議会	牧戸柵田
付知町	矢平、学園		
福岡村	はちたか地域、夏焼、若山	はちたか地域柵田振興協議会	はちたか地域柵田
蛭川村	今洞、町切、奈良井、奥渡		
阿木村	前沢		
中野方村	井尻、勢井後、野瀬、橋立、橋戸、浜井場、大曲、坂折、霧山、西久保、川向、奥洞、口洞、竜部坂、道場、横枕、新賦、宇塚、カ石、皆曾、松林	中野方地域柵田振興協議会	井尻の柵田、勢井後の柵田、野瀬の柵田、橋立の柵田、橋戸の柵田、浜井場の柵田、大曲の柵田、坂折の柵田、霧山の柵田、西久保の柵田、川向の柵田、奥洞の柵田、口洞の柵田、竜部坂の柵田、道場の柵田、横枕の柵田、新賦の柵田、宇塚の柵田、カ石の柵田、皆曾の柵田、松林の柵田
笠置村	中田、棚杭、西森、田沢、切山、南、中切、小井戸、栃久保、道木、河合中央		
武並村	上の洞、山足、瀬々良瀬		
三郷村	西組、深瀬、三共、殿畑、伊保中切、中組上平、野井西部、野井中央、野井大沢、東赤坂		
長島町	永田、茂立、本郷、山中、碓苑、四ツ谷、千田		
東野村	小野川、大薙、辻		
本郷村	打杭、大円寺、本郷、開拓、根ノ上、小坪、上切、上平、中切、飯留		
岩村町	山上、新柱		
遠山村	峰山、兼平、飯高・水口、田沢、黒羽根、久保原		
鶴岡村	釜屋、西原・中田、田代		
吉田村	小泉、大栗、上田良子、下田良子		
明知町	大久手		
静波村	野志、杉平、門野、落倉、高波、峰山中切、馬木、小杉		
串原村	川ヶ渡、柿畑、木根、大平、松本、松林、峯、岩倉、中沢		
下原田村	漆原、小田子、下、本郷		
上村	飯田洞、木の実、島、横道、小笹原		
飯地村	入野、裏洞、沖田、沢尻、杉の沢、中洞、福原尾、南西山、見渡		
坂上村	種蔵柵田	種蔵柵田連絡協議会	種蔵柵田
春日村	貝原柵田	揖斐川町貝原柵田地域振興協議会	貝原柵田
竹原村	三ツ石柵田	三ツ石柵田連絡協議会	三ツ石柵田
川合村	初音2区、初音3区、河鹿1区、河鹿2区		
山田村	口神路、中神路、上神路、牧三田、下古道、上古道、下栗巢2、下栗巢3、上栗巢		
弥富村	中剣東、上剣、口大間見上4・5、大間見助平、大間見一楽、大間見重光、大間見養洞、小間見、中万場、下万場		
牛道村	野添、六ノ里、中西、阿多岐、那留	六ノ里柵田地域振興協議会	六ノ里
白鳥町	白鳥、越佐		
高鷲村	點走1、點走3、小洞1、大洞、神道1、神道2、切立1、切立2、切立3、切立4、切立5、正ヶ洞、中洞1、中洞2、長野、鷲見1、鷲見2、鷲見3、鷲見5、鷲見7、鷲見8、西洞1、西洞2、西洞3、西洞4、西洞5、西洞6		
北濃村	前谷、歩岐島、干田野、長滝	前谷柵田地域振興協議会	前谷
西川村	福田、洞口、落部		
相生村	東乙原、寺本、西乙原、森・黒佐		
嵩田村	木尾、八坂、粥川、赤池、杉原		
下川村	梅原、菊安、畑佐・会津中、東母野		
奥明方村	大谷、寒水中央、寒水尾会津、寒水平沢、寒水奥、氣良柏尾、西氣良上、奥住小保木、小川森本、畑佐中央、畑佐下谷	奥住小保木柵田地域振興協議会	奥住小保木
西和良村	貢間		
和良村	宮代、上土京、下土京、方須		
石徹白村	石徹白村		
三濃村	才坂		

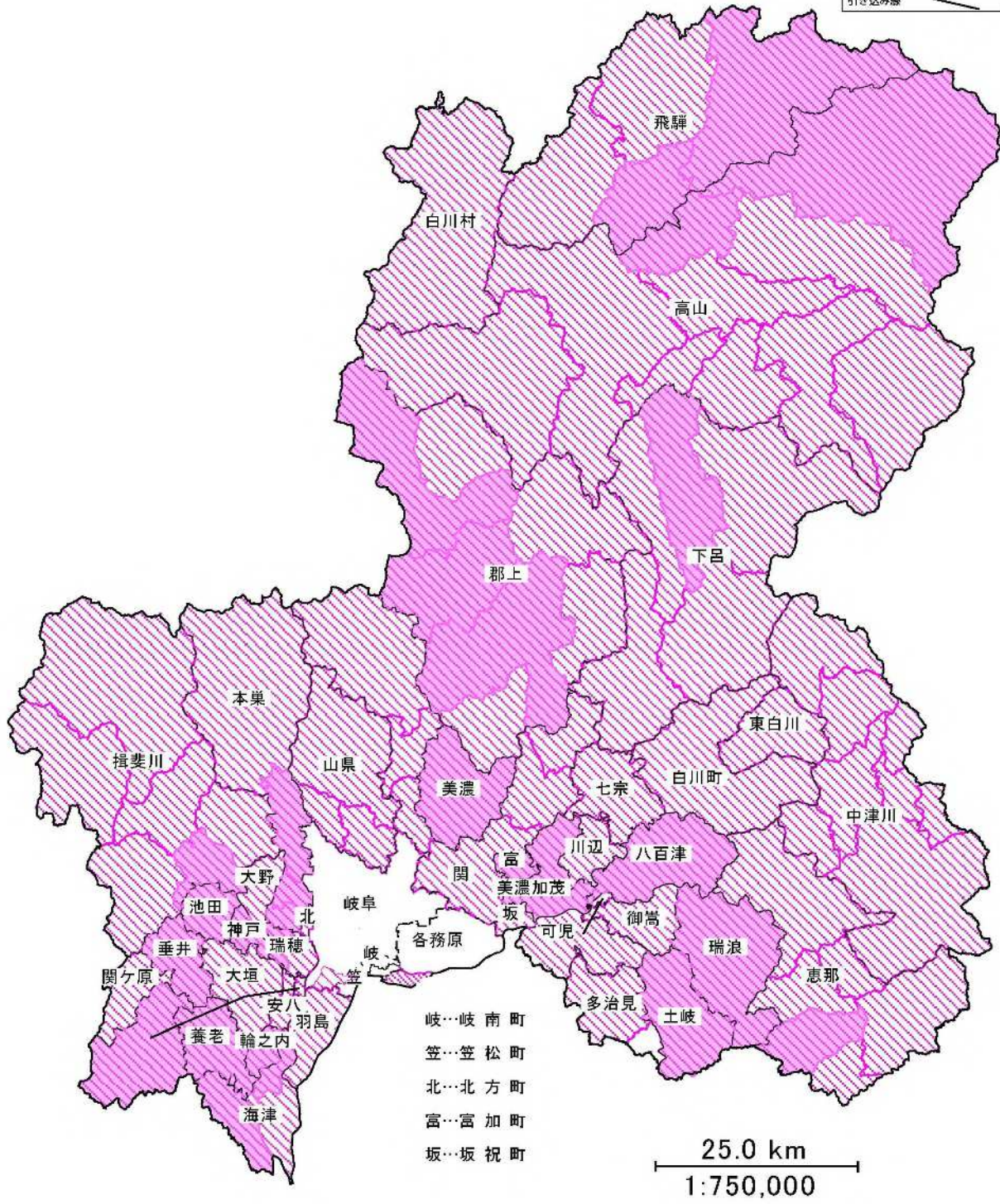
計 6市町（45地区）

要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棚田地域 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」 【政令で定める要件】 ①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、 ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1 ha以上であること ○ 指定棚田地域として指定される地域 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項の規定により、 ①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること 		
所管	国	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	県 農村振興課、農政課

(4) 農村産業法対象地域



凡例	
農村地域 指定区域	
実施計画地域 市町村計画	
岐阜県界	
市町村界	
引込込線	



(C) 岐阜県

法律名	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）					
計画名	法第4条に基づく県基本計画 法第5条に基づく市町村実施計画					
指定地域	法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 〔 ・岐阜市（旧岐阜市の区域） ・各務原市（旧各務原市の区域） ・岐南町 ・笠松町 計4市町 〕					
	年度	市町村等名	計画策定 年 月 日	変更告示 年月日(最終)	産業導入 地区面積(m ²)	団地数
	S46	瑞穂市(旧巢南町)	S47.03.03	H17.11.22	86,566	3
		高山市(旧国府町)	S47.02.29	H16.11.26	34,678	3
		下呂市(旧萩原町)	S47.03.03	—	53,605	2
	S47	大垣市(旧上石津町)	S47.12.27	H9.06.12	273,167	5
		郡上市(旧白鳥町) (*1)	S48.02.28	R2.11.12	189,197	1
		郡上市(旧八幡町) (*1)	S48.03.07	R2.11.12	48,992	2
		飛驒市(旧古川町)	S48.02.19	H8.06.08	134,703	3
	S48	揖斐川町(旧揖斐川町)	S49.03.15	H31.03.22	181,502	2
		郡上市(旧大和町) (*1)	S49.02.12	R2.11.12	0	0
		養老町	S49.03.29	—	115,939	2
		飛驒市(旧神岡町)	S49.03.29	S60.02.06	125,902	3
	S49	高山市(旧上宝村)	S50.01.07	S55.01.11	9,165	1
		恵那市(旧明智町)	S50.03.29	S59.12.27	204,388	2
		海津市(旧平田町)	S50.03.29	H13.09.17	191,334	7
	S50	富加町	S51.10.16	—	67,618	1
	S51	輪之内町	S52.03.11	H19.12.27	113,012	3
	S56	美濃加茂市	S56.09.28	—	300,319	1
		瑞浪市	S57.02.15	S58.09.24	439,247	2
S58	八百津町	S58.10.31	H20.02.14	188,420	2	
	池田町	S59.01.04	H3.03.31	122,890	3	
	本巣市(旧真正町)	S59.03.31	H2.03.31	93,519	2	
S61	本巣市(旧糸貫町)	S62.01.20	H6.03.31	230,310	2	
S62	土岐市	S63.02.26	—	259,212	2	
S63	垂井町	S63.07.02	—	51,117	1	
	美濃市	S63.07.15	—	313,990	2	
	海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27.07.13	151,986	3	
H3	本巣市(旧本巣町)	H4.03.16	—	96,366	1	
H18	関ヶ原町	H18.07.31	—	12,089	1	
H19	神戸町	H19.10.29	—	61,712	1	
計				4,150,945	63	
所 管 国	農林水産省 経済産業省 厚生労働省			県	農村振興課 企業誘致課	

※ 農村地域工業等導入促進法に基づき県が作成した実施計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行に伴い廃止。

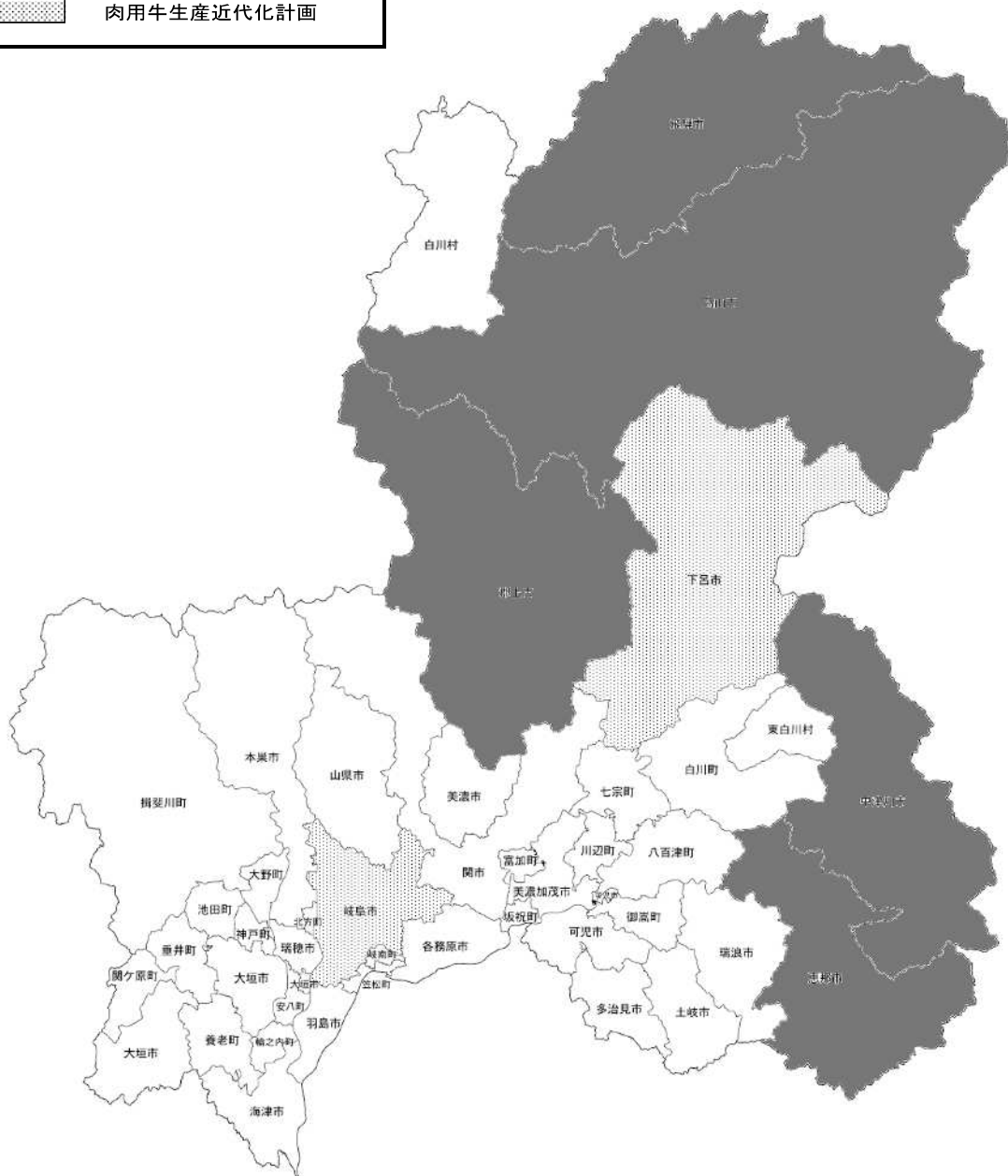
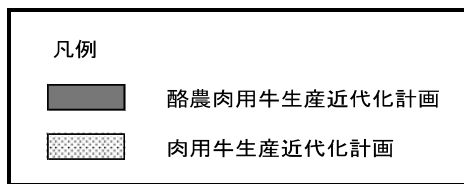
(*1) 平成29年12月の変更で3本の実施計画を1本に取りまとめ

(5)野菜指定産地

令和6年4月1日現在

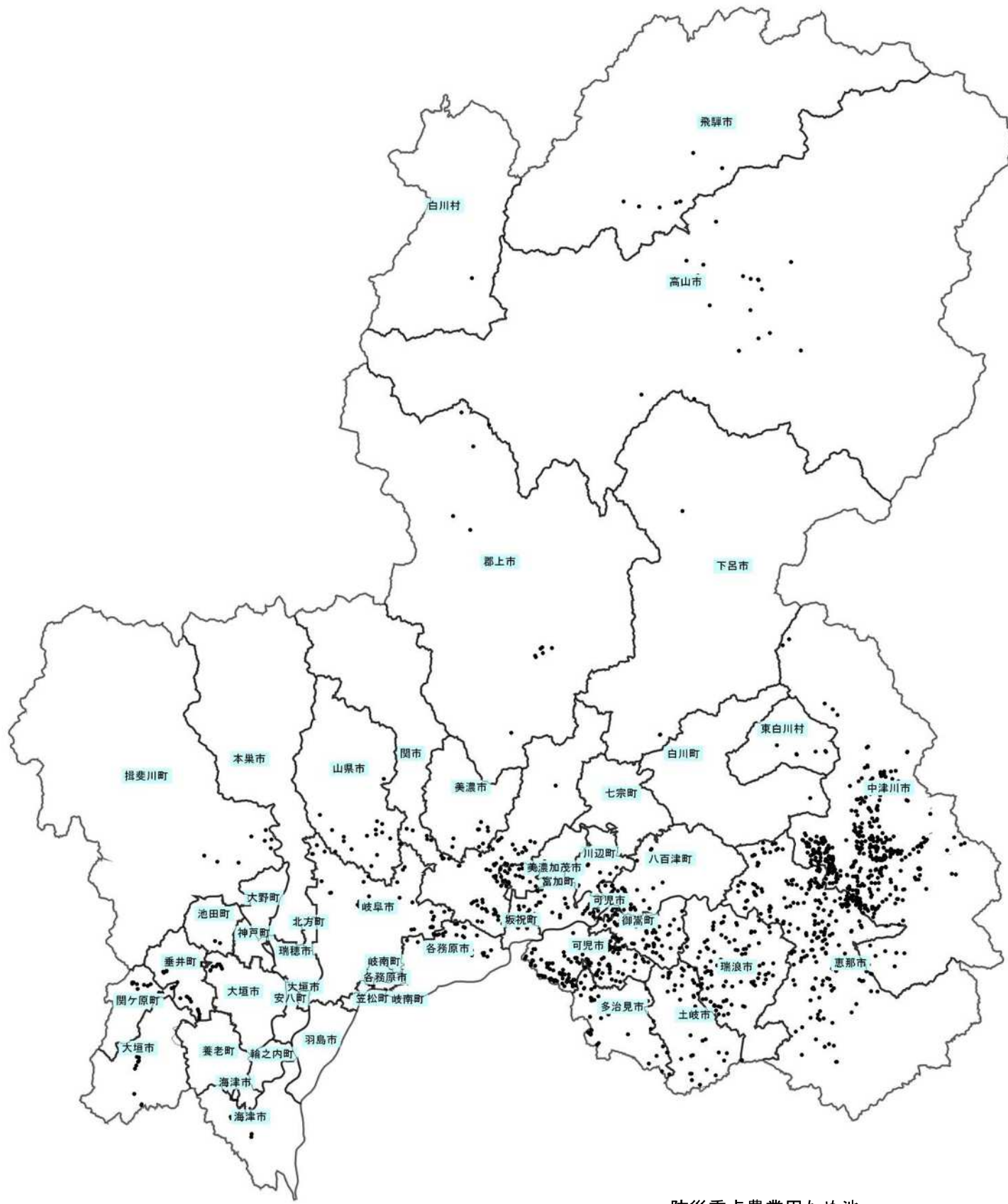
法律名	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)				
計画名	野菜指定産地生産出荷近代化計画				
産地	指定野菜名	産地名	指定年月日	計画樹立年月日	指定産地の区域
	冬春トマト	南濃	S41. 8.18	S42. 2.13	海津市 養老町 輪之内町
	夏秋トマト	東濃	S41. 8.18	S42. 2.13	中津川市 恵那市
		飛騨	S48.12.20	S51. 1.29	高山市 飛騨市 下呂市
		郡上	S58. 1.26	S58. 8.26	郡上市
		可茂	H14. 3.22	H17. 8.15	七宗町 白川町 東白川村
	たまねぎ	西南濃	S41. 8.18	S43. 1.25	大垣市 海津市 養老町 揖斐川町 大野町 池田町
	夏だいこん	飛騨北濃	S42. 6.19	S44. 1.25	高山市 飛騨市 郡上市
	秋冬だいこん	岐阜	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市
	冬にんじん	各務原	S42. 6.19	S45. 1.16	各務原市
	春夏にんじん	各務原	S45.12.22	S47. 1.31	各務原市
	秋冬さといも	各務原	S47. 6.28	S50. 1.31	各務原市
		中濃	S58. 1.26	S59. 1.30	関市 美濃市
	夏秋なす	恵那	S48. 3.20	S50. 1.31	中津川市 恵那市
	ほうれんそう	飛騨	S48. 6.21	S48. 7.30	高山市 飛騨市
		おくみの	H 3. 8.26	H 4. 3.19	郡上市
	夏秋きゅうり	西南濃	S50. 6.19	S51. 8.31	海津市 養老町 輪之内町
冬春きゅうり	西南濃	S59. 6.25	S62. 1.28	海津市	
計	8指定野菜12種別・17産地				
所管	(国) 農林水産省			(県) 農産園芸課	

(6) 酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村(令和6年2月末現在)



法 律 名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)	
計 画 名	酪農及び肉用牛生産近代化計画	
樹立地域		
酪農及び肉用牛生産近代化計画	高山市 中津川市 恵那市 飛騨市 郡上市	
	5市	
酪農生産近代化計画		
	—	
肉用牛生産近代化計画	岐阜市 下呂市	
	2市町	
計 7市町		
所 管	(国) 農林水産省	(県) 畜産振興課

(7) 防災重点農業用ため池

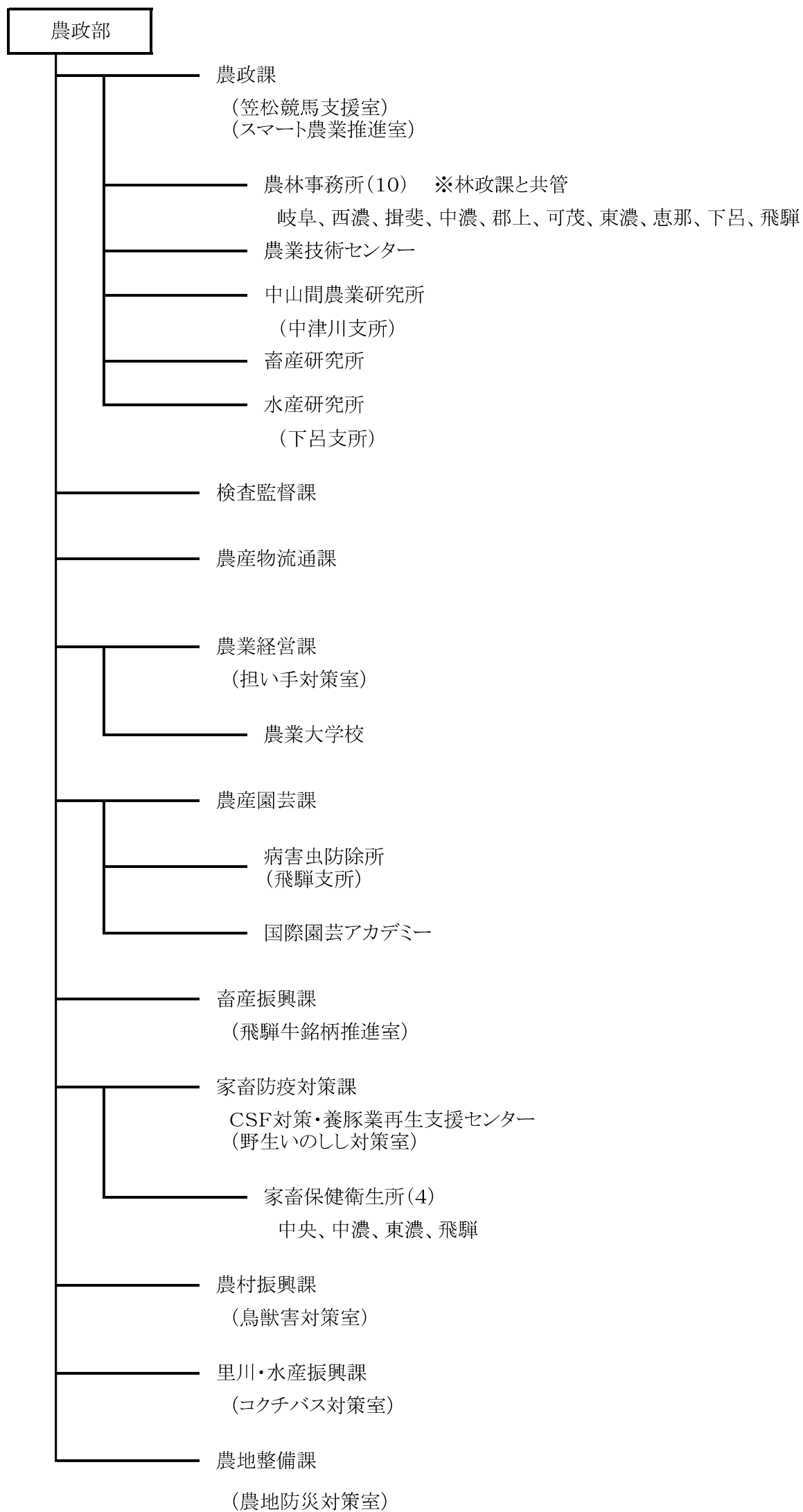


法 律 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和2年法律第56号)		
計 画 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画		
防 災 重 点 農 業 用 ため 池 の 指 定 要 件	1) ため池下流 100m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 2) 貯水量 1,000m ³ 以上で、下流 500m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 3) 貯水量 5,000m ³ 以上で、浸水想定区域内に住宅等がある 4) 自治体が必要と認めたもの		
防 災 重 点 農 業 用 ため 池	市 町 村	指 定 済 (か所)	【参 考】農業用ため池 (か所)
	岐 阜 市	3 5	3 5
	各 務 原 市	2 0	2 8
	山 県 市	1 7	2 3
	大 垣 市	2 0	2 2
	垂 井 町	2 9	2 9
	関 ケ 原 町	1 1	2 4
	海 津 市	6	6
	揖 斐 川 町	8	1 2
	池 田 町	2	2
	関 市	4 8	7 0
	美 濃 市	1 0	1 1
	郡 上 市	1 2	1 6
	美 濃 加 茂 市	4 2	5 3
	可 児 市	1 2 7	1 4 9
	坂 祝 町	4	4
	富 加 町	1 1	2 5
	川 辺 町	7	9
	八 百 津 町	2 9	3 7
	白 川 町	1	1 1
	東 白 川 村	7	3 0
	御 嵩 町	5 2	5 3
	多 治 見 市	3 4	3 5
	瑞 浪 市	1 0 2	1 4 5
	土 岐 市	4 0	4 2
	中 津 川 市	4 1 7	7 3 0
	恵 那 市	2 0 1	5 5 1
	下 呂 市	3	3
	高 山 市	1 8	2 4
	飛 騨 市	8	1 8
白 川 村	1	3	
計	3 0 市 町 村	1, 3 2 2	2, 2 0 0
所 管	国 農林水産省	県	農地整備課

※令和6年3月31日現在

4 行政組織等

(1)農政部組織図



(2)各課事務分掌表

① 農政課

現員43人（部長、次長3（事務1・技術2）、競馬組合派遣参与、競馬組合派遣参事、課長、管理調整監、技術総括監、農業研究企画監、笠松競馬支援室長、競馬監督監、スマート農業推進室長、検査監、副検査監含む）

担当名	分掌事務	現員
政策企画係	部の予算・政策、農業・農村整備の基本方針、国提案・要望、ぎふ農業・農村基本計画、農政審議会、農政企画会議、地方創生、知事会議、各種統計等	3
政策調整係	県議会、国との連絡調整、要望処理、防災・農業災害、出資法人、広報、貿易協定等の農業対策等	3
管理調整係	部内事務の連絡調整(管理調整関連)、褒章、叙勲、農業表彰、部内の人事、給与、服務、福利厚生、部内事務の連絡調整(予算経理関連)、予算編成・決算等	5
農業研究推進係	試験研究の設定・評価、研究機関の再編整備、知的財産（育成者権）の管理、研究交流・研究人材育成等	4
(笠松競馬支援室) 支援係	笠松競馬の支援	8 5 〔派遣〕
(スマート農業推進室) スマート農業推進係	スマート農業推進計画、スマート農業推進拠点の運営、スマート農業技術の実証、スマート農業技術研修、スマート農業推進協議会農業DXプラットフォーム構築等	5

② 検査監督課

現員8人（課長含む）

担当名	分掌事務	現員
監督係	農業協同組合及び農事組合法人の指導監督、水産業協同組合の指導監督・検査	3
検査係	農業協同組合の検査	4

※管理調整監、管理調整係は農政課と兼務

③ 農産物流通課

現員17人（課長、管理調整監、販売戦略企画監含む）

担当名	分掌事務	現員
流通企画係	農業者団体等の販売促進支援、卸売市場の監督・指導、農産物の広域流通情報（大阪農産物情報センターの運営）、フードバンク支援等	3 〔大阪駐在1〕
輸出戦略係	農産物の輸出促進 等	5
地産地消係	地産地消の推進、岐阜県農業フェスティバルの開催、農山漁村発イノベーション（6次産業化含む）の推進、アンテナショップの設置等	4
販売対策係	大都市圏における県産農畜水産物PR及び販路拡大 等	3

※管理調整監、管理調整係は農産園芸課と兼務

④ 農業経営課

現員 34 人（課長、管理調整監、技術指導監、担い手対策室長、主幹含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算、決算、監査、表彰、収入・支出、広報、財産管理、文書管理 その他庶務に関すること	2
普及企画係	協同農業普及事業の推進、普及関係事業の推進、新たなブランド育成支援事業、認定農業者の育成、農業担い手リーダーや女性農業者等の活動支援、農業大学の運営、農業教育機関との連携等	2
地域支援係 （農業革新支援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（土地利用型作物、持続可能な農業、GAP、畜産、鳥獣害、担い手育成、農業経営）、畜産項目の広域普及指導、行政・試験研究等との連携、普及指導員の資質向上	3 〔岐阜駐在 3〕
園芸技術支援係 （農業革新支援センター）	農業革新支援専門員としての普及技術指導（野菜、果樹、花き、スマート農業、6次産業化）、行政・試験研究機関との連携、普及指導員の資質向上、男女共同参画の推進	5 〔岐阜駐在 4 飛騨駐在 1〕
農業共済・金融係	農業保険事業、農業共済組合の指導・検査、農業制度資金（農業企業化資金、新規経営体育成資金等）、農業信用基金協会	3
（担い手対策室） 就農支援係	担い手育成プロジェクトの推進、ぎふアグリチャレンジ支援センターとの連携・調整、地域就農支援協議会・就農応援隊の活動支援、新規就農者育成総合対策事業の推進、ぎふ農業経営者育成発展支援事業の交付、認定新規就農者の育成、農福連携の推進、農福連携全国都道府県ネットワーク事務	4
（担い手対策室） 経営体強化育成係	農業経営基盤強化促進法関係事務、地域計画の策定推進、農地の集積・集約化の推進（農地中間管理事業）、農業経営者法人化等総合サポート事業、集落営農の組織化・法人化の推進、中山間地域等担い手育成支援事業、経営体育成支援事業、農業分野における外国人材活用の促進、企業の農業参入の推進、岐阜県農業用施設等災害対策事業	3
（担い手対策室） 就農研修係	・岐阜県就農支援センターにおける就農研修の運営等	3 〔海津駐在 3〕

農林水産省派遣 1
（一社）岐阜県農畜産公社派遣 3

⑤ 農産園芸課

現員30人（課長、管理調整監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
ぎふ清流GAP推進係	ぎふ清流GAPの推進、環境保全型農業の推進、環境負荷低減事業活動実施計画の認定、有機農業の推進、病害虫防除所の運営、植物防疫事業の推進、農薬の安全使用指導、農薬取締業務、地力増進対策、土壌汚染防止対策、肥料の品質確保及び検査業務等	5 (派遣1)
米麦大豆係	米・麦・大豆の生産振興、主要農作物の採種管理指導及び奨励品種決定調査の実施、農産物検査機関の登録管理・指導監督業務、米穀の流通監視業務、農作業安全の啓発	4
水田経営係	経営所得安定対策等の普及推進、農業再生協議会の運営・指導、需要に応じた生産と水田フル活用の推進、産地基幹施設等の整備支援	3
野菜果樹特産係	野菜・果樹・特産物の生産振興、産地基幹施設等の整備支援、野菜価格安定対策の支援、燃油対策、農業用使用済みプラスチック適正処理の推進、飛騨美濃特産名人の認定、放射性物質モニタリング検査の実施、県園芸特産振興会等関係団体の支援、飛騨・美濃伝統野菜の生産振興、蚕業振興、薬草による地域振興	3
花き係	花きの生産振興、展示会等への出展支援、園芸福祉活動、国際園芸アカデミーの運営、花き総合指導センターの活用	3
花き振興係 (清流の国ぎふ花と緑の振興センター)	技術・経営力向上研修の実施、ぎふ花と緑の振興コンソーシアムの運営、県産花きの活用拡大、花育の推進	4

(一社) 岐阜県農畜産公社 派遣

⑥ 畜産振興課

現員19人（課長、管理調整監、畜産指導監、飛騨牛銘柄推進室長含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査、防災・危機管理 等	3
養豚・養鶏係	畜産振興計画の策定、養豚・養鶏・養蜂の生産振興、国庫補助事業の総合支援、食肉流通関係の指導、畜産関係融資の審査、リース事業の審査、畜産統計、畜産技術研修、畜産広報、畜産災害、畜産経営指導、養豚、養鶏、養蜂団体の指導 等	3
酪農・飼料係	酪農の生産振興、乳用牛改良の推進、学校給食用牛乳供給支援、県営家畜育成牧場の管理運営、家畜排せつ物法、自給飼料増産対策の推進、耕畜連携の推進、飼料安全対策の推進、酪農団体の指導 等	3
畜産基盤係	畜産基盤再編総合整備事業の推進、草地整備の推進、県営牧場の整備、公共牧場の利用推進、強い畜産構造改革支援事業の推進、畜舎建築特例法 等	2
（飛騨牛銘柄推進室） 銘柄推進係	肉用牛の生産振興、肉用牛改良の推進、飛騨牛振興プロジェクト、全国和牛能力共進会の支援、肉用牛団体の指導、家畜の流通、肉用牛の担い手育成、畜産GAPの推進 等	3

（一社）岐阜県農畜産公社 派遣 1

⑦ 家畜防疫対策課

現員17人（課長、野生いのしし対策室長、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
防疫推進係	家畜防疫対策の政策立案、CFS有識者会議、国への提案、他県との政策連携（知事会PT含む）、県議会、広報、家畜保健衛生所の整備、豚熱ワクチン接種、CSF対策・養豚業再生支援センターの運営、豚熱発生農場等の経営再開支援 等	3
防疫指導係	家畜伝染病予防、家畜保健衛生所の運営、家畜保健衛生事業、獣医事・動物薬事、家畜人工授精及び受精卵移植の推進、家畜衛生関係団体の指導、家畜衛生に関する大学連携、家畜防疫体制の強化 等	4
捕獲調査係 （野生いのしし対策室）	捕獲方針の策定、調査捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業・鳥獣被害防止総合対策交付金（いのしし関係）、捕獲データ・サーベイランス結果の分析 等	3
経口ワクチン対策係 （野生いのしし対策室）	経口ワクチン野外散布実施計画策定、散布地域の調整、散布等作業班の編成及び全体調整、経口ワクチン及び必要資材等の調達管理、岐阜県経口ワクチン対策協議会の運営管理・会計 等	3

※管理調整監、管理調整係は畜産振興課と兼務

⑧ 農村振興課

現員 21人 (課長、管理調整監、鳥獣害対策室長 含む)

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
農村企画係	都市農村交流促進（グリーンツーリズム、農泊等）、ふるさと農村活性化対策基金事業、棚田地域水と土保全基金事業、棚田地域の振興、市民農園、都市農業の振興 等	3
農村支援係	遊休農地対策、農山漁村振興推進交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、経営構造対策事業、生態系保全支援事業、人権問題啓発推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業 等	3
農地利用係	農地法関係事務（農地転用許可等）、農村地域への産業導入、農事調停 等	3
農地調整係	農振法関係事務（農業振興地域の指定・農業振興地域整備計画等）、旧農地保有合理化の促進、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構指導、国有農地、公益法人等への指導 等	4
（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係	鳥獣害対策の推進（鳥獣被害防止特措法関係、野生鳥獣の個体数管理事業等）、獣肉（ぎふジビエ）の利活用推進、カワウによる漁業被害対策 等	3

⑨ 里川・水産振興課

現員17人（課長、管理調整監、水産振興企画監、コクチバス対策室長含む）

担当名	分掌事務	現員
里川振興係	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承、清流長良川あゆパーク管理運営 等	4
水産係	内水面漁場管理委員会、漁業取締、遊漁者増大対策 等	2
漁業振興係	岐阜県水産業振興計画の進捗管理、漁業経営持続化対策、鮎の資源増殖推進、親魚養成実証、内水面振興施設整備、内水面漁業研修センター運営 等	3
(コクチバス対策室) コクチバス対策係	岐阜県コクチバス駆除総合対策の進捗管理、外来魚生息拡大防止対策 等	4

管理調整係は農村振興課と兼務

⑩ 農地整備課

現員 27人 (課長、管理調整監、技術指導監、課長級 (県土連派遣)、農地防災対策室長含む)

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算編成、決算、監査、用地事務、公有財産 等	3
調査計画係	農業農村整備事業の総合企画、事業調整、政策調整、計画調査、設計積算、技術調整、水利権、水資源、国営・機構営事業、広報、職員研修 等	5
事業管理係	換地計画の決定・認可、土地改良財産の管理、土地改良事業計画の決定・認可、確定測量成果の認証申請、土地改良区等の設立・解散認可・指導監督、土地改良事業に係る訴訟、異議紛争処理、飛騨エアパーク管理運営 等	3
水利・小水力係	県営かんがい排水事業、土地改良施設突発事故復旧事業、基幹的農業用水路強靱化事業、土地改良施設保全計画策定事業、県営農村環境整備事業、小水力発電施設整備事業、小水力発電による環境教育推進事業、田んぼダム実証事業 等	2
農地・農道係	県営経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業、県営農業基盤整備促進事業、県営広域農道整備事業、県営基幹農道整備事業、県営農道施設強化対策事業、経営体育成基盤整備事業、土地改良事業調査設計事業、農地集積促進意向調査事業、農道施設保全対策事業、団体営農道保全計画策定事業 等	2
総合整備係	県営中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、農村振興総合整備実施計画調査、団体営農業集落排水事業、農業集落排水維持適正化事業、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業、中山間地域農業生産基盤整備促進事業、生態系保全施設整備推進事業、用排水路・河川落差解消支援事業 等	2
(農地防災対策室) 農地防災係	県営湛水防除事業、地すべり防止施設管理事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、県営特定農業用施設等災害復旧事業費、団体営農地災害復旧事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農業水利施設管理強化事業、農業用排水機維持管理事業 等	2
(農地防災対策室) ため池防災係	県営ため池等整備事業、団体営ため池等防災力強化事業、県営ため池防災対策事業、団体営ため池サポートセンター事業、ため池防災支援事業、農地防災ダム点検管理強化事業、県単農業農村整備事業、農業用施設緊急改修事業、農業農村整備調査事業、土地改良事業に係る市町村支援、大規模災害時の中長期派遣 等	3

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

発行 令和6年4月

編集 岐阜県農政部

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-1111(代表)